

---

北海道新聞 2023

---

広告掲載基準

---

北海道新聞社



# 北海道新聞広告倫理綱領

北海道新聞社は、新聞広告の社会的使命と責任を認識し、広告の信頼向上に努めます。

1. 広告は真実を伝えるものとします
1. 広告は関係諸法規を守るものとします
1. 広告は読者の利益を守るものとします
1. 広告は紙面の品位を保つものとします

## 【責任の所在】

広告の掲載には社会的、法的な責任が伴います。掲載された広告の内容について、本社が負担した損害を含め、一切の責任は広告主が負うものとします。

## 【広告の掲載権】

広告の掲載可否の最終決定権は本社が保有し、審査の上、広告の掲載をお断りすることがあります。また、その理由を明示する義務は負いません。

### 〔北海道新聞広告掲載基準のご利用について〕

- 本基準の規定の解釈・判断は、すべて本社の見解によります。
- 規定に **実態**（実態審査）とある場合は、外部機関に委託することも含め、企業の実態などの確認・調査を行った上で掲載の可否を判断させていただきます。また、マークが規定にない場合でも、確認・調査を行なうことがありますのでご了承ください。
- 規定に **事前**（事前審査）とある場合は、掲載予定原稿の表示内容について審査を行ないます。掲載申し込みの都度、事前に広告原稿をご提出ください。
- 必要表示事項、表示できない事項、表示可能事項は以下のマークを付けています。
  - …必要表示事項
  - …表示できない事項
  - …表示可能事項
- 本基準は、本社独自の判断による規定のほか、各種法令、公正競争規約、自主規制などで構成されています。各規定には根拠となった関連法規を明記していますのでご参照ください。 **関連**
- 法令などを根拠とする本基準の規定は、その全てを網羅したものではありません。広告掲載の際は、関係法規を順守してください。
- 法令などの新設、改廃、そのほか状況の変化によって本基準の規定を予告なく変更することがあります。最新の規定を確認したい場合は、本社営業局ホームページをご覧ください。  [⇒https://adv.hokkaido-np.co.jp/etc/kijun.html](https://adv.hokkaido-np.co.jp/etc/kijun.html)
- 法令の条番号後の（ ）は、法令に付いている見出しです。＜ ＞は、見出しが付けられていないため、本社で仮に付けた見出しになります。
- 根拠として挙げた法令などは2023年12月1日現在のものです。

# 目次

全般規定.....	6
一般的な表示 .....	7
〔1〕 責任の所在と連絡先の明示.....	7
〔2〕 不当表示の禁止 .....	7
〔3〕 消費税の表示.....	8
〔4〕 知的財産権・アマチュア規定など.....	8
〔5〕 個人情報の利用.....	9
〔6〕 差別的な表現.....	9
〔7〕 社会の風紀を乱す表現.....	10
〔8〕 ホームページなどの表示 .....	10
〔9〕 記事体広告・道新企画制作の広告.....	10
〔10〕 広告特集.....	11
〔11〕 商品広告規定（道新エゾリス便） .....	11
〔12〕 懸賞・景品類の提供 .....	11
〔13〕 クーポンなど .....	13
〔14〕 いわゆる富くじの発売ⓧ.....	13
〔15〕 割賦販売など .....	13
求人.....	15
〔1〕 必要表示事項.....	15
〔2〕 男女差をつけた募集の禁止ⓧ .....	16
〔3〕 年齢制限禁止の例外事項 .....	17
〔4〕 そのほか掲載できないものⓧ.....	17
〔5〕 高校新卒予定者の募集 .....	18
〔6〕 そのほかの募集 .....	18
〔7〕 労働者派遣、請負、モニター募集など .....	19
〔8〕 職業紹介事業.....	19
〔9〕 代理店・フランチャイズなどの募集 <b>事前/実態</b> .....	19

金融.....	20
〔1〕 金融商品 <b>事前/実態</b> .....	20
〔2〕 銀行・信用金庫・信用組合など.....	20
〔3〕 保険.....	22
〔4〕 商工ローン・消費者金融など貸金業 <b>事前/実態</b> .....	24
特定商取引.....	26
〔1〕 通信販売 <b>事前/実態</b> .....	26
〔2〕 特定継続的役務提供 <b>事前/実態</b> .....	27
〔3〕 連鎖販売取引（マルチ商法など） <sup>ⓧ</sup> .....	27
不動産.....	28
〔1〕 必要表示事項図.....	28
〔2〕 表示事項の注意点図.....	38
〔3〕 広告表示開始時期の制限.....	39
〔4〕 建築条件付き土地図.....	39
〔5〕 予告広告・シリーズ広告の特例.....	39
〔6〕 見やすい大きさの文字による表示.....	40
〔7〕 必要表示事項の適用除外.....	40
〔8〕 特定事項の明示義務図.....	41
〔9〕 節税効果などの表示図.....	41
〔10〕 特定用語の使用基準ほか.....	42
〔11〕 二重価格表示と割引表示.....	42
〔12〕 道外や外国の不動産 <b>事前/実態</b> .....	42
〔13〕 景品類の提供.....	43
老人福祉関係.....	44
〔1〕 有料老人ホーム <b>事前</b> .....	44
〔2〕 サービス付き高齢者向け住宅.....	46
〔3〕 老人福祉施設・認知症高齢者グループホームなど.....	47
〔4〕 介護老人保健施設.....	47
医療機関.....	48

〔1〕 病院・診療所・歯科医院・助産師 <b>事前</b> .....	48
〔2〕 獣医師 <b>事前</b> .....	51
〔3〕 あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師 <b>事前</b> .....	52
〔4〕 エステティック・カイロプラクティック・整体・気功など <b>事前/実態</b> .....	52
<b>医薬品・医療機器・医薬部外品・化粧品・健康食品・健康雑貨 <b>事前/実態</b> ..</b>	<b>54</b>
〔1〕 医薬品.....	54
〔2〕 医療機器.....	55
〔3〕 医薬部外品 .....	56
〔4〕 化粧品.....	60
〔5〕 健康食品.....	62
〔6〕 栄養機能食品.....	63
〔7〕 特定保健用食品（トクホ） .....	64
〔8〕 機能性表示食品 .....	65
〔9〕 健康雑貨.....	66
<b>学校・教育関係 <b>事前/実態</b> .....</b>	<b>67</b>
〔1〕 学校 .....	67
〔2〕 学習塾、家庭教師、英会話教室、パソコン教室.....	67
〔3〕 外国への留学、研修、ホームステイなど.....	67
〔4〕 外国大学日本校.....	67
〔5〕 劇団、タレントスクールなど .....	67
<b>自動車 .....</b>	<b>68</b>
〔1〕 新車 .....	68
〔2〕 中古自動車 .....	69
〔3〕 新車・中古車共通の注意事項 .....	69
<b>旅行 .....</b>	<b>71</b>
〔1〕 募集型企画旅行の必要表示事項.....	71
〔2〕 そのほか注意事項 .....	72
<b>政治・選挙広告.....</b>	<b>74</b>
〔1〕 選挙広告 <b>事前</b> .....	74

〔2〕 政党・政治団体などによる政治活動の広告 <b>事前</b>	78
〔3〕 公職選挙法違反と見なされるおそれのある広告 <b>事前</b>	78
出版	80
〔1〕 出版広告の定義	80
〔2〕 掲載できないもの <sup>⊗</sup>	80
〔3〕 朝刊一面記事下広告について	80
〔4〕 中面の広告について	80
そのほかの表示	84
〔1〕 意見広告 <b>事前/実態</b>	84
〔2〕 尋ね人 <b>事前/実態</b>	84
〔3〕 紛失・盗難など <b>事前/実態</b>	84
〔4〕 謝罪・釈明など <b>事前/実態</b>	84
〔5〕 リコール社告	84
〔6〕 退社（解雇）告知 <sup>⊗</sup>	85
〔7〕 寄付金・クラウドファンディングの募集 <b>事前/実態</b>	85
〔8〕 国外法人 <b>事前/実態</b>	85
〔9〕 ゴルフ場などの会員募集 <b>事前/実態</b>	85
〔10〕 手形・小切手など有価証券の無効告知	85
〔11〕 債権取り立てなど <sup>⊗</sup>	86
〔12〕 宗教関係 <b>事前/実態</b>	86
〔13〕 易・占い・運命鑑定 <b>事前/実態</b>	86
〔14〕 弁護士・司法書士	86
〔15〕 探偵・調査業 <b>事前/実態</b>	87
〔16〕 結婚あっせん・求婚・養子縁組など <b>事前/実態</b>	87
〔17〕 墓地・納骨堂など	87
〔18〕 動物取扱業 <b>事前/実態</b>	87
〔19〕 古物商 <b>実態</b>	88
〔20〕 用品回収など <b>実態</b>	88
〔21〕 風俗営業や暴力団など <sup>⊗</sup>	88

## 全般規定

次の各項に該当する広告は掲載できません。⊗

1. 責任の所在が不明確なもの
2. 内容、目的が不明確なもの
3. 関係諸法規に違反、またはそのおそれがあるもの
4. 虚偽、誇大、または不正確で誤認を与えるおそれのあるもの
5. 自己の優位性を強調するために、ほかを引き合いに出す広告で不適当な表現のもの
6. 人種、民族、身分、地位、地域、職業、性別、性的マイノリティー、病氣、障害などについて差別するものや、プライバシーの侵害、セクシャルハラスメントなど人権を侵害するおそれのあるもの
7. 他者の名誉を棄損、あるいは中傷・誹謗するおそれのあるもの
8. 信用棄損、業務妨害などのおそれのあるもの
9. 反社会的、非道德的など社会秩序を乱すおそれのあるもの
10. 詐欺的なもの、またはいわゆる不良商法と見なされるもの
11. 非科学的、または迷信に類するもので、読者を惑わせ、不安を与えるおそれのあるもの
12. 他者の名義、写真、談話および商標、シンボルマーク、著作物、特許などを無断で使用したもの
13. 投機、射幸心などを著しくあおるおそれのあるもの
14. 青少年の健全な育成を妨げるおそれのあるもの
15. 裁判中、係争中または将来係争に発展する可能性があり、争点そのものに関連すると当社が判断するもの。ただし、客観的な事実の表現にとどまり相手の中傷・誹謗していない、過激な表現や不確実な主張をしていない、公共性があるなどと当社が認めたものに限り掲載できます
16. 本紙の記事を訂正、あるいは否定するもの。ただし、当社が事実を確認し、承認したものは掲載できます
17. 本社の社会的評価、紙面の品位を低下させられるもの
18. 事実と反して、当社が広告主を支持、またはその商品、サービスなどを推奨あるいは保証しているかのような表現のもの
19. 広告の掲載によって、当社が不利益を被るおそれがあるもの
20. そのほか北海道新聞社が不適当と認めたもの

# 一般的な表示

## 〔1〕責任の所在と連絡先の明示

責任の所在を明確にするため、企業名や、確実に連絡が取れる住所、電話番号、URLなどを明示してください。ただし、一般によく知られており、容易に問い合わせ先が分かると本社が判断したものはその限りではありません。

## 〔2〕不当表示の禁止

事実と違って、商品やサービスが実際のものや他より著しく良いと思わせるもの（優良誤認）や、著しく得だと思わせるもの（有利誤認）は景品表示法で不当表示とされ、禁止されています。

### 1. 「ナンバーワン」「最高」「完全」などの表現について

「最大」「最高」「NO.1」など最上級を表したり、「絶対」「完全」などまったく欠けるところがないことを保証したり、商品などの著しい優位性をうたうものは、客観的で具体的根拠がなければ表示できません。どの分野や範囲での優位か具体的に示していない場合も同様です。

掲載後に消費者庁などから根拠を求められることがあります。その時に資料を15日以内に提出できない場合や、提出できてもその資料が客観的または適切な引用ではなかったりするなど、確実な根拠だと認められない場合は行政指導を受けることになります。

**関連** 景表法第7条2項<不実証広告規制>・「不当景品類及び不当表示防止法第7条第2項の運用指針－不実証広告規制に関する指針」消費者庁

### 2. 二重価格表示について

二重価格表示をする場合には、正しい根拠を持った比較対照価格を表示してください。実態を伴わない価格を比較対照とすることは不当表示に該当するおそれがあります。比較対照として使用できるものは次のものがあります。

#### A.過去の販売価格

少なくとも過去2週間以上、過去8週間のうち過半（8週間未満は2週間以上）の販売実績があり、その価格で販売した最終日が2週間以上前にさかのぼらないものである必要があります。

#### B.将来の販売価格

将来の予定価格を比較対照にする場合は、その価格で販売する確実な計画がなければなりません。具体的なセール期間や終了日を表示することを推奨します。

また、比較対照価格での販売期間が極端に短い場合は有利誤認の恐れがあります。少なくとも2週間以上の期間が必要とされています。

#### C.希望小売価格

「メーカー希望小売価格」など、あらかじめカタログ、その他広告媒体等により公表されたものになります。

#### D.他の顧客向けの販売価格

「初回限定価格」「会員限定価格」など特定の条件を満たしている場合などのことです。

**関連** 「不当な価格表示についての景品表示法上の考え方」「将来の販売価格を比較対照価格とする二重価格表示に対する執行方針」消費者庁

### 3. 明瞭な表示について

使用する文字は、大きさ、スタイル、色など読者に読みやすい表示をしてください。品質の優位性や価格の安さを強調する表示（強調表示）を行う場合、例外や制約条件があるときは、強調した表示の近接した場所に読みやすい文字などで表示する必要があります（打ち消し表示）。法令などによっては文字のポイントなどを指定している場合もありますので注意してください。

**関連** 「見にくい表示に関する実態調査について」公正取引委員会

### 4. おとり広告の禁止

表示した商品やサービスなどが実際は販売・提供されていないか、販売・提供されていても著しく商品が少なかったりした場合は、不当に店舗へ誘引を図る「おとり広告」として不当表示になりますので注意してください。

**関連** 「おとり広告に関する表示（指定告示）」「おとり広告に関する表示等の運用基準」消費者庁

### 5. 比較広告 **事前**

比較広告は、次の各項をすべて満たすものに限り掲載します。比較広告を行う場合は客観的で確実な根拠を広告中に表示してください。

- A.比較広告で主張する内容が客観的に実証されていること
- B.実証されている数値や事実が正確・適正に引用されていること
- C.比較の方法が公正であること

**関連** 「比較広告に関する景表法上の考え方」消費者庁

## 〔3〕消費税の表示

商品などの価格を表示する場合は、消費税を含めた総額表示が義務付けられています。メーカー希望小売価格など消費者に直接販売する価格とならないものは税別でもかまいませんが、その場合は税別である旨を明示してください。また、課税対象の商品にもかかわらず、あたかも消費税がかからないかのような表示はできません。

**関連** 消費税法第63条（価格の表示）・「消費者に対して価格を表示する場合の価格表示に関する消費税法の考え方」財務省

## 〔4〕知的財産権・アマチュア規定など

### 1. 著作権・肖像権・商標権などの使用

他者の制作物や氏名、人の写真、商標などを広告に利用する場合は、権利保有者の承諾を得てください。係争中のものや係争を誘発するおそれのあるものは掲載できません。また、北海道新聞の記事などの本社の著作物の利用は事前に許可を得てください。

**関連** 著作権法第48条（出所の明示）・同第63条（著作物利用の許諾）・商標法第37条（侵害とみなす行為）

### 2. 国旗・赤十字マークなどの使用

国旗は商標として使用することは禁止されています。商品や広告などにデザインとして表示する場合でもその尊厳を損なわせるものや、政府の関与に見せかけたり、原産地を誤認させたりするような表示はできません。国際連合旗は国連の規定で、商業目的の使用は認められていません。赤十字マークも商業目的や商品と関連させて表示できません。

**関連** 不正競争防止法第16条（外国旗等の商業上の使用禁止）・同第17条（国際機関の標章の商

業上の使用禁止)・「F l a g C o d e」国際連合・赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律第1条・著作権法第63条(著作物の利用の許諾)・商標法第37条(侵害とみなす行為)

### 3. 通貨・郵便切手などの使用

本物と紛らわしいものは掲載できません。また、尊厳を損なわせるような表示はできません。使用する際は大きさをえるか、「見本」などと表示するなど本物と区別がつくようにしてください。

**関連** 刑法第148条(通貨偽造及び行使等)・通貨及証券模造取締法第1条・郵便切手類模造取締法第1条

### 4. アマチュアスポーツ **事前**

競技者、役員の名・写真・談話などを使用する場合、当該者のほか競技団体の許諾が必要な場合があります。許可がない場合、選手などにペナルティーが課されるおそれがありますので、使用方法を含めて確認してください。

**関連** 日本学生野球憲章第24条(新聞・通信、テレビ・ラジオ、出版などに関与する基本原則)

### 5. オリンピックなど国際的な大会・催事 **事前**

オリンピックに関する主な知的財産(オリンピックシンボル、大会エンブレム、大会名称、大会マスコット、ピクトグラム、大会モットー、オリンピックに関する用語、画像及び音声等)は、国際オリンピック委員会(IOC)および日本オリンピック委員会(JOC)が権利を保有し、独自のマーケティング方針によって活用しています。

参加選手の肖像、結団式、壮行会など含めた使用は、JOCの許諾が必要です。また、オリンピックのイメージを利用した、いわゆるアンブッシュマーケティング(便乗広告)も厳しく規制されています。そのほか国際的な催事・大会なども主催団体が管理していますので、マーク、標語などを使用する場合はその許諾が必要になります。

**関連** オリンピック憲章規則7(オリンピック競技大会とオリンピック資産に関する権利)・「アンチ・アンブッシュマーケティングガイドライン」

### 6. 皇室、元首

皇室を扱う場合は、その尊厳を損なうことのないように注意を払ってください。各国の王室、元首についても同様です。写真・紋章・談話などを広告に使用する場合は、事前に宮内庁や当該大使館の了承を得てください。

## 〔5〕 個人情報の利用

個人情報を取得する際は、利用目的を明示してください。明示した目的以外に個人情報の利用はできません。利用目的にそぐわない不要な個人情報の取得はできません。

**関連** 個人情報保護法第17条(利用目的の特定)・同第18条(利用目的による制限)・同第20条(適正な取得)・同第21条(取得に関しての利用目的の通知等)・「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)」個人情報保護委員会

## 〔6〕 差別的な表現

人種、民族、職業、病気、心身の障害、性別、性的マイノリティーなどで、差別に当たる表現はできません。意図しなくても差別される側に対して侮辱や精神的な苦痛を与える場合がありますので、表現は十分配慮してください。

## 〔7〕社会の風紀を乱す表現

社会の風紀を乱し、紙面の品位を低下させるおそれのある、次の表現は掲載できません。

- A.社会の秩序に明らかに反すると思われるもの
- B.暴力や犯罪を肯定したり、賛美したりする表現のもの
- C.露骨に性的な表現などで、青少年や一般家庭に悪影響を与えるおそれのあるもの
- D.そのほか北海道新聞の紙面の品位を低下させるとと思われるもの

## 〔8〕ホームページなどの表示

インターネットのウェブサイトやメールサービス、SNSなどで本基準に反するものや、違法性が高いと思われる内容は表示できません。

また、ウェブサイト自体に問題がなくとも、リンク先のサイトに問題がある場合も表示できないことがあります。

## 〔9〕記事体広告・道新企画制作の広告

### 1. 記事体広告

新聞記事に似せた体裁のいわゆる記事体広告は読者が記事と混同するため、ステルスマーケティングの不当表示に当たる恐れがあります。

広告中に、大きさなど目立つ文字で「広告」「宣伝」「プロモーション」「PR」などと、見やすい場所に明示してください。

### 2. 道新企画制作の広告 **事前**

道新で企画・制作したものについては、媒体としての制作責任が発生します。企画制作物は必ず担当セクションのチェックを受けてから掲載してください。

記事体や情報提供のみの内容で、読者が容易に広告と認識できない場合、ステルスマーケティングに当たり、不当表示とされるおそれがあります。一般の記事体広告と同様に、「広告」「宣伝」「プロモーション」「PR」と明示するか、文章で広告主の表示であることや協賛を得ていることを明示してください。

#### A.企画・制作のクレジット表示

道新が企画・制作する広告は、「企画制作／北海道新聞社営業局」と表示できます。広告中に目立つ大きさの文字で、見やすい場所に明示して下さい。支社営業部が企画・制作し、掲載が支社管内の場合は、「北海道新聞〇〇支社営業部」と表示できますが、原則、全道版は、「企画制作／北海道新聞社営業局」と表示してください。全道版や管内の掲載版を超える場合で、支社営業部のクレジットを使用するときは、掲載範囲管轄の担当部署に相談してください。そのほか、広告のすべてが道新企画制作の広告で、広告主が明確にならない場合は「提供（広告主名）」など表記ができます。

#### B.用字・用語など

道新の企画・制作物の用字・用語や記事体での組み付けは、原則編集記事にならいます。

#### C.そのほか注意事項

「NO.1」などの最上級表現や、商品などの優良性をうたう場合には、根拠となる客観的なデータが必要です。また、本社が不適当と判断する広告主（業種）は、企画の対象にはできません。

**関連** 「一般消費者が事業者の表示であることを判別することが困難である表示」<景品表示法指定告示>

## 〔10〕 広告特集

広告特集は、一定のテーマに基づいて本社が企画・制作し、複数ページにわたる広告特集は、通常複数社の協賛が原則です。広告特集を制作する場合はフロント記事部分に「北海道新聞（テーマ名）広告特集」と明示してください。

## 〔11〕 商品広告規定（道新エゾリス便）

「道新エゾリス便」は広告主1社の単独使用に限ります。

### 1. 体裁とページ数

- A. ブランケット判                      2ページまたは4ページ  
B. タブロイド判                        4ページまたは8ページ

そのほかにも可能なものがありますので、詳しくはお問い合わせください。また開き方は、順開き（新聞と同じ右開き）、逆開き（左開き）が選べます。

### 2. 色数・紙質

色数に制限はありません。紙質も自由に指定できます。

### 3. 配布エリア

配布エリア・切り替えは①広域版②市町村版③販売所版一の3つになります。郵送地区は原則、配布対象外です。そのほか詳細はお問い合わせください。

### 4. 題字について

北海道新聞に準ずるロゴをフロント面上部に配置してください。左右は問いません。

#### A. ロゴの種類

「北海道新聞」（縦・横）英字ロゴ（DOSHIN、D o s h i n）（横のみ）

#### B. ロゴの大きさ

「特大」「大」「中」「小」の4種類があり、体裁によって使用サイズの指定があります。ブランケット判は「大」または「中」、タブロイド判は「中」または「小」を使用してください。「特大」はブランケット二連版の場合のみ使用できます。

#### C. 使用色

原則スミまたは白抜き

#### D. 配布日表示

明朝体またはゴシック体を利用して、フロント面の上部に配布日の年月日と曜日を表示してください。

## 〔12〕 懸賞・景品類の提供

懸賞などで景品類を提供する場合、景品表示法で懸賞金額・提供賞品の価格、景品総額の上限が定められています。

種類	取引価額	景品の最高額	景品総額の最高額
一般懸賞	5000円未満	取引価額の20倍	売上予定総額の2%
	5000円以上	10万円	
共同懸賞	—	30万円	売上予定総額の3%
総付景品	1000円未満	200円	—
	1000円以上	取引価額の2/10	

業種	懸賞等の種類	制限額
新聞	一般懸賞	取引価額の10倍か、5万円のいずれか低い方で、総額が1000分の7
	総付景品	取引価額の100分の8か、6カ月分の購読料金の100分の8のいずれか低い方
雑誌	アンケートやクイズの景品	3万円を超えない額
不動産	総付景品	取引価額の10分の1または100万円のいずれか低い方

## 1. 一般懸賞

商品・サービスの利用者に対し、抽せんやじゃんけんなどの偶然性、クイズやコンテストなどの優劣などによって景品類を提供することを「懸賞」といい、共同懸賞以外は「一般懸賞」に当たります。

## 2. 共同懸賞

市町村など一定の地域の小売、サービス業者の相当多数が集まり、中元・歳末セールを行う場合や、一定の地域の同業者の相当多数が共同で実施するものは、共同懸賞に当たります。

## 3. 総付（そうづけ）景品

消費者に対し、商品・サービスの利用者や来店者に対してもれなく金品を提供する場合や、商品・サービスの購入の申し込み順や、来店の先着順により提供するなど、「懸賞」によらずに提供される景品類は、一般に「総付景品」「ベタ付け景品」と呼ばれます。

## 4. オープン懸賞（取引付随にならないもの）

商品・サービスの購入や来店を条件とせず、郵便はがき、ファクシミリ、ウェブサイト、電子メール等で申し込むことができ、抽せんなどで金品などが提供されるものは、一般に「オープン懸賞」と呼ばれ、景品規制の適用にはなりません。ただし、購入しなくても応募するために、店舗で受付する場合は取引付随とされ景品規制を受けます。インターネットでは、ネットモールなど購入が可能なページで応募を受付する場合でも取引付随とはみなされません。

## 5. 景品に当たらないもの

一般的な商習慣からみて、値引き、商品に付属するもの、アフターサービスと認められるもの、商品購入などに付属すると認められるものは景品類には当たりません。ただし、懸賞で提供される場合や、明らかに正常な商慣習に照らし、適当と認められない、過大なものは景品に当たります。また、プレゼントなどの表現を使用すると、景品とみなされるおそれがあります。

- A. 割引、ポイント付加や増量キャンペーン、キャッシュバックなど値引きと認められるもの
- B. 機器の取り付けやサポートなど、アフターサービスと認められるもの
- C. 見本その他、宣伝用の物品やサービス
- D. 自社の商品やサービスに用いられる割引券など
- E. 開店披露、創業記念で提供される物品やサービスなど

**関連** 景品表示法第4条（景品類の制限及び禁止）・「不当景品類及び不当表示防止法第2条の規定により景品類及び表示を指定する件(告示)」 「一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限」 「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」 「景品類等の指定の告示の運用基準」 「景品類の価額の算定基準」 消費者庁

## [13] クーポンなど

クーポンは広告中の一部を切り取り、割引などの経済上の利益を得るもので、①割引券②見本等請求券③資料請求券一の3種類です。クーポンを切り取らずに掲載紙や広告全体を切り抜くものはそれに当たらないので掲載できません。新聞社がかかわるものは新聞業における景品に当たるため掲載できない場合があります。

**関連** 新聞業景品類公正競争規約第5条（クーポン付き広告）

## [14] いわゆる富くじの発売\*

個人や団体が許可なく、あらかじめ番号札や券を発売し、その後に抽せんなどの偶然的方法によって当選者だけが利益を受けられるもの、いわゆる富くじを発売や取次ぎをすることはできません。

**関連** 刑法第187条（富くじ発売等）

## [15] 割賦販売など

2カ月以上にわたり3回以上の分割で支払われるものを割賦販売といいます。

### 1. 割賦販売（自社割賦）

割賦販売を行う旨を表示する場合は、次の項目を8ポイント以上の文字で表示してください。

- A. 広告主名、所在地、電話番号
- B. 現金販売価格と割賦支払総額
- C. 支払い期間と支払い回数
- D. 手数料などの料率

実質年率で表示してください。現金と割賦の差額が2500円未満は省略できます。

### 2. ローン提携販売

販売業者と金融機関が提携してローンを組むもので、前項の必要表示事項を表示してください。

### 3. 信用購入あっせん（クレジットカードなど）

クレジットカードなどの信用購入あっせんは経済産業省に登録をした業者のみが行えます。分割しなくても支払いまで2カ月以上のもの（ボーナス一括払い）も含まれます。前述の必要表示事項のほか（価格は個々の商品に触れた場合に表示）、購入限度額（ある場合）、そのほか保証人などの特約がある場合は、その内容を表示してください。

### 4. 前払式の取引 **事前/実態**

商品やサービスを受ける前に代金を支払うものは、ミシンなど商品の場合を前払式割賦販売、冠婚葬祭業などの「互助会」や「友の会」などサービスの提供を受けるものを前払式特定取引といいます。年間1000万円の売り上げに満たないものを除いて、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。審査の上、本社が実態などに問題がないと判断したものに限り掲載できます。

次の項目を表示してください。

- A. 広告主名、所在地、電話番号
- B. 支払い金額と支払い回数
- C. 支払時期と支払い方法

D.商品の引き渡し時期、またはサービスの提供時期

E.前受け金保全会社

F.解約についての条件

**関連** 割賦販売法第3条（割賦販売条件の表示）・同施行規則第4条・割賦販売法第11条（前払式割賦販売業の許可）・同第29条の2（ローン提携販売条件の表示）・同施行規則第29条・同法第35条の3の2（個別信用購入あっせんの取引条件の表示）・同施行規則第70条

# 求人

求人広告は、労働基準法、職業安定法、男女雇用機会均等法、雇用対策法、労働者派遣法などの労働諸法規を順守するほか、応募する側に分かりやすい表示を行なってください。

また、募集でトラブルやクレームが発生した場合は、事実関係を確認の上、次回以降の掲載をお断りすることがあります。

## 〔1〕 必要表示事項

### 1. 雇用者の名称

### 2. 所在地

所在地は原則行政上の地名を表示してください。所在地と就業地が違う場合は、両方表示してください。責任の所在が明らかではない私書箱など臨時的なものは認められません。

### 3. 電話番号

### 4. 業種

社名から業種が分かる場合は省略することができます。

### 5. 職種または業務の内容

### 6. 雇用形態

正社員、契約社員、パート、アルバイト、臨時など雇用形態を明記してください。

### 7. 給与

給与は必ず表示してください。事情により表示できない場合は、「当社規定による」「委細は面談の上」など応募の際に詳しく説明をするという意味の文言を入れてください。次の事項を順守してください。

#### A. 固定給での表示

最低限支払われる固定給で表示してください。固定給に相当するものであれば、時給、日給、週給、月給、年俸、基本給、保障給などの呼称でもかまいません。

月収などは、季節的雇用など時間外が常態になっている場合や実際に支払われている額であることを証明できれば表示できます。ただし、その場合でも固定給部分を表示してください。

#### B. 固定給に幅がある場合は最低の額の表示

最高額と最低額の併記はできますが、最高額のみが目立つような表示はできません。

#### C. 出来高制の場合はその旨を明示

#### D. 各種手当がある場合は別個に表示

基本給と手当を合算した額での表示はできません。ただし、固定時間外手当はそれを合算した旨を記載すれば表示できます。

#### E. 収入例は平均的な額のみで表示

歩合給、能率給で「〇〇万円可能」などの表現で収入例を表示する場合は、実際に支払われた平均的な額にとどめてください。

#### F. 支給額があいまいな表現

「保証」「確実」など確定していないことをあたかも確定しているような表示や、「約」をつけるなどあいまいな表現はできません。

#### G.給与の前借制度や貸付金

給与を前借させるものや貸付と見なされるものは表示できません

#### H.最低賃金の順守

最低賃金法で定められた最低額を下回ることはできません。

#### I.研修期間中の給与

研修期間中の給与が本給より低い場合は、期間が6カ月以内であれば表示できます。

#### J.支払い証明書の提出

給与が常識的な範囲を超えると本社が判断した場合は、支払い証明書を提出していただく場合があります。

### 8. そのほかの勤務条件

就労時間、休日、交通費、保険などの勤務条件はできるだけ具体的に表示してください。応募資格、採用人数に制限がある場合や応募方法の条件もできるだけ表示してください。

**関連** 労働基準法第17条（前借金相殺の禁止）・同第17条（前借金相殺の禁止）・職業安定法第5条の三（労働条件等の明示）・同第5条の4（求人等に関する情報の確かな表示）・最低賃金法第4条（最低賃金の効力）・「求人情報提供ガイドラインと適合メディア宣言制度」厚生労働省

## [2] 男女差をつけた募集の禁止❖

男女雇用機会均等法によって、男女差をつけた募集・採用が禁止されています。

### 1. 募集の対象から男女いずれかを排除したもの

対象が男女いずれかのみでの募集や、男女いずれかを表す職種名を用いて募集することはできません。「男性歓迎」「女性向きの職種」などの表示もできません。「女性活躍中」などと、単に事実を述べているだけと認められる表現は可能ですが、男女差をつけた募集と誤解がないように表示してください。

### 2. 採用条件が男女で異なるもの

### 3. 採用選考の方法や基準が男女で異なるもの

### 4. 募集や採用で男女いずれかを優先するもの

男女別の採用人数や、男女いずれかで採用する最低人数を設定して募集することはできません。

### 5. 説明会など募集や採用の情報提供を男女で異なる扱いにするもの

### 6. 合理的な理由なく、身長、体重、体力や転居を伴う転勤を要件とするもの

### 7. 適用除外として男女差をつけた募集が認められるもの①

- A.男性モデル、女性モデル、バリトン歌手、ソプラノ歌手など、芸術・芸能の分野で表現上男女差が必要である職業
- B.現金輸送車のガードマンや守衛、警備員など防犯上、男性の従事が必要である職業
- C.神父、巫女、ホスト、ホステスやスポーツ競技など業務の性質上、必要性があると認められる職業
- D.ポジティブアクション

同じ職種などで女性が男性と比較して相当少ない場合（4割以下）、その状況を改善するために女性に有利な取り扱いをすることが認められています。

**関連** 男女雇用機会均等法第5条（性別を理由とする差別の禁止）・同第7条（性別以外の事由を要件とする措置）・労働基準法第4条（男女同一賃金の原則）・「労働者に対する性別を理由とする差別の禁止等に関する規定に定める事項に関し、事業主が適切に対処するための指針（告示）」厚生労働省

### 〔3〕年齢制限禁止の例外事項

年齢を制限した募集は禁止されています。ただし次のような場合は例外として認められません。

#### 1. 定年がある会社が定年の年齢未満の人を募集する場合

有期雇用契約の場合や定年未満の年齢の下限を設ける募集は認められません。

#### 2. 労働基準法その他の法令の規定により、年齢制限が設けられている場合

危険有害業務の従事者（18歳未満）や警備員など（18歳未満）、特定の年齢層の就労が禁止・制限されている場合は年齢制限の例外となります。

#### 3. 新卒者など若年者を募集する場合

長期勤続のキャリア形成を図る目的から認められていますが、新卒者などが対象のため、有期雇用契約や職業経験を必要とする場合は認められません。また、法律により年齢制限がある場合を除いて年齢の下限を表示することはできません。

#### 4. 特定の職種で特定の年齢層が極端に少ない場合

特定の職種で技能やノウハウを継承する目的で認められています。募集の年齢幅は30～49歳が対象で、5～10歳幅くらいの場合に見たとき、募集する年齢層がほかより2分の1以下の場合に認められます。

#### 5. 芸術・芸能の表現などで必要がある場合

芸術作品のモデルや、演劇などの表現に必要な場合、特定の年齢層の募集が認められます。

#### 6. 60歳以上の高齢者や、就職氷河期世代など特定の年齢層の雇用を促進する公的な施策がある場合

60歳以上の高齢者を募集することは認められていますが、年齢上限を設けることはできません。

就職氷河期世代（昭和43年4月2日から昭和63年4月1日生まれまで）の募集は、有期雇用や職務経験を条件にすることはできません。また、その場合、ハローワークに同じ求人を受理されていることが条件になります。

**関連** 雇用対策法第9条（募集及び採用における年齢にかかわらず均等な機会の確保）・同施行規則第1条の3（募集及び採用における年齢にかかわらず均等な機会の確保）・労働基準法第62条（危険有害業務の就業制限）・警備業法第14条（警備員の制限）

### 〔4〕そのほか掲載できないもの

#### 1. 満15歳未満（満15歳に達した日以降最初の3月31日が終了しない者）の募集

ただし、行政機関の許可を受けた就学時間外における満13歳以上の軽易労働は募集できます。また、満13歳未満であっても映画、演劇などの出演に関するものは掲載できますが、

その場合は保護者の同意が必要の旨を表示してください。

2. 会社説明会、採用試験、そのほかの理由で応募者から費用を徴収するもの
3. 労働争議中の企業の募集
4. 商品や材料・器具を売りつけたり、資金を集めたりするもの
5. 求人を装って、出資金などを要求するもの
6. 障害を具体的に表す言葉や用語そのものが不快感を与えるおそれがあるもの
7. 適性・能力など合理的な採用基準を取らず、就職差別につながる表現のもの  
「家庭円満な方」「身元の確かな方」「思想的に穏健な方」など、本籍、出生地、家庭環境など本人に責任のないことや、信教、政治、思想、労働組合などの社会運動など本来自由であるべきことを採用の条件とするような表現はできません。  
また、「明るい方」「元気な方」のように性格を選別するような表現や、「健康な方」など病気や障害を持つ人を排除するような表現もできません。
8. 自衛官の募集
9. 求縁や売春の勧誘、あっせんを目的とする疑いのあるもの
10. 異性の客に接する役務など性風俗にかかわる職種の募集
11. 刑法など法規に触れるおそれのあるもの

**関連** 労働基準法第56条（最低年齢）・職業安定法第3条（均等待遇）・同第39条（報酬受領の禁止）・売春防止法第6条（周旋等）

## 〔5〕 高校新卒予定者の募集

高校卒業予定者の募集は、ハローワークを経由することが必要です。受け付けたハローワークの名称、受付番号を表示してください。新卒予定者の採用・選考開始時期は、毎年決められていますので労働局に確認の上、掲載してください。また、高校新卒者の18歳を除外して募集する場合はその旨を原稿の欄外に注記してください。

## 〔6〕 そのほかの募集 **事前/実態**

### 1. 外国の企業の募集

日本での現地法人がない外国の企業などは、在日大使館、領事館などの証明書を提出してください。審査の上、実態などに問題がないと本社が判断したものに限り掲載できます。

### 2. 商品・金融先物取引業の募集 **事前/実態**

商品・金融先物取引業の募集は、広告主がそれぞれの先物取引の協会に属していることを条件とします。また、その旨を表示してください。

### 3. グループでの募集

系列グループで募集する場合は、募集する個々の企業名と所在地を表示した上で、全体の問い合わせ先・受け付け先を明示してください。

その際、募集企業ごとに職種、採用人数、待遇などを表示してください。共通事項はその旨を明示すれば表示できます。

## 〔7〕労働者派遣、請負、モニター募集など

労働者派遣、請負、モニター募集などは次の事項を表示してください。

### 1. 労働者派遣事業

派遣の場合はその旨と許可番号を表示してください。紹介予定派遣も同様です。港湾運送、建設、警備、医師、看護師、資格の必要な土業など派遣が認められていない業務がありますので注意してください。

### 2. 請負事業

指揮系統を含めて業務を委託される請負事業の場合は、その旨を明示してください。

### 3. モニター・調査員の募集

雇用関係のほかに仕事内容・条件を具体的に表示してください。

**関連** 労働者派遣法第4条（業務の範囲）・同第34条（就業条件の明示）・同施行令第2条（法第4条第1項第3号の政令で定める業務）

## 〔8〕職業紹介事業

職業をあっせんする事業者は、厚生労働大臣の許可や届出が必要です。許可番号を表示してください。また、港湾運送業務や建設業務など職業あっせんが認められていない業種がありますので注意してください。

**関連** 職業安定法第30条（有料職業紹介事業の許可）・同第32条の11（取扱職業の範囲）・同第33条（無料職業紹介事業）・同第33条の2（学校等の行う無料職業紹介事業）

## 〔9〕代理店・フランチャイズなどの募集 **事前/実態**

審査の上、実態などについて問題ないと本社が判断したものに限り掲載できます。その際、事業内容を示すものや契約書などを提出していただく場合があります。

### 1. 掲載できないもの✖

- A. 広告主の実態、仕事の内容があいまいなもの
- B. 利益、歩合率などを誇大に表現したもの
- C. 初心者でもすぐに高収入が得られるような表現のもの
- D. 入会金、契約金の集金や、機械、材料などを売りつけるのが目的と見なされるもの
- E. 応募者に契約内容が著しく不利なもの
- F. そのほか事業主の実態などが定かではないと思われるもの

### 2. 必要表示事項

加盟者の募集や説明会の告知を行う場合は、次の各項目を表示してください。

- A. 広告主名、所在地、電話番号
- B. 営業内容、取引態様（代理店、FCなど）
- C. 店舗必要の有無（必要な場合はその規模）
- D. 保証金、権利金、加盟金など必要な経費の額（不要の場合はその旨）
- E. そのほか本社が必要と判断した事項

**関連** 中小小売商業振興法第11条（特定連鎖化事業の運営の適正化）・同施行規則第10条（特定連鎖化事業の運営の適正化）

# 金融

## 〔1〕金融商品 **事前/実態**

国債や株式、投資信託、デリバティブ取引など形式を問わず、銀行の商品、保険も含めて投資性のある金融商品は金融商品取引法の規制を受けます。

金融商品取引業は、第一種、第二種、投資運用業、投資助言・代理業に分類され、全て内閣総理大臣に申請、登録しなければなりません。

### 1. 必要表示事項

- A.商号、名称か氏名
- B.金融商品取引業者である旨と当該金融商品取引業者等の登録番号
- C.契約に関して顧客が支払うべき手数料、報酬その他の対価に関する事項
- D.契約に際して顧客が預託すべき委託証拠金
- E.デリバティブ取引、信用取引の額が委託証拠金などの額を上回る可能性がある場合は、その旨とその額の保証金に対する比率
- F.金利など指標の変動で損失が生じるおそれがある場合は、その指標、損失が生じるおそれがある旨とその理由
- G.損失の額が保証金などを上回るおそれがある場合はその旨やその理由と指標のうち元本超過損が生じる直接の原因
- H.店頭デリバティブ取引で業者が表示する金融商品の売り付けと買い付けの価格に差がある場合はその旨
- I.契約に関する重要な事項について顧客の不利益となる事実
- J.協会に加入している場合はその旨と当該協会の名称

### 2. そのほか注意事項

- A.誇大広告の禁止  
利益の見込みや契約の内容が、著しく事実と相違するか誤認を招くような表示は禁止されています。
- B.リスク表示の大きさ  
必要表示事項のうち、前項FとGにかかわる内容は、広告中の一番大きな文字と著しく異ならない大きさで表示しなければなりません。
- C.セミナー告知  
取引の勧誘をその場で行う場合にはその旨を明示してください

**関連** 金融商品取引法第37条（広告等の規制）・同施行令第16条（顧客の判断に影響を及ぼす重要事項）・金融商品取引業に関する内閣府令第73条（金融商品取引法の内容について広告等の表示方法）・「金融商品取引法における広告等規制について」日本証券業協会

## 〔2〕銀行・信用金庫・信用組合など

銀行の広告で預貯金、ローンなどの商品を掲載する場合には、銀行業の公正競争規約で必要表示事項や注意事項が定められています。信用金庫・信用組合や信用事業などの金融機関もそれに準じて表示してください。

また、投資性のある預金などの商品は金融商品取引法の規制を受けます。

## 1. 期間の定めのある預貯金等の金利を表示する場合の必要表示事項

- A.表示金利が適用されるために必要な預入等の期間と金額
- B.変動金利の場合はその旨
- C.元本保証がない場合はその旨
- D.元本割れの可能性がある場合はその旨
- E.預金保険の対象でない場合にはその旨
- F.外貨建ての場合は通貨の名称
- G.利回り、利息額や元利合計額を表示する場合はその計算根拠
- H.税引き後の金利
- I.商品に組み込まれた手数料がある場合はその旨
- J.中途解約できない場合はその旨
- K.外貨預金を円で預け入れる場合に適用される為替相場や公示仲値（各金融機関で決める為替レート）の差と、払い出す場合に適用される為替相場と公示仲値の差
- L.外貨預金を外貨で預け入れ・払い出す場合に掛かる取扱手数料
- M.満期日以後の利息の有無および料率
- N.表示有効期限または基準期日
- O.説明書の入手方法

## 2. 期間の定めのない預貯金等の金利を表示する場合の必要表示事項

- A.表示金利が適用させるために必要な据置期間がある場合には、その期間
- B.預入等からの期間によって異なる金利が適用させる場合には、その旨
- C.表示金利が適用されるために必要な預入等の金額（1万円以下は省略可）
- D.残額の多寡によって異なる金利が適用される場合にはその旨
- E.変動金利の場合はその旨
- F.元本保証がない場合はその旨
- G.元本割れの可能性がある場合はその旨
- H.預金保険の対象でない場合にはその旨
- I.外貨建ての場合は通貨の名称
- J.利回り、利息額や元利合計額を表示する場合はその計算根拠
- K.税引き後の金利
- L.商品に組み込まれた手数料がある場合はその旨
- M.預入または払い出しの回数、金額または方法等に制限がある場合にはその旨
- N.据置期間内に解約できない場合はその旨
- O.外貨預金を円で預け入れる場合に適用される為替相場や公示仲値（各金融機関で決める為替レート）の差と、払い出す場合に適用される為替相場と公示仲値の差
- P.外貨預金を外貨で預け入れ・払い出す場合に掛かる取扱手数料
- Q.表示有効期限または基準期日
- R.説明書の入手方法

### 3. ローンなど（証書貸付・極度貸付）の金利を表示する場合の必要表示事項

証書貸付は、1回の借り入れごとに契約書を作成し、契約書に記入された金額を借りる融資契約をいいます。一般的に住宅ローンなどのように、まとまった金額を借りて長期間にわたって返済する仕組みです。極度貸付とは、あらかじめ設定された利用限度額の範囲内で繰り返し借り入れや返済をする契約をいいます。一般的にカードローンのように、カードの発行を受けてATMを利用し自ら借り入れや返済をする仕組みです。

必要表示事項		証書貸付	極度貸付
①	表示金利が適用される貸出の完済までの貸出期間	○	
	表示金利が適用される貸出金額又は極度額		○
②	表示金利が適用される貸出金額	○	
	極度額又は貸入残高の多寡によって異なる金利が適用される場合にはその旨		○
③	変動金利の場合には、その旨		○
④	借入れからの期間によって異なる金利が適用される場合には、その旨	○	
⑤	土地・建物等に担保を設定する場合には、その旨		○
⑥	利息額又は返済額を表示する場合には、その計算根拠		○
⑦	返済試算額の入手方法	○	
⑧	信用供与に際し、保証料、手数料等がかかる場合（表示金利に含まれている場合を除く。）には、その旨及びその金額又は料率		○
⑨	返済条件を変更すると手数料がかかる可能性がある場合には、その旨	○	
⑩	表示有効期限又は基準期日		○
⑪	説明書の入手方法		○

### 4. 景品類の内容を表示する場合の必要表示事項

- A. 景品を得るために必要な取引条件がある場合にはその全ての取引条件
- B. 景品類を税引き前で表示する場合や、別途納税負担がある場合にはその旨
- C. 中途解約などで、抽せん権の失効などの不利益を受ける可能性がある場合にはその旨
- D. 表示有効期限か基準期日
- E. 追加情報の入手方法

### 5. 金利優遇などの内容を表示する場合の必要表示事項

- A. 金利優遇などを得るために必要な取引条件がある場合にはその全ての取引条件
- B. 中途解約をすると金利優遇の中止など不利益を受ける可能性がある場合はその旨
- C. 表示有効期限か基準期日
- D. 追加情報の入手方法

**関連** 「銀行業における表示に関する公正競争規約」全国銀行公正取引協議会

## 〔3〕 保険

生命保険協会、日本損害保険協会のガイドラインで、表示の留意事項と必要表示事項が定められています。保険の内容を説明する場合は、著しく優良だとの誤認を与えないよう内容や条件を明示してください。必要表示事項は8ポイント以上の文字で表示することになっています。

必要表示事項は極力優良性をうたった表示の近くに表示してください。将来における利益

の配当や剰余金の分配について予想する表示はできません。投資性のある保険は金融商品取引法の規制を受けます。

## 1. 生命保険の留意事項

### A. 特約を含む保障内容の優位性を表示する場合

- a. 給付事由の全部か一部が契約後一定の不担保期間がある場合は明示すること
- b. 保険金額などが被保険者の年齢、契約後の年数、入院日数、対象疾病などの条件により減額するか、消滅する場合は明示すること
- c. 給付事由は要件を分かりやすく説明し、支払われない場合を表示すること
- d. 給付事由に被保険者がその状態に該当している期間などの条件がある場合は表示すること

### B. 保険料を表示する場合

- a. 支払い保険料など個別のモデルケースを示す場合、①保険名称②契約年齢・性別③保険料を表示した保険期間④保険料を表示した払込期間⑤払込方法と払込経路⑥主な給付事由⑦主な給付事由による保険・給付金額などを表示すること
- b. 特定の加入条件で保険料が安いことや有利なことをうたう場合は年齢等の加入条件を明示すること
- c. 払込保険料還付比率を表示するとき、それが契約年齢・保険金額などで異なる場合はその旨を明示すること

### C. 個人年金商品を表示する場合

- a. 具体的な年金額を表示する場合は、その額によって算出方法、環境で金額が変化するなどの注意喚起文言を明示すること
- b. 具体的な額を表示しないで年金額を説明する場合は、算出方法や条件などが一般消費者に理解しやすいように表示すること

### D. 銀行等で保険販売を行う場合

銀行等で保険販売を行う場合は、保険全般の留意事項のほか次の必要表示事項を明示してください。

- a. 生命保険である旨と預金とは異なる旨
- b. 市場リスク等により損失が生じる可能性のある旨（リスクがある場合）
- c. 特定保険契約における積立利率・予定利率等と実質的な利回り
- d. 特定保険契約における運用実績

### E. 特定保険契約（変額、外貨建て保険のような、リスクを有するもの）の場合

特定保険契約は、保険全般の留意事項のほか次の必要表示事項を明示してください。

- a. 「広告等」を行う者の商号、名称または氏名
- b. 手数料、報酬、費用その他顧客が支払う対価
- c. 金利、通貨の価格など市場リスク情報を原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合は、当該指標ならびに当該指標にかかる変動により損失が生ずるおそれがある旨およびその理由
- d. 当該特定保険契約に関する重要な事項について顧客の不利益となる事実

**関連** 「生命保険商品に関する適正表示ガイドライン」生命保険協会

## 2. 損害保険の留意事項

- A.最上級表示は具体的根拠をもって客観的に実証されているものを表示すること
- B.客観的な事実の一部のみを表示、強調して事実誤認させないように表示すること
- C.イラストや図表などを利用する場合は誤認のないように表示すること
- D.契約や補償の条件や留意事項を明示すること
- E.商品名から補償範囲が分かりづらい場合は、範囲を分かりやすく明示すること
- F.保険金の算出方法や損害額の認定・算出基準を分かりやすく明示すること
- G.免責事由や契約引き受け・保険金支払いの制限条件は、適切に表示すること
- H.保険金が支払われる要件は分かりやすく明示すること
- I.保険料は割引などの内容や適用条件を分かりやすく明示すること
- J.特定条件の下で割引や有利な加入条件を表示する場合は、設定条件を表示すること
- K.保険料の算出方法などを表示する場合は分かりやすく明示すること
- L.加入条件が優良・有利なことを表示する場合は、客観的事実に基づくこと。また、加入に一定の制限がある場合は、その条件を表示すること

**関連** 「募集文書等の表示に係るガイドライン」日本損害保険協会

## 〔4〕 商工ローン・消費者金融など貸金業 **事前/実態**

消費者などに貸付を行う広告は、貸金業法などを順守してください。安易な借り入れを助長する表現や比較して有利だとするような内容は表示することができません。

### 1. 貸付条件、商品・役務を表示する場合の必要表示事項

- A.貸金業者の商号、名称か氏名と登録番号
- B.貸付の利率
  - 上限の実質年率、百分率で小数第一位まで表示してください。
- C.返済の方式、返済期間、返済回数
  - 一括、元利均等、元金均等、定率・定額リボルビング、自由返済などが返済方式に当たります。
- D.賠償額の予定（違約金、遅延損害金）について定めがある場合は、賠償額の元本に対する割合（実質年率、百分率で小数第一位まで）
- E.担保を必要とする場合は当該担保に関する事項
  - 主な担保の種類、保証人の要否などがそれに当たります。
- F.貸付時に審査をする旨の表示
- G.貸付の種類ごとの限度額
- H.貸金業協会の考査が通ったことを示す広告の承認番号
- I.協会番号と貸金業協会のマーク
- J.貸金業・紛争解決センターの連絡先など（野線で囲むこと）
- K.啓発文言
  - 貸付条件の確認や、使い過ぎ、借りすぎの注意、計画的な借り入れを促すものを表示してください。

## 2. そのほか注意事項

### A. ホームページアドレスの表示

ホームページを表示する場合は、前項 K で示した啓発文言と、ホームページ内に返済シミュレーションが備えられていなければなりません。

### B. 文字の大きさ

必要表示事項の文字の大きさは全て 7 ポイント以上にしてください。

### C. スペースの小さい広告

全 1 段以下の広告については、必要表示事項の H から J までは省略できます。

## 3. 表示できないもの⊗

A. 安易な借入れを助長する、またはその疑いのある表示

B. 他社の条件などと比較した表示

C. 顧客誘引を目的とした特定の商品を中心的な商品と誤解させるような表示

D. 他の貸金業から借入れをしている人や返済能力がない人を対象にする表示

E. 切り替え・借り換えの表示

F. 借入れが容易であることを過度に強調し、借入れ意欲をそそらせる表示

G. 貸付審査をまったく行わずに貸し付けができるような表示

H. 債務整理や破産免責の人にも容易に貸し付けを行う表示

I. 他社の借入れ数や借入れ金額について考慮しないで貸し付けを行う表示

J. 公的な年金、手当てなどの受給者の借入れ意欲をそそらせる表示

K. 貸付利率以外の利率を貸付利率と誤解させる表示

L. NO.1 や公的機関が公認しているような、事実に基づかない表現で誤認を与える表示

M. 具体的数字を示さずに他社より利率が低いとする表示

N. 携帯電話番号での連絡先の表示

**関連** 貸金業法第 15 条（貸付条件の広告等）・同第 16 条（誇大広告の禁止等）・同施行規則第 12 条（貸付条件の広告等）・「貸金業の業務運営に関する自主規制基本原則」「広告審査に係る審査基準」日本貸金業協会

# 特定商取引

訪問販売、通信販売などは特定商取引法によって、事実と相違する表示や著しく誤認を与える表示が禁止されているほか、クーリング・オフなど消費者を守るルールが定められています。

## 〔1〕通信販売 **事前/実態**

事業者が広告によって、郵便、電話等の通信手段により申込みを受けるものは、すべて通信販売に当たります。

### 1. 必要表示事項

#### A. 販売価格と送料

価格に含まれる場合はその旨。地域で送料に差がある場合はその旨とその料金。

#### B. 代金の支払い時期と方法

#### C. 商品の引渡し時期

#### D. 申し込みの有効期間があるときはその期限

#### E. 商品の申し込みの撤回または解除に関する事項（返品特約）

読者が返品の条件「返品特約」をしっかりと確認できていないことが、苦情の大きな要因を占めています。返品特約がある場合は、見やすい個所に明瞭で容易に読めるよう、タイトルを設けるなど他の事項と区別して明示してください。返品の可否、条件、送料負担の有無、特別な重要事項は明瞭に表示してください。

返品を認めない場合は、「返品不可」または「瑕疵がある場合以外の返品、交換はできません」などと表示できます。

#### F. 事業者の氏名か名称、住所、電話番号

#### G. 事業者が法人であって、ネットなどにより広告をする場合には、当該事業者の代表者、または通信販売に関する業務の責任者の氏名

#### H. 事業者が外国法人または外国に住所を有する個人であって、国内に事務所等を有する場合には、その所在場所と電話番号

#### I. 販売価格、送料以外に購入者が負担する費用がある場合は、その内容と金額

#### J. 商品の瑕疵責任について、特に定めがある場合はその旨

#### K. 契約を2回以上継続して締結する必要があるときは、その旨及び販売条件又は提供条件

いわゆる定期購入の場合で、表示しなければならないものは、各回の商品の金額、送料、契約期間、支払い総額になります。とくに期限が定められていない場合は、半年や一年間など総額の用途を示す必要があるほか、消費者から解約通知がない場合、無期限に契約が継続することなどを明示する必要があります。

#### L. 請求によりカタログ等を別途送付するとき有料の場合はその金額

#### M. 電子メールによる商業広告を送る場合には、事業者の電子メールアドレス

### 2. 特定申し込みを受ける際の表示

通販カタログでの折り込みはがきやネットでの申し込み画面など、販売業者が消費者に所定の様式で申し込みを行わせる特定申し込みの場合は、申し込み手続き書面（画面）、とくにネットでの最終確認画面などで、通販の必要事項AからFの事項のほか商品やサービスの分量を明示することが必要です。

### 3. そのほかの注意事項

- A. 未成年者向け商品の広告には「保護者の署名・押印のある購入申込書が必要」の旨を表示
- B. 商品の発送以外に個人情報を利用する目的があればその旨を明示
- C. 未承諾者へのメールやファックス広告は禁止

### 4. 掲載できない商品

- A. ペットなどの動物
- B. 爆発・発火のおそれのある危険物
- C. わいせつな出版物、写真、ビデオなど青少年に有害な図書類など
- D. 威力のあるエアガン、アダルトグッズなど青少年が手にするおそれがある有害な玩具類
- E. そのほか通信販売にふさわしくないと本社が判断したもの

**関連** 特定商取引法第11条（通信販売についての広告）・同第12条（誇大広告の禁止）・同第12条の三・四・五（承諾をしていないものに対する電子メール広告の提供の禁止等）・同第12条の六（特定申し込みを受ける際の表示）・同施行規則第23・24・25条（通信販売についての広告）・「通信販売における返品特約の表示についてのガイドライン」消費者庁・「北海道青少年健全育成条例」北海道・動物愛護管理法第21条の四（販売に際しての情報提供の方法等）

## 〔2〕 特定継続的役務提供 **事前/実態**

日常生活において有償で継続的に提供されるサービスをいい、①結婚紹介サービス②エステティック③語学教室④家庭教師⑤学習塾⑥パソコン教室ーが指定されています。

サービスを受ける期間が1カ月以上（エステティックは2カ月以上）で、支払い総額が5万円以上の契約について適用になります。

特定商取引法で消費者との書面交付義務とその書式などが定められており、審査の際、契約書などの内容を確認する場合があります。

## 〔3〕 連鎖販売取引（マルチ商法など）**⊗**

連鎖販売取引とは、個人を販売員として勧誘し、さらに次の販売員を勧誘させて販売組織を連鎖的に拡大するもので、いわゆるマルチ商法も含まれます。連鎖販売取引による商品の紹介・販売や販売員の募集を行う広告は掲載できません。

# 不動産

不動産とは、公正競争規約においては、土地および建物のことをいい、工業団地、店舗、事務所、倉庫などいわゆる居住に要さない事業用物件は表示規約の適用は受けません。

〔表の読み方〕  
○=表示が必要な事項 ●=予告広告で省略できるもの。☆がついたものは小規模団地と副次的表示で省略可。項目の「新聞チラシ」は、全面広告を含む新聞記事下広告のほか折り込みチラシ、横5分の1ページ以上の住宅専門雑誌広告を含む。「雑誌小枠」はスペースの小さい新聞・雑誌広告など。

## 〔1〕 必要表示事項

表1 分譲宅地(小規模団地を含み販売区画数が1区画のものを除く)

必要表示事項		ネット	パンフ	新聞 チラシ	雑報 小枠
1	広告主の名称又は商号	○	○	○	○
2	広告主の事務所の所在地	○	○	○	
3	広告主の事務所(宅建業法施行規則第15条の5の2の施設を含む)の電話番号	○	○	○	○
4	広告主の宅建業法による免許証番号	○	○	○	
5	広告主の所属団体名及び公正取引協議会加盟事業者である旨	○	○	○	
6	広告主の取引態様(売主、代理、媒介(仲介)の別)	○	○	○	○
7	広告主と売主とが異なる場合は売主の名称又は商号及び免許証番号	○☆	○	○☆	
8	売主と事業主(宅地造成事業の主体者)とが異なる場合、事業主の名称又は商号		○		
9	物件の所在地(パンフ類を除き、小規模団地及び副次的表示では地番の省略可)	○	○	○	○
10	交通の利便(公共交通機関がない場合には表示しなくても可)	○	○	○	○
11	開発面積	○☆	○	○☆	
12	総区画数	○	○	○☆	
13	販売区画数	●	●	●	●
14	土地面積及び私道負担面積(パンフ類を除き、最小面積及び最大面積のみで表示することができる)	○	○	○	○
15	地目及び用途地域(注)	○	○	○	○
16	建ぺい率及び容積率(容積率の制限があるときは制限の内容)	○	○	○	○
17	宅建業法第33条に規定する許可等の処分番号(パンフ類を除き、造成工事が完了済みの場合は省略することができる)	○	○	○	
18	道路の幅員	○	○	○	
19	主たる設備等の概要	●	○	●	
20	工事の完了年月日(パンフ類を除き、造成工事が完了済みの場合は省略することができる)	○	○	○	○
21	① 価格(パンフ類を除き、最低価格、最高価格並びに最多価格帯及びその区画数のみで表示することができる)	●	●	●	●
	② 上下水道施設、都市ガス供給施設等以外の施設であって、共用施設又は特別の施設について負担金等があるときはその旨及びその額並びにこれらの維持・管理費を必要とするときはその旨				
22	① 借地の場合はその旨	○	○	○	○
	② 当該借地権の種類、内容、借地期間並びに保証金、敷金を必要とするときはその旨及びその額	●	●	●	●
	③ 1か月当たりの借地料				
23	取引条件の有効期限	●	●	●	
24	情報公開日(又は直前の更新日)及び次回の更新予定日	●			

〔注〕 1. 市街化調整区域の土地にあつては、用途地域に代えて市街化調整区域である旨を明示するか、都市計画法第34条第1項第11号または12号、同法施行令第36条第1項第3号ロ又はハに該当するものについては住宅等を建築するための許可条件を記載すること  
2. パンフレット等には公正表示規約規則(以下規則)第4条2項に定めるいわゆるデメリット事項を記載すること  
3. 予告広告においては、予告広告に定められた必要表示事項を記載すること

表2 現況有姿分譲地

必要表示事項		ネット	パンフ	新聞 チラシ	雑報 小枠
1	広告主の名称又は商号	○	○	○	○
2	広告主の事務所の所在地	○	○	○	
3	広告主の事務所(宅建業法施行規則第15条の5の2の施設を含む)の電話番号	○	○	○	○
4	広告主の宅建業法による免許証番号	○	○	○	
5	広告主の所属団体名及び公正取引協議会加盟事業者である旨	○	○	○	
6	広告主の取引態様(売主、代理、媒介(仲介)の別)	○	○	○	○
7	広告主と売主とが異なる場合は売主の名称又は商号及び免許証番号		○	○	
8	物件の所在地	○	○	○	○
9	交通の利便(公共交通機関がない場合には表示しなくても可)	○	○	○	○
10	総区画数		○	○	
11	販売区数	○	○	○	○
12	総面積および販売総面積	○	○	○	○
13	土地面積又は分割可能最小面積並びに通路負担があるときはその旨及びその面積	○	○	○	○
14	地目及び市街化区域内の土地については用途地域	○	○	○	○
15	「この土地は、現況有姿分譲地ですから、住宅等を建築して生活するために必要とされる施設はありません」という文言(新聞チラシ及びパンフ類は16ポイント以上の大きさの文字で記載すること)	○	○	○	○
16	市街化調整区域内の土地であるときは、「市街化調整区域。宅地の造成および建物の建築はできません」という文言(新聞チラシ及びパンフ類は16ポイント以上の大きさの文字で記載すること)	○	○	○	○
17	都市計画法その他の法令に基づく制限で、宅建業法施行令第3条に定めるものに関する事項	○	○	○	○
18	価格(最低価格・最高価格)	○	○	○	○
19	価格のほかに、測量費、境界石等の費用を要するときは、その旨及びその額	○	○	○	○
20	取引条件の有効期限		○	○	
21	情報公開日(又は直前の更新日)及び次回の更新予定日	○			

表3 売地・貸地・分譲宅地で販売区画数が1区画のもの

必要表示事項		ネット	パンフ	新聞 雑誌
1	広告主の名称又は商号	○	○	○
2	広告主の事務所の所在地	○	○	
3	広告主の事務所(宅建業法施行規則第15条の5の2の施設を含む)の電話番号	○	○	○
4	広告主の宅建業法による免許証番号	○	○	
5	広告主の所属団体名及び公正取引協議会加盟事業者である旨	○	○	
6	広告主の取引態様(売主、代理、媒介(仲介)の別)	○	○	○
7	物件の所在地(町又は字の名称まで)	○	○	○
8	交通の利便(公共交通機関がない場合には表示しなくても可)	○	○	○
9	土地面積及び私道負担面積	○	○	○
10	地目及び用途地域(注)	○	○	○
11	建ぺい率及び容積率(容積率の制限があるときは、制限の内容)	○	○	○
12	都市計画法その他の法令に基づく制限で、宅建業法施行令第3条に定めるものに関する事項	○	○	○
13	① 価格	○	○	○
	② 上下水道施設、都市ガス供給施設等以外の施設であって、共用施設又は特別の施設について負担金等があるときはその旨及びその額並びにこれらの維持・管理費を必要とするときはその旨及びその額			
14	① 借地の場合はその旨	○	○	○
	② 当該借地権の種類、内容、借地期間並びに保証金、敷金を必要とするときはその旨及びその額			
	③ 一か月当たりの借地料			
15	取引条件の有効期限		○	
16	情報公開日(又は直前の更新日)及び次回の更新予定日	○		

[注] 市街化調整区域の土地にあつては、用途地域に代えて市街地調整区域である旨を明示するほか、都市計画法第34条第1項第11号又は第12号、同法施行令第36条第1項第3号ロ又はハに該当するものについては、住宅等を建築するための許可条件を記載すること

表4 新築分譲住宅(小規模団地を含み、販売戸数が1戸のものを除く)

必要表示事項		ネット	パンフ	新聞 チラシ	雑報 小枠
1	広告主の名称又は商号	○	○	○	○
2	広告主の事務所の所在地	○	○	○	
3	広告主の事務所(宅建業法施行規則第15条の5の2の施設を含む)の電話番号	○	○	○	○
4	広告主の宅建業法による免許証番号	○	○	○	
5	広告主の所属団体名及び公正取引協議会加盟事業者である旨	○	○	○	
6	広告主の取引態様(売主、代理、媒介(仲介)の別)	○	○	○	○
7	広告主と売主とが異なる場合は売主の名称又は商号及び免許証番号	○☆	○	○☆	
8	売主と事業主(宅地造成事業又は建物建築事業の主体者)とが異なる場合は、事業者の名称又は商号		○		
9	物件の所在地(パンフ類を除き、小規模団地及び副次的表示では地番の省略可)	○	○	○	○
10	交通の利便(公共交通機関がない場合には表示しなくても可)	○	○	○	○
11	総戸数	○	○	○☆	
12	販売戸数	●	●	●	●
13	土地面積及び私道負担面積(パンフ類を除き、最小面積及び最大面積のみで表示することができる)	○	○	○	○
14	用途地域	○	○	○	○
15	建物面積(パンフ類を除き、最小面積及び最大面積のみで表示することができる)	○	○	○	○
16	建物の主たる部分の構造	○	○	○☆	
17	連棟式建物であるときは、その旨	○	○	○	○
18	宅建業法第33条に規定する許可等の処分の番号(パンフ類を除き、建築工事が完了済みの場合は省略することができる)	○	○	○	
19	建物の建築年月(建築工事が完了していない場合は工事の完了予定年月)	○	○	○	○
20	引渡し可能年月	○	○		
21	主たる設備等の概要	●	○	●	
22	道路の幅員	○	○	○☆	
23	① 価格(パンフ類を除き、最低価格、最高価格並びに最多価格帯及びその戸数のみで表示することができる)	●	●	●	●
	② 上下水道施設、都市ガス供給施設等以外の施設であって、共用施設又は特別の施設について負担金等があるときはその旨及びその額並びにこれらの維持・管理費を必要とするときはその旨及びその額				
24	① 借地の場合はその旨	○	○	○	○
	② 当該借地権の種類、内容、借地期間並びに保証金、敷金を必要とするときはその旨及びその額	●	●	●	●
	③ 1か月当たりの借地料				
25	取引条件の有効期限	●	●	●	
26	情報公開日(又は直前の更新日)及び次回の更新予定日	●			

[注] 1. パンフレット等には、規則第4条第2項各号に定める、いわゆるデメリット事項を記載すること  
 2. 予告広告においては、予告広告に定められた必要表示事項を記載すること

表5 新築住宅・中古住宅・新築分譲住宅で販売戸数が1戸のもの又は一棟売りマンション・アパート

必要表示事項		ネット	折込チラシ	新聞雑誌
1	広告主の名称又は商号	○	○	○
2	広告主の事務所の所在地	○	○	
3	広告主の事務所(宅建業法施行規則第15の5の2の施設を含む)の電話番号	○	○	○
4	広告主の宅建業法による免許証番号	○	○	
5	広告主の所属団体名及び公正取引協議会加盟事業者である旨	○	○	
6	広告主の取引態様(売主、代理、媒介(仲介)の別)	○	○	○
7	物件の所在地(町又は字の名称まで)	○	○	○
8	交通の利便(公共交通機関がない場合には表示しなくても可)	○	○	○
9	土地面積及び私道負担面積	○	○	○
10	建物面積	○	○	○
11	連棟式建物であるときは、その旨	○	○	○
12	宅建業法第33条に規定する許可等の処分の番号(建築工事が完了済みの場合は省略可)	○	○	
13	建物の建築年月(建築工事が完了していない場合は、工事の完了予定年月)	○	○	○
14	引渡し可能年月	○		
15	① 価格	○	○	○
	② 上下水道施設、都市ガス供給施設等以外の施設であって、共用施設又は特別の施設について負担金等があるときはその旨及びその額並びにこれらの維持・管理費を必要とするときはその旨及びその額			
16	① 借地の場合はその旨	○	○	○
	② 当該借地権の種類、内容、借地期間並びに保証金、敷金を必要とするときはその旨及びその額			
	③ 1か月当たりの借地料			
17	① 1棟売りマンション・アパートの場合はその旨	○	○	○
	② 1棟売りマンション・アパートの場合は、建物内の住戸数、各住戸の専有面積(最小面積及び最大面積)、建物の主たる部分の構造及び階数			
18	取引条件の有効期限		○	
19	情報公開日(又は直前の更新日)及び次回の更新予定日	○		

表6 新築分譲マンション・一棟リノベーションマンション(小規模団地を含み販売戸数1戸のもの除く)

必要表示事項		ネット	パンフ	新聞 チラシ	雑報 小枠
1	広告主の名称又は商号	○	○	○	○
2	広告主の事務所の所在地	○	○	○	
3	広告主の事務所(宅建業法施行規則第15条の5の2の施設を含む)の電話番号	○	○	○	○
4	広告主の宅建業法による免許証番号	○	○	○	
5	広告主の所属団体名及び公正取引協議会加盟事業者である旨	○	○	○	
6	広告主の取引態様(売主、代理、媒介(仲介)の別)	○	○	○	○
7	広告主と売主とが異なる場合は売主の名称又は商号及び免許証番号	○☆	○	○☆	
8	新築分譲マンションの場合は、施工会社の名称又は商号	○	○	○	
9	売主と事業主(宅地造成事業又は建物建築事業の主体者)とが異なる場合は、事業主の名称又は商号		○		
10	物件の所在地(パンフ類を除き、小規模団地及び副次的表示にあっては地番を省略できる)	○	○	○	○
11	交通の利便(公共交通機関がない場合には表示しなくても可)	○	○	○	○
12	総戸数	○	○	○☆	
13	販売戸数	●	●	●	●
14	敷地面積	○	○	○	○
15	用途地域	○	○	○	○
16	建物の主たる部分の構造及び階数	○	○	○	○
17	専有面積(パンフ類を除き最小面積及び最大面積のみで表示することができる)	○	○	○	○
18	バルコニー面積	○	○	○	
19	専有面積が壁心面積である旨及び登記面積はこれより少ない旨		○		
20	管理形態	○	○	○	○
21	管理員の勤務形態	●	●	●	
22	宅建業法第33条に規定する許可等の処分の番号(パンフ類を除き、建築工事又は規則第3条第11号に定める工事が完了済みの場合は省略することができる)	○	○	○	
23	建物の建築年月(建築工事が完了していない新築分譲マンションの場合は、完了予定年月)	○	○	○	○
24	一棟リノベーションマンションの場合は、その旨、規則第3条第11号に定める工事の内容及び当該工事の完了年月(当該工事が完了していない場合は工事の完了予定年月)	○	○	○	○
25	引渡し可能年月	○	○		
26	主たる設備等の概要及び設備等の利用について条件があるときは、その条件の内容(敷地外駐車場はその旨及び将来の取扱い)	●	○	●	
27	① 価格(パンフ類を除き、最低価格、最高価格並びに最多価格帯及びその戸数のみで表示することができる)	●	●	●	●
	② 上下水道施設、都市ガス供給施設等以外の施設で、共用施設又は特別の施設に負担金等があるときはその旨及びその額				
28	① 借地の場合はその旨	○	○	○	○
	② 当該借地権の種類、内容、借地期間並びに保証金、敷金を必要とするときはその旨及びその額	●	●	●	●
29	建物の配置及び方位		○		
30	管理費及び修繕積立金等	●	●	●	●
31	取引条件の有効期限	●	●	●	
32	情報公開日(又は直前の更新日)及び次回の更新予定日	●			

(注) 1. パンフレット等には、規則第4条第2項各号に定めるいわゆるデメリット事項を記載すること  
2. 予告広告においては、予告広告に定められた必要表示事項を記載すること

表7 中古マンション・新築分譲マンションで販売戸数が1戸のもの

必要表示事項		ネット	折込チラシ	新聞雑誌
1	広告主の名称又は商号	○	○	○
2	広告主の事務所の所在地	○	○	
3	広告主の事務所(宅建業法施行規則第15条の5の2の施設を含む)の電話番号	○	○	○
4	広告主の宅建業法による免許証番号	○	○	
5	広告主の所属団体名及び公正取引協議会加盟事業者である旨	○	○	
6	広告主の取引態様(売主、代理、媒介(仲介)の別)	○	○	○
7	物件の所在地(町又は字の名称まで)	○	○	○
8	交通の利便(公共交通機関がない場合には表示しなくても可)	○	○	○
9	階数及び当該物件が存在する階	○	○	○
10	専有面積	○	○	○
11	バルコニー面積	○	○	
12	建物の建築年月(建築工事が完了していない新築分譲マンションの場合は工事の完了予定年月)	○	○	○
13	引渡し可能年月	○		
14	① 価格	○	○	○
	② 上下水道施設、都市ガス供給施設等以外の施設であって、共用施設又は特別の施設について負担金等があるときはその旨及びその額			
15	借地の場合はその旨及び当該借地権の種類、内容、借地期間並びに保証金、敷金を必要とするときはその旨及びその額	○	○	○
16	管理費及び修繕積立金	○	○	○
17	管理形態及び管理員の勤務形態	○	○	
18	取引条件の有効期限		○	
19	情報公開日(又は直前の更新日)及び次回の更新予定日	○		

表8 新築賃貸マンション・新築賃貸アパート(賃貸戸数が1戸のものを除く)

必要表示事項		ネット	パンフ	新聞 チラシ	雑報 小枠
1	広告主の名称又は商号	○	○	○	○
2	広告主の事務所の所在地	○	○	○	
3	広告主の事務所(宅建業法施行規則第15条の5の2の施設を含む)の電話番号	○	○	○	○
4	広告主の宅建業法による免許証番号	○	○	○	
5	広告主の所属団体名及び公正取引協議会加盟事業者である旨	○	○	○	
6	広告主の取引態様(貸主、代理、媒介(仲介)の別)	○	○	○	○
7	物件の所在地又は住居表示	○	○	○	○
8	交通の利便(公共交通機関がない場合には表示しなくても可)	○	○	○	○
9	賃貸戸数	●	●	●	●
10	専有面積(パンフ類を除き、最小面積及び最大面積のみで表示することができる)	○	○	○	○
11	建物の主たる部分の構造及び階数(ネット、パンフ類を除き、賃貸戸数が10未満の場合は省略することができる)	○	○	○	
12	建物の建築年月(建築工事が完了していない場合は工事の完了予定年月)	○	○	○	○
13	入居可能時期	○	○		
14	賃料(パンフ類を除き、最低賃料及び最高賃料のみで表示することができる)	●	●	●	●
15	礼金等を必要とするときはその旨及びその額	●	●	●	●
16	敷金、保証金等を必要とするときは、その旨及びその額(償却をする場合は、その旨及びその額又はその割合)	●	●	●	●
17	住宅総合保険等の損害保険料等を必要とするときはその旨	○	○	○	○
18	家賃保証会社等と契約することを条件とするときはその旨及びその額	●	●	●	●
19	管理費又は共益費等	●	●	●	●
20	駐車場、倉庫等の設備の利用条件(敷地外の駐車場についてはその旨及び将来の取扱い)		●	●	
21	定期建物賃貸借であるときはその旨	○	○	○	○
22	契約期間(普通賃貸借で契約期間が2年以上のものを除く)	○	○	○	○
23	取引条件の有効期限		●	●	
24	情報公開日(又は直前の更新日)及び次回の更新予定日	●			

[注] 1. 当初の契約時からその期間満了時まで、事項番号14から20以外の費用を必要とするときは、その費目及びその額を記載すること  
 2. 予告広告においては、予告広告に定められた必要表示事項を記載すること

表9 中古賃貸MS・貸家・中古賃貸AP・新築賃貸MS、新築賃貸APで賃貸戸数が1つのもの

必要表示事項		ネット	折込チラシ	新聞雑誌
1	広告主の名称又は商号	○	○	○
2	広告主の事務所の所在地	○	○	
3	広告主の事務所(宅建業法施行規則第15条の5の2の施設を含む)の電話番号	○	○	○
4	広告主の宅建業法による免許証番号	○	○	
5	広告主の所属団体名及び公正取引協議会加盟事業者である旨	○	○	
6	広告主の取引態様(貸主、代理、媒介(仲介)の別)	○	○	○
7	物件の所在地(町又は字の名称まで)	○	○	○
8	交通の利便(公共交通機関がない場合には表示しなくても可)	○	○	○
9	建物の主たる部分の構造、階数及び当該物件が存在する階	○		
10	建物面積又は専有面積	○	○	○
11	建物の建築年月(建築工事が完了していない場合は工事の完了予定年月)	○	○	○
12	入居可能時期	○		
13	賃料	○	○	○
14	礼金等を必要とするときはその旨及びその額	○	○	○
15	敷金、保証金等を必要とするときはその旨及びその額(償却をする場合はその旨及びその額又はその割合)	○	○	○
16	住宅総合保険等の損害保険料等を必要とするときはその旨	○	○	○
17	家賃保証会社等と契約することを条件とするときはその旨及びその額	○	○	○
18	管理費又は共益費等	○	○	○
19	定期建物賃貸借であるときはその旨	○	○	○
20	契約期間(普通賃貸借で契約期間が2年以上のものを除く)	○	○	○
21	取引条件の有効期限		○	
22	情報公開日(又は直前の更新日)及び次回の更新予定日	○		

[注] 当初の契約時からその期間満了時まで、事項番号13から18以外の費用を必要とするときは、その費目及びその額を記載すること

表10 共有制リゾートクラブ会員権

必要表示事項		ネット	パンフ	新聞 チラシ	雑報 小枠
1	広告主の名称又は商号	○	○	○	○
2	広告主の事務所の所在地	○	○	○	
3	広告主の事務所(宅建業法施行規則第15条の5の2の施設を含む)の電話番号	○	○	○	○
4	広告主の宅建法による免許証番号	○	○	○	
5	広告主の所属団体及び公正取引協議会加盟事業者である旨	○	○	○	
6	広告主の取引態様(売主、代理、媒介(仲介)の別)	○	○	○	○
7	広告主と売主とが異なる場合は売主の名称又は商号及び免許番号	○	○	○	
8	売主と事業主(宅地造成事業又は建物建築事業の主体者)が異なる場合は、事業主の名称又は商号		○		
9	物件の所在地	○	○	○	○
10	交通の便利(公共交通機関がない場合には表示しなくても可)	○	○	○	○
11	敷地面積	○	○	○	○
12	借地の場合はその旨	○	○	○	○
13	当該借地件の種類、内容、借地期間並びに保証金、敷金を必要とするときはその旨及びその額		○		
14	建築面積及び延べ面積		○	○	
15	専有面積	○	○	○	○
16	建物の主たる部分の構造及び階数	○	○	○	○
17	宅建業法第33条に規定する許可等の処分の番号(パンフ類を除き、建築工事が完了済みの場合は省略することができる)	○	○	○	
18	会員権の種類(共有性、合有性等の別等)	○	○	○	○
19	会員権の価格(入会金等を含む総額)	○	○	○	○
20	会員権の価格の内訳(預り金等返還するものは返還条件)	○	○	○	
21	会費・管理費等の額	○	○	○	○
22	会員資格に制限があるときはその旨	○	○	○	
23	会員権の譲渡又は退会の可否及びその条件		○		
24	会員権の総口数及び今回募集口数	○	○	○	○
25	総客室数及び1室当たりの口数	○	○	○	○
26	建築年月(建築工事が未完了の場合工事の完了予定年月)	○	○	○	○
27	① 施設の利用開始時期	○	○	○	○
	② 施設の利用料金	○	○	○	○
	③ 施設の予約調整方法	○	○	○	
	④ 施設の利用の制限		○		
	⑤ 1口当たりの年間利用可能日数	○	○	○	
28	付帯施設(譲渡対象物件以外のレストラン、売店、大浴場、レジャー施設等当該施設で会員が利用できる施設をいう)の概要及びその利用条件(有料であることが明らかなものを除く)	○	○	○	
29	会員権の売主と施設の運営主体とが異なる場合は運営主体の名称		○		
30	相互利用施設(譲渡対象物件及び付帯施設以外で会員相互の施設相互利用契約に基づき会員が利用できる施設)の有無	○	○	○	
31	相互利用施設の数及びその利用条件		○		
32	会員以外の者がクラブ施設を利用が可能な場合はその旨		○		
33	施設を運用するときは、その旨とその内容		○		
34	取引条件の有効期限	○	○	○	
35	情報公開日(又は直前の更新日)及び次回の更新予定日	○			

[注] 提携施設(共有制リゾートクラブの運営主体が、他のリゾート施設運営業者と連携して、会員に当該業者の保有又は管理しているリゾート施設を一般より有利な条件で利用させることを目的とした施設提携契約を締結している施設をいう)について表示するときは、その利用条件の概要を記載すること

## [2] 表示事項の注意点

### 1. 取引態様

「売主」「貸主」「代理」「媒介（仲介）」のいずれかで表示してください。

### 2. 交通の利便

- A.公共交通機関の利用が通例の場合は、最寄りの駅か停留所の名称と物件から徒歩でかかる時間を明示してください。徒歩による場合は、80メートルで1分間として計算します
- B.公共交通機関は現に利用できるものを表示し、利用に制限があるものや新設予定のものは、その内容や時期などを明示してください
- C.分譲物件や同一敷地内に複数棟あるマンション等は最も近い区画（住戸）と最も遠い区画からの距離や所要時間の表示が必要です
- D.別荘地などで公共交通機関の利便がない場合は最寄り駅からの道路距離を表示してください。
- E.交通の利便がない場合は、表示しないことが可能です

### 3. 地目

登記簿に記載されているものを表示し、現況が登記簿と異なる場合は併記してください。

### 4. 面積

表示面積は、メートル法によって表示してください。間取りを畳数で表示する場合は、畳1枚当たりを1.62平方メートル以上とします。

### 5. 増築・改築・改装等リフォームしたことの表示

建物を増築、改築、改装などリフォームしたことを表示する場合は内容と時期を明示してください。

### 6. 写真・絵図

#### A.宅地や建物の写真

写真は実際に取引するものを使用してください。建物が完成前など、その建物の写真を使用できない事情がある場合は、その建物と外観や内部が同一の建物の写真を使用することができます。その場合、その旨を写真に接する位置に明示してください。

#### B.見取り図、完成予想図

見取り図、完成予想図を使用する場合はその旨を明示してください。物件周囲の状況は著しく現況と異なるものは表示できません。

### 7. 生活関連施設・商業施設

生活関連施設および商業施設は現に利用できるものを道路距離か、徒歩所要時間を表示してください。病院や公園などの公共・公益施設（公立学校や官公署を除く）はその施設の名称を明記してください。

### 8. 価格・賃料

- A.土地の価格は1区画当たりの価格を表示してください。敷地面積を明らかにして、算出した1平方メートル当たりの価格を表示することができます。ただし、上下水道・都市ガス供給施設の設置、そのほかの宅地造成に掛かる費用が課される場合はその費用と消費税を含めた価格を表示してください。

- B.住宅の価格は、土地を含む一戸当たりの価格を表示してください。価格には、電気、上下水道や都市ガス供給施設のための費用や消費税も含まれます。
- C.1カ月当たりの賃料を表示してください。すべての住戸の賃料の表示が困難な場合は、1住戸当たりの最低賃料と最高賃料を表示してください。
- D.管理費（マンションの事務経費と共用部分の維持管理費）、共益費（賃貸住宅の共用部分の運営・維持費）、修繕積立金は、1戸当たりの月額を別個に表示してください。すべての費用の表示が難しい場合は、最低と最高の額の幅の表示が可能です。

## 9. 住宅ローンの必要表示事項

住宅ローンや割賦販売などについては、次の事項を明示してください。

### A.金融機関の名称と種別

- B.借入金の利率と利息を取る方式（固定金利型、固定金利指定型、変動金利型、上限金利付変動金利型などの種別）または返済例（借入金、返済期間、利率等の返済例に係る前提条件を併記）ボーナス併用払いは一カ月当たりの返済額の表示に続けて、ボーナス時に加算される返済額を明示してください。

**関連** 宅建業法第34条（取引態様の明示）・不動産規約規則第9条（物件の内容・取引条件等に係る表示基準）

## 〔3〕 広告表示開始時期の制限

宅地や建物の内容、取引条件は、都市計画法に基づく開発許可や建築基準法による建築確認など法令にかかわる許可を受けた後でなければ広告できません。

**関連** 宅建業法第33条（広告開始時期の制限）・都市計画法第29条（開発行為の許可）

## 〔4〕 建築条件付き土地

建築条件が付いている土地は、次の事項を明示してください。

### A.建築条件付きである旨

### B.建築請負契約を締結すべき期限

- C.建築請負契約が成立しなかった場合は売買契約を解除し受領した金銭はすべて遅滞なく返還する旨

### D.建物の設計プランを例示する場合の表示事項

- a.設計プランは参考のための一例であってそのプランを採用するかどうかは購入者に委ねられる旨

- b.設計プランに掛かる建物の費用とそれ以外に必要な費用の内容とその額

**関連** 不動産表示公正競争規約第6条（建築条件付土地取引に関する広告表示中表示される建物に関する表示）

## 〔5〕 予告広告・シリーズ広告の特例

### 1. 予告広告

予告広告は、販売価格や賃料などが確定していないため、すぐ取引できない物件の取引開始時期をあらかじめ告知するもので、必要表示事項の一部を省略できます。省略できる項目は、前掲の必要表示事項の表で確認してください。ただし、次の条件を満たさなければなりません。

## A.本広告の表示

本広告は、予告広告を行った同一の媒体と同一、または広域の掲載範囲で掲載するか、インターネット広告で実施してください。ネット広告で本広告を行う場合は予告広告中にアドレスと掲載予定時期の表示が必要です。

## B.必要表示事項

次の項目を近接した場所に見やすい文字で明示すること

- a. 予告広告である旨（14ポイント以上の文字を使用）
- b. 価格が未定である旨か、予定最低価格、予定最高価格と予定最多価格帯
- c. 販売（取引）予定時期（予告広告である旨の表示に近接して表示）
- d. 本広告の掲載までは、契約や予約の申し込みに一切応じない旨と申し込みの順位確保に関する措置を講じない旨（予告広告である旨の表示に近接して表示）
- e. 予告広告の時点ですべての予定販売区画（販売戸数、賃貸戸数）を一括して販売（取引）するか、数期に分けて販売（取引）するか未定の場合はその旨と、物件の取引内容、条件は、全ての予定販売（賃貸）区画（戸数）を基に表示している旨、また予告広告以降に行う本広告で、販売区画数（販売戸数、賃貸戸数）を明示する旨

**関連** 不動産表示規約第9条（予告広告における特例）・同施行規則第5条（予告広告に係る必要な表示事項）

## 2. シリーズ広告

シリーズ広告では、最終広告で必要表示事項を表示すれば、各回の広告で必要表示事項が省略できます。ただし、各回の広告については次の事項を明示してください。

- A. シリーズ広告である旨
- B. シリーズ広告の回数
- C. シリーズ広告の中の当該広告の順位
- D. 次回の広告掲載の予定日（最終広告を除く）
- E. 契約、予約の申し込みや順位の確保などの措置を行わない旨（最終広告は除く）

**関連** 不動産表示規約第11条（シリーズ広告における特例）

## 〔6〕見やすい大きさの文字による表示

見やすい大きさの文字とは、原則として7ポイント以上の大きさの文字を指します。ただし、文字間、文字色、書体などを総合的に判断し読みやすいものでなければなりません。

**関連** 不動産表示規約施行規則第8条（見やすい大きさの文字による表示）

## 〔7〕必要表示事項の適用除外

次の場合は必要表示事項を省略できます。ただし、物件の内容や価格などの取引条件を表示する場合は省略できません。

### A. ネーミング募集

不動産物件の名称や、名称を考える手掛かりを募集する広告で、その物件の所在地（都道府県、郡、市区町村、字または街区番号まで）、物件種別、おおむねの規模、開発理念のみを表示するもの。

### B. 催事の告知など

住宅展示会やそのほかの催事の開催場所、開催時期、または常設の営業所の場所を案内す

る広告で、展示している物件数、物件の種類と価格の幅のみを表示するもの。

#### C. 会員組織の募集

住宅友の会のような会員組織の募集広告で、物件の種類、販売中か販売予定かの別、また最寄り駅のみを表示するもの。

#### D. 企業広告の中の物件広告

企業広告の中の一部に、取引しているか、予定している物件の種類や、販売中、販売予定の別、また最寄り駅のみを表示するもの。ただし特定の物件の広告と見なされるような表示はできません。

**関連** 不動産表示規約第12条（必要な表示事項の適用除外）

### [8] 特定事項の明示義務

物件にデメリットがある場合は、その旨を明示しなければなりません。

#### 1. 市街化調整区域の土地

市街化調整区域内に所在する土地は「市街化調整区域。宅地の造成および建物の建築はできません」などと明示してください。

#### 2. そのほかのデメリット表示

都市計画施設の区域内の土地や、道路に適法に接していない土地、セットバックを要する土地、古家、廃屋がある場合、高压電線下の土地、傾斜地、路地として使用する部分の面積が30パーセントを超えるものなどが規定されています。

**関連** 不動産表示規約第13条・規則第7条（特定事項の明示義務）

### [9] 節税効果などの表示

節税効果や賃料収入の確実性をうたう場合は、①将来にわたり当該物件が賃貸市場の商品価値を確実に保持するかのようなもの②将来にわたり確実に安定した賃料収入が確保されるかのようなもの③将来において当該物件の資産価値が確実に増大するかのようなもの—は表示できません。

次の場合は必要表示事項があります。

#### 1. 節税効果の表示

A. 節税は不動産所得が赤字になる場合で、黒字の場合は納税額が増加すること

B. 不動産所得に掛かる必要経費が減少した場合は節税効果も減少すること

C. 具体的な計算例を表示する場合

その物件を購入した次の年度での例を表示してください。ただし初年度の節税額を強調しない場合に限り、初年度と次年度を合わせた計算例が表示できます。

#### 2. 賃料収入の確実性

A. 賃料収入を保証する場合

購入者が賃料収入などを得ることができないとき、売主などが賃料収入を保証する旨を表示する場合は、保証の主体、内容、期間その他の条件を表示してください。

B. 売主が賃貸する場合

購入者の希望で売主などがマンションの賃貸を行い、賃料を購入者に支払うような場合は、①権利金、礼金、敷金、保証金などの支払いの有無。支払う場合はその額②賃料（月額）③賃料のほかに管理費を支払うかどうかの別④賃借期間⑤賃貸借契約の更新と賃料の改定

に関する事項一を表示してください。

### 3. 利回り表示

購入した物件を賃貸した場合の利回り表示は、その物件の1年間の予定賃料収入に対する、取得対価の割合である旨を明示してください。

その場合、予定賃料収入が確実に得られることを保証するものではない旨と、利回りには税金・維持管理費の控除前である旨を明示してください。

**関連** 不動産表示規約規則第9条（物件の内容・取引条件等に係る表示基準）・第10条（節税効果等の表示基準）

## 〔10〕 特定用語の使用基準ほか

次の用語を使用する場合は、それぞれに規定された意味に基づいて使用ください。合理的な根拠を示す資料がなければ使用できない用語があります。

### 1. 「新築」「新発売」などの特定用語

「新築」とは、建築後1年未満の住宅をいいます。また、建築後1年未満でも使用された場合は新築ではなくなります。「新発売」とは、新たに造成した宅地や新築の住宅を初めて販売する場合で、その一連の勧誘活動の期間内でしか使用できません。

### 2. 根拠を必要とする用語

次の用語を使用する際には、その内容を裏付ける合理的な根拠を示す資料がなければなりません。また、最上級表現や安いという印象を与える表現（下記D・E項）には、その根拠となる事実も合わせて表示してください。

A. 完全、完ぺき、絶対、万全などまったく欠けることがないことを意味するもの

B. 日本一、日本初、業界一、超、当社だけ、ほかには類を見ない、抜群など、ほかより優位であることを示すもの

C. 特選、厳選など一定の基準で選別されたことを意味するもの

D. 最高、最高級、極、特級などの最上級を示すもの

E. お買い得、掘り出し物、土地値、格安、投げ売り、破格、特安、激安、バーゲンセール、安値など著しく安いという印象を与えるもの

F. 物件について「完売」など著しく人気が高く、売れ行きがよいという印象を与えるもの

**関連** 宅建業法第32条（誇大広告の禁止）・不動産表示規約第18条（特定用語の使用基準）

## 〔11〕 二重価格表示と割引表示

二重価格表示をする場合は、値下げの直前の販売価格で、値下げ前2カ月以上にわたって実際に販売していたものを比較対照価格として、①旧価格の公表日と値下げの日を明示②値下げの日から6カ月以内に表示するものであること③土地（現況有姿分譲地を除く）または建物について行うもの一に限り表示できます。また、割引の表示は、現金で一括して支払うなど割引の一定の条件があることを明示すれば表示が可能です。

**関連** 不動産表示規約施行規則第12条（過去の販売価格を比較対照価格とする二重価格表示）・同第13条（割引表示）

## 〔12〕 道外や外国の不動産 **事前/実態**

北海道外や外国の不動産については、審査の上、実態などに問題がないと当社が判断したものに限り掲載できます。外国の不動産は、次の条件を満たすことが必要です。

- A.事業者、代理、仲介などを問わず、日本国内の宅建業免許取得事業者であること
- B.物件調査が国内でも可能なもの
- C.物件が所在する国の法規に違反しないもの
- D.建物などが完成または完成間近であること
- E.表示は国内不動産の表示基準に準じていること

## 〔13〕景品類の提供

### 1. 認められる景品の価額

不動産で提供できる総付景品の最高額は取引価額の10%もしくは100万円のいずれか低い価額となります。一般懸賞と共同懸賞の価額については、広告掲載基準の「懸賞・景品類の提供」を参照してください。

**参照** 一般的な表示〔12〕懸賞・景品類の提供

### 2. 景品に該当しないもの

#### A. 値引きに該当するもの

価格の減額やそれに代わる住宅機器等の付加、割賦販売の利息の減率など値引きと認められるもの

#### B. アフターサービスと認められるもの補修、点検工事など

#### C. 不動産またはその取引に付属すると認められるもの

電気・ガス・上下水道施設（使用料は景品に該当）、畳、建具、造り付けの家具、物件までの案内の費用など

#### D. 不動産の販売のために必要な物品、便益などの提供と認められるもの

公共交通機関が整備されるまでの最寄り駅への送迎や、提携ローンの利子補給、管理費の負担など

**関連** 不動産業景品類公正競争規約第3条（一般消費者に対する景品類の提供の制限）・同施行規則第1条（値引きと認められる経済上の利益）・同第2条（アフターサービスと認められる経済上の利益）・同第3条（不動産又はその取引に付属すると認められる経済上の利益）・同第4条（景品類の提供とみなす場合）・同第5条（取引価額）・同第6条（不動産の販売等のために必要な物品、便益等の提供）

# 老人福祉関係

## 〔1〕有料老人ホーム **事前**

主に民間によって運営され、食事の提供、介護、家事、健康管理のいずれかを行う施設のことをいい、事前に都道府県知事に届出が必要です。入居者募集を行なう場合、次の必要表示事項があるほか、消費者庁の指定告示を受けており、個別の表示をした場合、注意しなければならない事項があります。

### 1. 必要表示事項

#### A.事業主体の名称、住所、連絡先

事業主体と運営主体が異なる場合はそれぞれを明示してください。

#### B.施設の名称、所在地

施設の土地・建物が自己所有でない場合は権利形態を明示してください。

#### C.施設の類型

「介護付有料老人ホーム（一般型特定施設入居者生活介護）」「介護付有料老人ホーム（外部サービス利用型特定施設入居者生活介護）」「住宅型有料老人ホーム」「健康型有料老人ホーム」の別

#### D.居住の権利形態

「利用権方式」「建物賃貸借方式」「終身建物賃貸借方式」の別

#### E.利用料の支払い方式

「一時金方式」「月払い方式」「選択方式」の別

#### F.入居時の要件

「入居時自立」「入居時要介護」「入居時要支援・要介護」「入居時自立・要支援・要介護」の別

#### G.介護保険について

##### a. 介護付き有料老人ホームの場合

「北海道〔市町村名〕指定介護保険特定施設（一般型特定施設）」「北海道〔市町村名〕指定介護保険特定施設（外部サービス利用型特定施設）」の別と地域密着型（～29人以下の施設）はその旨

##### b. 住宅型有料老人ホームの場合

在宅サービス利用可などの表示をしてください。

#### H.居室区分

「全室個室」「相部屋あり（○人部屋～○人部屋）」のいずれかを表示

※○には1～4の数値を表示。ほかの居室への住み替えがある場合はその旨

#### I.介護にかかわる職員体制（介護付有料老人ホームの場合）

##### a. 一般型特定施設

「1. 5：1以上」「2. 1以上」「2. 5：1以上」「3. 1以上」などと表示してください。

##### b. 外部サービス利用型特定施設

有料老人ホームの職員の換算人数や委託先の介護サービス事業所の名称（訪問介護・訪問看護・通所介護それぞれの委託先）を表示してください。

#### J.そのほか（住宅型有料老人ホームの場合）

提携ホーム移行型の場合は、その旨と提携先ホームの名称を表示してください。

## 2. そのほかの注意事項

### A. 類型の表示

特定施設入居者生活介護の指定を受けていないと「介護付き」「ケア付き」など表示できません。

### B. 居室の表示

ほかの居室への住み替えがあり得る場合は住み替え後の権利変更などについて表示してください。

### C. 交通の便の表示

ホームへの最寄り駅・停留所からの距離を表示してください。

### D. 入居者の利用施設・設備の表示

設置者、その用途、使用料などを表示してください。

また、ホーム内にない場合はその距離、共用施設はその内容を表示してください。

### E. ホームの設備の仕様など

構造や仕様（南向きの居室、〇〇付きなど）が一部でも違うものがある場合は、明確に区分し具体的に表示してください。

### F. 医療機関の表示

テナントに医療機関がある場合、事業主体の別事業として運営されるものであればその旨、違う場合は設置者名を表示してください。また、ホームが医療行為を提供するような表示はできません。

協力医療機関を表示する場合は、診療科目と契約に基づく具体的な協力科目と内容、健康保険の負担以外の費用があればそれぞれ表示してください。

### G. 費用の表示

前払金を表示する場合はその名称と金額を正確に表示してください。居住費用や介護費用以外に管理費や利用料という名目で徴収する費用は、用途が判別できる費目を明示してください。

### H. 終身性を示す表示

「終身利用」「介護一時金」「最後までお世話します」など終身性を表す表示は、退去条件や提携施設などへの住み替え条件や契約解除条件を表示してください。

### I. 指定特定施設の給付対象外の介護サービス費用の表示

指定特定施設で、介護一時金や月額介護費など介護保険給付対象外で徴収する介護サービス、またはその費用を表示する場合は、サービスの内容と費用の内訳、徴収方法を表示してください。

### J. 指定特定施設以外の介護サービス表示

指定特定施設以外のホームが自ら介護サービスを提供することを表示する場合は、サービスの内容、金額、徴収方法と職員の配置人数を表示してください。

主な介護サービスと個別介護サービスの費用は分けて表示が必要です。また、自ら行うサービスでない場合はその旨を明示してください。

### K. 介護・看護職員数の表示

介護・看護職員数を表示する場合は、常勤職員の常勤換算時間と介護・看護職員の常勤換算人数、そのうちの要介護者などへの配置数、宿直時間帯や夜間の最少配置人数などを表示してください。介護に関する資格を有する職員などを表示する場合は、常勤・非常勤ごとに人数を表示する必要があります。

## L.都道府県知事への届出

有料老人ホームは都道府県知事への届出が必要ですが、申請中の場合は行政の確認を得たもので、施設の運営・管理などに問題がないと本社が判断した場合に限り掲載できます。その場合、届出中である旨を明示してください。

**関連** 「有料老人ホームに関する不当な表示（景表法指定告示）」・「有料老人ホームに関する不当な表示の運用基準」消費者庁・「有料老人ホームの広告等に関する表示ガイドライン」全国有料老人ホーム協会

## 【2】サービス付き高齢者向け住宅

サービス付き高齢者向け住宅とは、最低限「安否確認サービス」「生活相談サービス」を提供することを義務付けられた高齢者対象の住宅です。都道府県知事に届出が必要ですが、届出中でも行政の確認を得たもので問題がないと本社が判断した場合で、届出中であることを明示すれば掲載は可能です。

次のものを表示する場合、必要な明示事項があります。

### A.土地や建物

事業者が所有するものでない場合はその旨を明示してください。

### B.施設・設備

事業者が設置していないもの、住宅の敷地内にないもの、利用に利用料の支払いが必要なものはその旨を明示してください。

### C.特定用途の施設・設備

特定の用途に提供される施設・設備が専用でない場合はその旨を明示してください。

### D.住宅設備の構造・仕様

設備の構造・仕様が一部に異なるものがある場合はその旨を明示してください。

### E.入居者の居住室について

入居者の入院や心身の状況の変化以外で居住室を変更することがある場合は、その旨を明示してください。その場合、居住室の床面が減少すること、住み替えて権利が変更か消滅すること、住み替えにより追加費用が発生することなどや、当初の費用から調整をしないなどの条件があればその旨も明示してください。

### F.終身性の表示について

入居者の入院や心身の状況変化以外に終身性を担保できない条件がある場合は、その旨を明示してください。

### G.介護サービスについて

事業者が直接提供しない場合はその旨を明示してください。

### H.介護保険適用外の介護サービスについて

事業者が自ら、または委託で提供する介護保険適用外の介護サービスを表示する場合は、その内容と費用を明示してください。

### I.高齢者支援サービスにかかわる人数

高齢者支援サービスにかかわる人数を表示する場合は、総人数とサービスごとの人数の内訳を明示してください。介護保険の要介護者以外にサービスを提供する場合は、要介護者へのサービスにかかわる総人数とサービスごとの人数の内訳を明示してください。夜間にサービスを提供する最少の総人数とサービスごとの人数の内訳も必要です。

### J.介護資格者の表示

介護資格者を表示する場合は、常勤・非常勤の別に明示してください。

**関連** 高齢者住まい法第15条（誇大広告の禁止）・「国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の

安定確保に関する法律施行規則第22条第一号の国土交通大臣及び厚生労働大臣が定める表示についての方法」厚生労働省・国土交通省

### 〔3〕老人福祉施設・認知症高齢者グループホームなど

社会福祉施設、介護サービス事業の施設は、「特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）」「養護老人ホーム」「介護療養型医療施設」「老人短期入所施設」「軽費老人ホーム（含むケアハウス）」「認知症高齢者グループホーム」があります。必要表示事項の定めが特にありませんが、有料老人ホームなどの注意事項に準拠し、誤認を与えないように留意してください。

### 〔4〕介護老人保健施設

介護老人保健施設は介護保険における施設サービスの一つで、病院を退院して自宅に戻るの不安という人が利用する施設です。医療機関の性格も併せ持つため、次の事項に表示が限定されます。また、介護医療院も同様に以下を表示可能事項とします。

#### 1. 表示可能事項

A.名称、電話番号、住所

B.勤務する医師、看護師の氏名

C.施設と構造設備に関する事項

「療養室（広さ、個人用ロッカー、洗面所の設備）」「機能訓練室（広さ、機械・器具の設備）」「認知症専門棟を有する介護老人保健設備はその旨と定員・設備」「食堂（広さ、設備など）」「談話室・レクリエーションルーム（広さ、テレビ・ソファなどの設備）」「浴室（特別浴槽などの設備）」「協力病院・歯科」「施設に在宅介護支援センターを設置している旨や事業内容」「施設に訪問看護ステーションや特別養護老人ホームを併設している旨やその内容」「特色ある施設（ボランティア・ルーム、家族介護教室の設置状況）」

D.職員の配置員数

職員の常勤換算した職種ごとの員数、医師や看護師の技能、経験、年齢や性別に関する事項が表示できます。

E.提供されるサービスの種類と内容

「レクリエーションや理美容など日常生活上のサービスの内容」「指定通所リハビリテーションか指定短期入所療養介護を実施している旨」「指定通所リハビリテーションの定員と実施時間」「利用料を徴収する『特別な療養室』を有する施設がある旨と室数」

「紹介できる、ほかの指定居宅サービスや指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設、介護医療院、病院などの名称」「サービスの提供に関する情報を開示できる旨」があります。また、医療サービスの内容については表示できません。

F.利用料の内容

日常生活費やその他の費用を含む利用料の費目、金額、支払方法や領収について表示できます。

**関連** 介護保険法第98条（広告制限）・「介護老人保健施設に関して広告できる事項について」厚生労働省

# 医療機関

## 〔1〕 病院・診療所・歯科医院・助産師 **事前**

病院、歯科医院、助産師の広告は、定められた事項以外は表示できないなど、医療法で厳しく規制されます。法令は医療機関のみだけでなく、マスコミ、広告会社、アフィリエイトなどすべてが規制対象になります。

### 1. 広告の要件

医療法では、広告の要件として、患者の受診など誘引する意図があること（誘因性）、医師、歯科医師の氏名や病院、診療所の名称が特定可能であること（特定性）を挙げています。新聞記事などは特定の病院を推薦していても広告には当たらないとされますが、医療機関が広告料などの便宜を図った場合は広告とされます。

### 2. 広告できる事項

#### A. 医師、歯科医師であること

医師法、歯科医師法に規定する免許を有する者で、外国の免許による医師、歯科医師は広告できません。

#### B. 診療科名

「内科」「外科」「精神科」「アレルギー科」「リウマチ科」「小児科」「皮膚科」「泌尿器科」「産婦人科」「眼科」「耳鼻いんこう科」「リハビリテーション科」「放射線科」「救急科」「病理診断科」「臨床検査科」のほか、身体や臓器、患者の年齢、性別、診療方法、症状、疾患の名称などを組み合わせた診療科名が認められています。

麻酔科は、診療に当たる医師が厚生労働大臣の許可を得た場合に限り広告できますが、その場合は医師名の表示が必要です。

#### C. 医療機関の名称、電話番号と場所を表示する事項、管理者の氏名

名称には略称やマークも含めて認められます。

#### D. 診療日や診療時間、予約の有無

診療日、診療時間は可能な限り表示してください。

#### E. 法令による指定医療機関、指定医であること

「保険医療機関」「労災保険指定病院」「母体保護法指定医」「臨床研修指定病院」「身体障害者福祉法指定医」「精神保健指定医」「生活保護法指定医」「指定自立支援医療機関」「特定感染症指定医療機関」「指定居宅サービス事業者」「指定介護予防サービス事業者」「地域医療連携推進法人」など

#### F. 病院施設の概要など（写真、イラストを含む）

入院設備の有無、病床の種別と数、ICU や MRI などの施設設備、病室・食堂・売店・浴室などの医療機関の施設や設備、医療機関の人員配置など

#### G. 医療従事者

医療従事者は医師のほか、薬剤師、保健師、看護師、診療放射線技師、救急救命士、栄養士などの氏名、年齢、性別、役職、略歴のほか、厚生労働大臣届出団体が認定する専門性資格が広告できます。非常勤の医療従事者は、非常勤である旨や勤務する日時を示せば差し支えありません。医師等の専門性については認定団体の正式名称と正式な資格名をともに示す場合に限り広告できます。

【例】 → 日本専門医機構認定〇〇専門医

#### H.医療機関の管理や運営に関すること

休日・夜間診療、電子カルテの使用、セカンドオピニオンの実施、相談体制、医療の安全を確保する処置（院内感染対策など）、個人情報に関する措置、平均待ち時間、開設日など

#### I.ほかの医療機関などの紹介について

ほかの病院や、介護老人保健施設など保健医療サービスや福祉サービス事業への紹介、ほかの医療機関と医療機器の共同利用、紹介率や逆紹介率など。

#### J.診療に関する記録情報と情報提供に関する事項

ホームページアドレス、入院診療計画書、診療録の開示など。

#### K.検査、手術その他の治療の方法、および治療の方針

次の点に留意してください。

##### a. 保険診療として診療報酬点数表に規定された手術措置

##### b. 厚生労働大臣が定めた評価療養と選定療養

保険適用外の先進医療や医薬品の治験（評価療養）、差額ベッドや予約診療などのことで、内容、負担費用の併記が望ましいとされています。

##### c. 分娩

分娩は公的保険が適用になりませんが広告できます。また費用、出産育児一時金受領の委任払いの説明なども表示可能です。帝王切開は保険適用のため広告可能です。

##### d. 自由診療のうち、保険診療や評価療養、選定療養と同一の検査や手術、治療方法

診療報酬点数表に規定された方法であれば、目的が美容などで保険適用にならないものでも広告できます。ただし、公的保険が適用にならないことと実際に掛かる標準的な費用を明示してください。

##### e. 自由診療で、医薬品医療機器等法の承認を得た医薬品や医療機器による検査や手術、治療方法

公的保険が適用にならないが、医薬品医療機器等法の承認を得た医薬品や医療機器を使用する治療などは広告できます。ただし、公的保険が適用にならないことと実際にかかる標準的な費用を明示してください。

#### L.医療機関における平均的な入院日数、患者数、病院で行われた手術件数などの医療行為の実績

#### M.健康保険病院、社会保険病院、船員保険病院、国民保険病院であること

#### N.救急病院、休日夜間急患センターなど法令に基づく規定や国の事業を実施すること

#### O.医療従事関係者以外の医療機関の従業員の氏名、年齢、役職、略歴

#### P.乳幼児検診、胃がん検診、人間ドックなど健康診査を行うこと

「遺伝子検査」「アンチエイジングドック」など広く定着しているといえないものは広告できません。

#### Q.保健指導や健康相談を実施すること

#### R.予防接種の実施

#### S.医薬品の治験に関する情報

#### T.医療機関と同じ敷地にある介護保険サービス事業者の名称と提供するサービス

#### U.クレジットカードの利用、院内店舗、駐車場など患者の便宜を図るサービス

#### V.そのほか広告できること

開設者に関すること、外部監査を受けていること、日本医療機能評価機構が行う医療機能評価の結果とその補償制度を実施していること、ISO9000認証の取得、背景となる写真やイラスト、レイアウトに使用するデザイン、広告制作者の名称、患者ではない著名

人の肖像など

### 3. 禁止される表示㊦

#### A. 広告が可能とされていない事項

「専門外来」、死亡率、治癒率、術後生存率などの治療効果、未承認医薬品などによる治療

#### B. 内容が虚偽にわたるもの

「絶対安全な手術」（絶対に安全なものはない）、修正した術前術後の写真など

#### C. 他の医療機関と比較して優良であるとする表示

事実であっても著しく誤認を招く表示として禁止されています。「日本一（有数）」「NO.1」「最高」「最先端」「最適」「最良（上）」などの表現、著名人との関連性の強調なども客観的な事実があっても禁止されます。

#### D. 誇大な表示

医療機関の名称と併記して「〇〇センター」と表示すること（認可されているものは除く）、「理想的」など客観的に証明できないもの、「比較的」など比較対照が不明確なもの、伝聞や科学的根拠に乏しい情報の引用などが誇大な表示に当たります。

また、「最新」の治療、医療機器は事実であれば表示可能ですが、求められればその根拠を示し、実証する必要があります。

#### E. 患者などの主観に基づく、治療の内容や効果に関する体験談

#### F. 患者などを誤認させるおそれのある治療などの前後の写真、イラスト

#### G. 公序良俗に反する表示

#### H. 医療機関として品位を損ねる表示

「今なら〇円でキャンペーン」など費用を強調したものや、「無料相談にプレゼント」など不当に患者を誘引するものや、ふざけたような広告の表示など

#### I. 医薬品医療機器等法や景品表示法などの他法令で禁止されるもの

医薬品や医療機器の販売名、未承認の医薬品・医療機器の商品名、効能・効果、性能の広告など

**関連** 医療法第6条の五〈広告できる事項〉・施行令第3条の二（広告することができる診療科名）・「医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告できる事項（広告告示）」・「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する指針（医療広告ガイドライン）」厚生労働省

### 4. 広告可能事項の限定解除㊧

インターネットや医療情報誌のように、患者が自ら求めて入手する情報については、一定の条件を満たせば、「専門外来」や「未承認の医薬品・医療機器による治療」など、広告可能事項ではないものも表示が可能とされます。

なお、表示する内容は、患者にとってわかりやすい場所に、明確な形で表示する必要があります。

#### A. 限定解除の具体例

「専門外来」「医薬品・医療機器の販売名」「未承認の医薬品・医療機器による治療」「治療効果の内容」「学会認定の研修所」「医療従事者の略歴で研修を受けた旨」など

#### B. 限定解除の具体的な要件

- a. 患者が自ら求めて得るもので医療の選択に役立つ情報を表示するウェブやそれに準じる広告ネットのバナーやリスティング広告など意図的に優位な形で情報を提供するものは当たりません。

- b. 患者などが情報の内容を容易に紹介できるよう、問い合わせ先やそれに代わる方法を明示すること
- c. 自由診療の内容で治療の内容、標準的な費用、治療期間や回数について説明すること  
標準的な費用が明確でない場合は、費用の最低額から最高額を示すなどしてください。
- d. 自由診療による治療によるリスクや副作用などを分かりやすく説明すること

**関連** 医療法第6条の五〈広告できる事項〉・施行令第3条の二（広告することができる診療科名）・「医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告できる事項（広告告示）」「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する指針（医療広告ガイドライン）」厚生労働省

## 〔2〕 獣医師 **事前**

獣医師や動物病院の広告は、獣医療法で厳しく規制されています。誇大な表現が禁止されているほか、技能・療法については広告できるものが限られます。

### 1. 広告できる事項

#### A. 獣医師または診療施設の専門科名

「内科」「呼吸器科」「消化器科」「循環器科」「アレルギー科」「寄生虫科」「外科」「整形外科」「泌尿器科」「繁殖科（産科、臨床繁殖科）」「放射線科（臨床放射線科）」「腫瘍科」「画像診断科」「皮膚科」「耳鼻科」「眼科」「歯科」「大動物専門科」「牛専門科」「豚専門科」「馬専門科」「鶏専門科」「犬・猫専門科」「小鳥専門科」「エキゾチックアニマル専門科」「うさぎ専門科」「ハムスター専門科」「フェレット専門科」「は虫類専門科」など

#### B. 認定された獣医師の専門性

#### C. 獣医師の学位か称号

#### D. 医師免許の授与日、診療施設の開設日

#### E. エックス線撮影装置、CTなど医療機器を所有していること

医療機器が特定できる販売名、型式番号などは広告できません。

#### F. 施設の開設予定日

#### G. 施設の名称、住所電話番号

#### H. 勤務する獣医師の氏名

#### I. 診療日、診療時間や予約診療が可能である旨

#### J. 施設の人員配置

#### K. 休日、夜間の診療や往診の実施

#### L. 診療費用の支払い方法（クレジットカード使用の可否等）

#### M. 入院施設の有無、病床数その他施設に関すること

#### N. 駐車場の有無、駐車台数と駐車料金

#### O. 動物医療保険取扱代理店、動物医療保険取扱病院であること

#### P. ペットホテルの付属、トリミングの実施、しつけ教室を開催など

#### Q. 表示が認められる技能・療法

牛の家畜体内受精卵の採取、犬・猫の避妊去勢手術、医薬品法に認められた予防注射、フィラリア症の予防、身体検査・血液検査などの健康診断などが当たります。

#### R. そのほか認められる表示

日本獣医学会などの会員（役職は不可）、農産水産大臣指定の臨床研修診療施設、農業共済

組合や市町村の囑託あるいは指定獣医師などが当たります。

**関連** 獣医療法第17条（広告の制限）・「獣医療に関する広告の制限及びその適正化のための監視指導に関する指針（獣医療広告ガイドライン）」農林水産省

### [3] あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師 **事前**

あん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業、きゅう業は、「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律」で定められていること以外は広告できません。

また、同じく国家資格の柔道整復師は柔道整復師法により同じように広告が規制されています。広告できる事項は次のものに限られ、料金、施術者の技能、施術方法や経歴などは広告できません。

#### 1. 広告できる事項

A. あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師であること、氏名と住所

B. 業務の種類を示す次の事項

「あん摩」「マッサージ」「指圧」「はり」「きゅう」「もみりょうじ」「やいと・えつ（きゅうの意味）」「小児鍼（はり）」「ほねつぎまたは接骨（柔道整復師）」

C. 施術所の名称、電話番号、所在地

D. 施術日、施術時間

E. 予約に基づく施術の実施

F. 休日または夜間における施術の実施

G. 出張による施術の実施

H. 駐車設備に関する事項

I. 医療保険療養費支給申請ができること

申請は医師の同意が必要であることを明示する必要があります。柔道整復師は脱臼や骨折の施術に限られます。

**関連** あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第7条（広告の制限）・柔道整復師法第24条（広告の制限）

### [4] エステティック・カイロプラクティック・整体・気功など **事前/実態**

医師などの国家資格がない者が業として医療行為や医業類似行為を行うことはできません。表示する内容が医療行為などにわたるものや、治療、治す、診療など医業などと紛らわしい表示はできません。

また、エステティックなどのように、身体の美化を目的として一定期間、継続的に役務を提供するものについては特定商取引法の対象になります。次の各項は表示できません。

#### 2. 禁止される表示

A. 病院や診療所と紛らわしい名称

B. 医師、あん摩マッサージ師、理髪師、美容師など国家資格を有するものでなければ行えない行為を無資格のものが行うこと

特に、レーザー脱毛、永久脱毛、アートメイク、ケミカルピーリング、耳針痩身法、まつげ美容など身体を傷つけたり、体内に直接接触したりする行為は認められません。

C. 医療行為、医業類似行為と紛らわしい表現

D. 施術効果についての虚偽・誇大な表示

科学的根拠がないのに効能・効果をうたうものや、成功例の施術前後を比較し強調するな

どの誤認を招くようなもの、施術効果について保証するような表示はできません。

**関連** 医師法第17条〈医師以外の医業の禁止〉・「医業類似行為に対する取扱いについて（いわゆるカイロプラクティック療法に対する取扱いについて）」厚生労働省・特定商取引法第43条（誇大広告の禁止）

**参照** 特定商取引の広告〔2〕特定継続的役務提供

# 医薬品・医療機器・医薬部外品・化粧品・健康食品・健康雑貨

## 〔1〕 医薬品 **事前/実態**

### 1. 表示などが禁止される事項⊗

A.承認を受けた効能・効果等の範囲を超えた表示

B.虚偽、誇大な表現で効能・効果、安全性について誤認させる虚偽、誇大な表現

C.効能・効果、安全性が確実であるかのような表現

「確実に治る」「副作用が全くない」などの表現のほか、臨床データの使用、速効性、持続性や安全性を保障するような写真、イラストの使用はできません。キャッチフレーズで「よく効く」などの強調表現も表示できません

D.使用体験談

感謝の言葉、感謝状など使用者の体験談は表示できません。ただし、目薬や外皮用剤、化粧品の使用感の説明は可能ですが使用感のみを特に強調することはできません。タレントが商品の説明を行うこと自体はかまいません。

E.効能・効果、安全性についての最大級の表現

「最高の効き目」「売上 NO.1」「強力な効果」「絶対安全」などが当たります。

F.医学、薬学上認められない速効性、持続性の表現

G.本来の効能・効果等とは認められない表現

H.過量消費や乱用の助長を促す広告

多数購入などでの過度な値引きは認められません。また医薬品自体を景品にはできません。

I.医療用医薬品等の広告

医師などが処方する医薬品は一般人を対象にする広告が禁止されています。

J.他社製品の誹謗・中傷

比較広告も自社製品以外はできません。

K.医薬関係者などの推せん

医師などのほか、理美容師、病院、薬局、効能・効果を保証する認証機関、学校、学会などの団体も禁止されます。

L.特許表示

医薬品の場合、特許を取得している旨の表示は認められていません。

M.不快、迷惑、不安や恐怖を与えるような表現

N.医薬品や医療器具を食品、美容、健康用具的な用法を強調した、消費者に安易な使用を助長するような広告

### 2. 留意事項Ⓔ

A.区分表示を製品名または製品写真に近接した位置に明示すること

医薬品の区分表示 → 第1類医薬品、第2類医薬品、指定第2類医薬品、第3類医薬品、指定医薬部外品

B.習慣性のある医薬品にはその旨の表示

C.使用及び取り扱い上の注意を特に喚起する必要がある医薬品についてその旨の表示

### 3. 医薬品の通信販売

「薬局（医療用）医薬品」「要指導医薬品」を除き「第1類」から「第3類」までの一般用医薬品は、薬局か薬店（店舗販売業）の許可を受け、実際の店舗があれば通販可能ですが、広告中に次の事項の表示が必要です。

- A.実店舗の写真
- B.許可区分（薬局か店舗販売業）
- C.許可証の記載事項（開設者名、店舗名、所在地、許可番号、所管自治体名）
- D.薬局（店舗）の管理者名
- E.店舗に勤務する薬剤師・登録販売者の別、氏名、担当業務など
- F.現在勤務中の薬剤師・登録販売者の別、氏名
- G.取扱う一般用医薬品の区分
- H.営業時間、営業時間外の相談時間
- I.注文のみの受付時間がある場合はその旨
- J.店舗の開店時間とネットの販売時間が違う場合はそれぞれの時間帯
- K.通常相談と緊急時の連絡先
- L.第1類～第3類医薬品の定義と解説
- M.第1類から第3類の表示や情報提供に関する解説
- N.指定第2類の販売サイト上の表示の解説と禁忌の確認、専門家への相談を促す表示
- O.一般用医薬品の販売サイト上の表示の解説
- P.副作用被害救済制度の解説
- Q.販売記録作成に当たっての個人情報の利用目的
- R.店舗での陳列の状況が分かる写真の表示
- S.医薬品の使用期限

**関連** 医薬品医療機器等法第66条（誇大広告等）・同第67条（特定疾病用医薬品及び再生医療等製品の広告の制限）・同第68条（承認前の医薬品、医療機器及び再生医療用製品の広告の禁止）・医薬品等適正広告基準（厚生労働省）・「一般用医薬品のインターネット販売について」（厚生労働省）

## 〔2〕医療機器

### 1. 表示が禁止される事項⊗

医薬品の禁止事項と共通です。また、認められた効能・効果がマッサージなどのバイブレーターや家庭用電気治療器などの医療機器を運動不足の解消や、痩身など美容目的などを強調し利用を促進するような広告は表示できません。

### 2. 必要表示事項

- A.届出（認証、承認）番号の明示
- B.補聴器は「使用開始前に適切なフィッティングが必要」「ご使用前に添付文書及び取扱説明書を必ずご参照ください」などの明示を推奨します

### 3. 医家向け医療機器

医家向け医療機器は基本的に一般向けの広告はできませんが、①体温計②血圧計③コンタクトレンズ（ただし、薬剤含有コンタクトレンズを除く）④自動体外式除細動器（AED）

⑤補聴器⑥設置管理医療機器（CTのような設置型の医療機器）⑦パルスオキシメーター—はその限りではありません。

【関連】「医療機器適正広告ガイド」（日本医療機器産業連合会）・「補聴器適正広告・表示ガイドライン」（日本補聴器工業会）

### 〔3〕医薬部外品

医薬部外品は、医薬品に比べ人体に対する作用が緩和なもので、主に予防や衛生を目的にするものです。口臭清涼剤、薬用化粧品や殺鼠剤などの防除用医薬部外品のほか、のど・健胃清涼剤など医薬品から医薬部外品に移行した、指定医薬部外品などがあります。

#### 【医薬部外品の効果・効能の範囲】

種類と用途	効能または効果の範囲
口中清涼剤 吐き気その他の不快感の防止を目的とする内服剤である。	口臭、気分不快
腋臭防止剤 体臭の防止を目的とする外用剤である。	わきが（腋臭）、皮膚汗臭、制汗
てんか粉類 あせも、ただれ等の防止を目的とする外用剤である。	あせも、おしめ（おむつ）、かぶれ、ただれ、股ずれ、かみそりまけ
育毛剤（養毛剤） 脱毛の防止及び育毛を目的とする外用剤である。	育毛、薄毛、かゆみ、脱毛の予防、毛生促進、発毛促進、ふけ、病後・産後の脱毛、養毛
除毛剤 除毛を目的とする外用剤である。	除毛
染毛剤（脱色剤、脱染剤） 毛髪の色を脱色または脱染を目的とする外用剤である。毛髪を単に物理的に染色するものは医薬部外品には該当しない。	染毛、脱色、脱染
パーマント・ウェーブ用剤 毛髪のウェーブ等を目的とする外用剤である。	毛髪にウェーブをもたせ、保つ。くせ毛、ちぢれ毛、またはウェーブ毛髪をのばし、保つ。
衛生綿類 衛生上の用に供されることが目的とされている綿類（紙綿類を含む）である。	生理処理用品については生理処理用、清浄用綿類については乳児の皮膚・口腔の清浄・清拭または授乳時の乳首・乳房の清浄・清拭、目、局部、肛門の清浄・清拭
浴用剤 原則としてその使用法が浴槽中に投入して用いられる外用剤である（浴用石けんは浴用剤には該当しない）。	あせも、荒れ性、うちみ、肩のこり、くじき、神経痛、湿疹、しもやけ、痔、冷え症、腰痛、リウマチ、疲労回復、ひび、あかぎれ、産前産後の冷え症、にきび
薬用化粧品（薬用石けんを含む） 化粧品としての使用目的を合わせて有する化粧品類似の剤型の外用剤である	「いわゆる薬用化粧品の効能または効果の範囲」参照
薬用歯みがき類 化粧品としての使用目的を有する通常の歯みがきと類似の剤型の外用剤である。	歯を白くする、口中を浄化する、口中を爽快にする、歯周炎（歯槽膿漏）の予防、歯肉炎の予防、歯石の沈着を防ぐ、むし歯を防ぐ、むし歯の発生及び進行の予防、口臭の防止、タバコのヤニ除去
忌避剤 はえ、蚊、のみ等の忌避を目的とする外用剤である。	蚊成虫、ブヨ、サシバエ、ノミ、イエダニ、トコジラミ（ナンキンムシ）等の忌避
殺虫剤 はえ、蚊、のみ等の駆除または防止の目的を有するものである。	殺虫。 はえ、蚊、のみ、しらみ等の衛生害虫の駆除または防止。
殺そ剤 ねずみの駆除または防止の目的を有するものである。	殺そ。 ねずみの駆除、殺滅又は防止。
ソフトコンタクトレンズ用消毒剤 ソフトコンタクトレンズの消毒を目的とするものである。	ソフトコンタクトレンズの消毒

【いわゆる薬用化粧品の効能または効果の範囲】

種類	効能・効果
シャンプー	ふけ・かゆみを防ぐ。 毛髪・頭皮の汗臭を防ぐ。毛髪・頭皮を清浄にする。 毛髪・頭皮をすこやかに保つ。 毛髪をしなやかにする。 } 二者択一
リンス	ふけ・かゆみを防ぐ。 毛髪・頭皮の汗臭を防ぐ。 毛髪の水分・脂肪を補い保つ。裂毛・切毛・枝毛を防ぐ。 毛髪・頭皮をすこやかに保つ。 毛髪をしなやかにする。 } 二者択一
化粧水	肌あれ。あれ性。 あせも・しもやけ・ひび・あかぎれ・にきびを防ぐ。 油性肌。かみそりまけを防ぐ。 日やけによるしみ・そばかすを防ぐ（注1）。日やけ・雪やけ後のほてりを防ぐ。 肌をひきしめる。肌を清浄にする。肌を整える。皮膚をすこやかに保つ。皮膚にうるおいを与える。
クリーム・乳液・ハンドクリーム・化粧用油	肌あれ。あれ性。あせも・しもやけ・ひび・あかぎれ・にきびを防ぐ。油性肌。かみそりまけを防ぐ。 日やけによるしみ・そばかすを防ぐ（注1）。日やけ・雪やけ後のほてりを防ぐ。 肌をひきしめる。肌を清浄にする。肌を整える。 皮膚をすこやかに保つ。皮膚にうるおいを与える。皮膚を保護する。皮膚の乾燥を防ぐ。
ひげそり用剤	かみそりまけを防ぐ。 皮膚を保護し、ひげをそりやすくする
日やけ止め剤	日やけ・雪やけによる肌あれを防ぐ。日やけ・雪やけを防ぐ。 日やけによるしみ・そばかすを防ぐ（注1）。皮膚を保護する。
パック	肌あれ。あれ性。にきびを防ぐ。油性肌。 日やけによるしみ・そばかすを防ぐ（注1）。日やけ・雪やけ後のほてりを防ぐ。 肌をなめらかにする。皮膚を清浄にする。
薬用石けん(洗顔料を含む)	<殺菌剤主剤のもの> 皮膚の清浄・殺菌・消毒。 体臭・汗臭及びにきびを防ぐ。 <消炎剤主剤のもの> 皮膚の清浄、にきび・かみそりまけ及び肌あれを防ぐ。

注1 作用機序によっては、「メラニンの生成を抑え、しみ、そばかすを防ぐ。」も認められる

注2 上記にかかわらず、化粧品の効能の範囲のみを標ぼうするものは、医薬部外品としては認められない

【指定医薬部外品の効能・効果の範囲】

種類と用途	効能・効果の範囲
のど清涼剤 のどの不快感を改善することも目的とする内用剤 (トローチ剤及びドロップ剤)	たん、のどの炎症による声がれ、のどのあれ、のどの不快感、のどの痛み、のどのはれ
健胃清涼剤 胃の不快感改善を目的とする内用剤 (カプセル剤、顆粒剤、丸剤、散剤、舐剤、錠剤、内用液剤)	食べ過ぎまたは飲み過ぎによる胃部不快感及びはきけ (むかつき、胃のむかつき、二日酔い・悪酔いのむかつき、嘔気、悪心)
きず消毒保護材 すり傷、切り傷、さし傷、かき傷、靴ずれまたは創傷面の消毒及び保護を目的とする外用剤 (外用液剤、絆創膏類)	すり傷、切り傷、さし傷、かき傷、靴ずれ、創傷面の消毒・保護 (被覆)
外皮消毒剤 すり傷、切り傷、さし傷、かき傷、靴ずれ、創傷面等の洗浄または消毒を目的とする外用剤 (外用液剤、軟膏剤)	・すり傷、切り傷、さし傷、かき傷、靴ずれ、創傷面の洗浄・消毒 ・手指・皮膚の洗浄・消毒

<b>ひび・あかぎれ用剤</b> ひび、あかぎれ等の改善を目的とする外用剤（軟膏剤に限る）	・クロルヘキシジン主剤製剤：ひび、あかぎれ、すり傷、靴ずれ ・メントール・カンフル主剤製剤：ひび、しもやけ、あかぎれ ・ビタミンA E主剤製剤：ひび、しもやけ、あかぎれ、手足のあれの緩和
<b>あせも・ただれ用剤</b> あせも、ただれの改善を目的とする外用剤（外用液剤、軟膏剤）	あせも、ただれの緩和・防止
<b>うおのめ・たこ用剤</b> うおのめ、たこの改善を目的とする絆創膏	うおのめ、たこ
<b>かさつき・あれ用剤</b> 手足のかさつきまたはあれの改善を目的とする外用剤（軟膏剤に限る）	手足のかさつき・あれの緩和
<b>ビタミン剤</b> 1種類以上のビタミンを主体とした製剤であって、肉体疲労時、中高年期等における当該ビタミンの補給に用いることを目的とする内用剤（カプセル剤、顆粒剤、丸剤、散剤、舐剤、錠剤、ゼリー状ドロップ、内用液剤）	・ビタミンE剤：中高年期のビタミンEの補給 ・ビタミンC剤：肉体疲労時、妊娠・授乳期、病中病後の体力低下時または中高年期のビタミンCの補給 ・肉体疲労時、病中病後の体力低下時または中高年期のビタミンE Cの補給
<b>カルシウム補給剤</b> 1種類以上のカルシウムを主体とした製剤であって、妊娠授乳期、発育期等におけるカルシウムの補給に用いることを目的とする内用剤（カプセル剤、顆粒剤、散剤、錠剤、内用液剤）	妊娠・授乳期・発育期・中高年期のカルシウムの補給
<b>ビタミン含有保健剤</b> 1種類以上のビタミンを配合した製剤であって、滋養強壮、虚弱体質等の改善及び肉体疲労などの場合における栄養補給に用いることを目的とする内用剤（カプセル剤、顆粒剤、丸剤、散剤、錠剤、内用液剤）	滋養強壮、虚弱体質、肉体疲労・病中病後（または病後の体力低下）・食欲不振（または胃腸障害）・栄養障害・発熱性消耗性疾患、妊娠授乳期（または産前産後）等の場合の栄養補給
<b>ソフトコンタクトレンズ用消毒剤</b> ソフトコンタクトレンズの消毒に用いられる化学消毒剤	ソフトコンタクトレンズの消毒
<b>健胃薬</b> 胃のもたれ、食欲不振、食べ過ぎ、飲み過ぎ等の諸症状を改善することを目的とする内用剤（煎じて使用するものを除く）	食欲不振（食欲減退）、胃弱、胃部膨満感・腹部膨満感、消化不良、食べ過ぎ、飲み過ぎ、胸やけ、胃もたれ、胸つかえ、はきけ、胃のむかつき、むかつき（二日酔い、悪酔い時を含む）、嘔（おう）気、悪心、嘔（おう）吐、栄養補給（妊産婦、授乳婦、虚弱体質者を含む）、栄養障害、健胃
<b>整腸薬</b> 腸内の細菌叢（そう）を整え、腸運動を調節することを目的とする内用剤（煎じて使用するものを除く）	整腸、便通を整える、腹部膨満感、便秘、軟便（腸内細菌叢の異常による症状を含む）
<b>消化薬</b> 消化管内の食物等の消化を促進することを目的とする内用剤	消化促進、消化不良、食欲不振（食欲減退）、食べ過ぎ（過食）、もたれ（胃もたれ）、胸つかえ、消化不良による胃部膨満感・腹部膨満感
<b>健胃消化薬</b> 食欲不振、消化促進、整腸等の複数の胃腸症状を改善することを目的とする内用剤	食欲不振（食欲減退）、胃弱、胃部膨満感・腹部膨満感、消化不良、消化促進、食べ過ぎ（過食）、飲み過ぎ、胸やけ、もたれ（胃もたれ）、胸つかえ、健胃、むかつき（二日酔い、悪酔い時を含む）、嘔気、悪心、嘔吐、はきけ、栄養補給（妊産婦、授乳婦、虚弱体質者を含む）、栄養障害、整腸、便通を整える、便秘、軟便（腸内細菌叢（そう）の常による症状を含む）
<b>瀉（しゃ）下薬</b> 腸内に滞留・膨潤することにより、便秘等を改善することを目的とする内用剤	便通を整える（整腸）、軟便、腹部膨満感、便秘、痔、下痢軟便の繰り返し、便秘に伴う頭重・のぼせ・肌あれ・吹き出物・食欲不振（食欲減退）・腹部膨満感、腸内異常発酵
<b>ビタミン含有保健薬</b> ビタミン、アミノ酸その他身体の保持等に必要栄養素の補給等を目的とする内用剤	滋養強壮、虚弱体質、次の場合の栄養補給：胃腸障害、栄養障害、産前産後、小児・幼児の発育期、偏食児、食欲不振、肉体疲労、妊娠授乳期、発熱性消耗性疾患、病後の体力低下、病中病後
<b>カルシウム含有保健薬</b> カルシウムの補給等を目的とする内用剤（用時調整して使用するものを除く）	妊娠授乳期・老年期・発育期のカルシウム補給、虚弱体質の場合の骨歯の発育促進、骨歯の脆弱防止（妊娠授乳期）、カルシウム不足、カルシウム補給（栄養補給、妊娠授乳期）、腺病質、授乳期及び小児発育期のカルシウム補給源

<b>生薬主剤保健薬</b> 虚弱体質、肉体疲労、食欲不振、発育期の滋養強壮等を目的とする生薬配合内用剤（煎じて使用するものを除く）	虚弱体質、肉体疲労、病中病後・病後の体力低下、胃腸虚弱、食欲不振、血色不良、冷え性、発育期の滋養強壮
<b>鼻づまり改善薬</b> 胸またはのど等に適用することにより、鼻づまりやくしゃみ等のかぜに伴う諸症状の緩和を目的とする外用剤（蒸気を吸入して使用するものを含む）	鼻づまり、くしゃみ等のかぜに伴う諸症状の緩和
<b>殺菌消毒薬</b> 手指及び皮膚の表面または創傷部に適用することにより、殺菌すること等を目的とする外用剤（絆創膏を含む）	手指・皮膚の殺菌・消毒、外傷の消毒・治療・殺菌作用による傷の化膿の防止、一般外傷・擦傷、切傷の殺菌・消毒、傷面の殺菌・消毒、切り傷・すり傷・さし傷・かき傷・靴ずれ・創傷面の殺菌・消毒・被覆
<b>しもやけ・あかぎれ用薬</b> 手指、皮膚または口唇に適用することにより、しもやけや唇のひびわれ・ただれ等を改善することを目的とする外用剤	ひび、あかぎれ、手指のひび、皮膚のあれ、皮膚の保護、手指のひらのあれ、ひじ・ひざ・かかとのあれ、かゆみ、かゆみどめ、しもやけ、口唇のひびわれ・ただれ、口唇炎、口角炎
<b>含嗽(そう)薬</b> 口腔内またはのどの殺菌、消毒、洗浄等を目的とするうがい用薬（適量を水で薄めて用いるものに限る）	口腔内・のど（咽頭）の殺菌・消毒・洗浄、口臭の除去
<b>コンタクトレンズ装着薬</b> ソフトコンタクトレンズ又はハードコンタクトレンズ装着を容易にすることを目的とするもの	ソフトコンタクトレンズまたはハードコンタクトレンズの装着を容易にする
<b>いびき防止薬</b> いびきの一時的な抑制・軽減を目的とする点鼻剤	いびきの一時的な抑制・軽減
<b>口腔咽喉薬</b> のどの炎症による痛み・はれの緩和等が目的とするトローチ剤、口腔内噴霧剤・塗布剤	のどの炎症によるのどの痛み・のどのはれ・のどの不快感・のどのあれ・声がれ、口腔内の殺菌・消毒・洗浄、口臭の除去

**関連** 「医薬品等適正広告基準」厚生労働省

## 〔4〕化粧品 **事前/実態**

医薬医療機器等法では、身体の清潔や美化、魅力を増す、容貌を変える、皮膚や毛髪を健康やかに保つ目的で使用されるもので、人体への作用が穏やかなものが、化粧品と定義されています。

薬用化粧品以外の効能・効果は次の範囲内に限られます。

### 1. 化粧品の表示できる効能・効果の範囲

(1)頭皮、毛髪を清浄にする	(33)ひげをそりやすくする
(2)香りにより毛髪、頭皮の不快臭を抑える	(34)ひげそり後の肌を整える
(3)頭皮、毛髪を健康やかに保つ	(35)あせもを防ぐ(打粉)
(4)毛髪にはり、こしを与える	(36)日やけを防ぐ
(5)頭皮、毛髪にうるおいを与える	(37)日やけによるシミ、ソバカスを防ぐ
(6)頭皮、毛髪のうるおいを保つ	(38)芳香を与える
(7)毛髪をしなやかにする	(39)爪を保護する
(8)クシどおりをよくする	(40)爪を健康やかに保つ
(9)毛髪をつやを保つ	(41)爪にうるおいを与える
(10)毛髪につやを与える	(42)口唇の荒れを防ぐ
(11)フケ、カユミが取れる	(43)口唇のキメを整える
(12)フケ、カユミを抑える	(44)口唇にうるおいを与える
(13)毛髪の水分、油分を補い保つ	(45)口唇をすこやかにする
(14)裂毛、切毛、枝毛を防ぐ	(46)口唇を保護する。口唇の乾燥を防ぐ
(15)髪型を整え、保持する	(47)口唇の乾燥によるかさつきを防ぐ
(16)毛髪の帯電を防止する	(48)口唇を滑らかにする
(17)(汚れを落とすことにより)皮膚を清浄にする	(49)虫歯を防ぐ(使用時にブラッシングを行う歯みがき類)
(18)(洗浄により)ニキビ、あせもを防ぐ(洗顔料)	(50)歯を白くする(使用時にブラッシングを行う歯みがき類)
(19)肌を整える	(51)歯こうを除去する(使用時にブラッシングを行う歯みがき類)
(20)肌のキメを整える	(52)口中を浄化する(歯みがき類)
(21)皮膚をすこやかに保つ	(53)口臭を防ぐ(歯みがき類)
(22)肌荒れを防ぐ	(54)歯のやにを取る(使用時にブラッシングを行う歯みがき類)
(23)肌をひきしめる	(55)歯石の沈着を防ぐ(使用時にブラッシングを行う歯みがき類)
(24)皮膚にうるおいを与える	(56)乾燥による小ジワを目立たなくする
(25)皮膚の水分、油分を補い保つ	
(26)皮膚の柔軟性を保つ	
(27)皮膚を保護する	
(28)皮膚の乾燥を防ぐ	
(29)肌を柔らげる	
(30)肌にはりを与える	
(31)肌にツヤを与える	
(32)肌を滑らかにする	

注1) 例えば「補い保つ」は「補う」あるいは「保つ」との効能でも可とする

注2) 「皮膚」と「肌」の使い分けは可とする

注3) ( )内は効能には含めないが、使用形態から考慮して、限定するものである。

注4) 「(56)乾燥による小ジワを目立たなくする」は、日本化粧品学会の「化粧品機能評価ガイドライン」に基づく試験等を行い、その効果を確認した場合に限る。

**関連** 「化粧品の効能の範囲の改正について」厚生労働省

### 2. 注意事項

#### A. 一定の条件下での効能・効果の表現(しぼり表現)

化粧品に認められた効能・効果は、しぼり表現も含めて明瞭かつ正確に表示する必要がある

ります。

- 【例】 → ○「乾燥による小ジワを目立たなくする」  
×「小ジワを目立たなくする」

#### B.メーキャップ効果について

化粧品の効能・効果以外に、メーキャップで物理的に塗布して得られる効果は、事実と反せず、安全性の保証にならない限り認められます。

- 【例】 → 「化粧くずれを防ぐ」「小ジワを目立たなく見せる」、使用前・使用後の写真など

#### C.特定成分の特記表示

化粧品において特定の成分を表示することは、原則認められていませんが、認められる効能・効果の範囲内で成分の配合目的を示せば表示可能です。

#### D.「無添加」などの表示

「無添加」と表示する場合は、添加していない成分を明示して、かつ、保証的や他社誹謗にならない限り表記できます。ただし、キャッチフレーズのように強調して使用することはできません。

#### E.写真、イラストについて

承認外の効能効果を連想させるもの、効果時間や効果持続時間や安全性の保証となるものは表示できませんが、それらに該当せず、効能または安全性の保証につながらないものは原則表示できます。なお、使用前後の比較写真は同一条件で撮影されたもので、作為的な操作が加えられていないものでなければなりません。また、「乾燥による小ジワを目立たなくする」「メラニンの生成を抑え、シミ、ソバカスを防ぐ」「ひび・あかぎれを防ぐ」などの効能・効果を写真などで比較することは認められません。

#### F.使用体験談

効能効果や安全性について体験談などは客観的裏付けにならないので、表示できません。ただし、それ以外の使用方法、使用感、香りのイメージ等は事実に基づく感想の範囲であれば表示できます。

#### G.効能効果や安全性の最大級、NO.1表現などについて

「最高・無類の効果」「世界一」「効き目NO.1」「安全性NO.1」等の効能・効果最上級表現は行えません。ただし、売り上げなど客観的調査に基づき、出典を明らかにしたものは表示可能です。また、「効果大」「すぐれた効果」などの強調表現はキャッチフレーズなどに使用することはできません。

#### H.他社の製品の誹謗、比較広告の制限

品質、効能効果、安全性、その他について他社の製品を誹謗してはいけません。

- 【例】 → ×「他社の製品は流行おくれのものばかりです」  
×「一般の洗顔料では落としきれなかった汚れも」

また、比較広告を行う場合も、自社製品で対象となる製品を明示する場合しか認められません。

#### I.医薬関係者などの推薦、医師等のスタイルの広告

医薬関係者、理容師、美容師、病院、診療所、薬局等が公認、推薦、指導しているような表現は事実であっても表示できません。また、製品の研究者が白衣等のスタイルで広告に登場する場合は、医薬関係者と誤認を与えないようにし、製品の研究者の場合は、その従

業員であることがわかる説明を明示してください。

J.特許について

特許に関する表現は事実であっても表示できません。

K.「肌・毛髪への浸透」などの作用部位の表現

肌や毛髪部分へ化粧品成分が浸透する表現を行う場合は、浸透する部位が角質層や毛髪の範囲内であることを明記してください。

L.しわ予防・解消、若返り・老化防止等の表現

しわやたるみを解消する表現、若返りや老化を防止するような表現は、化粧品に認められた効能・効果を逸脱するので表示できません。ただし、医薬部外品で個別に効能・効果を認められたもの、メイキャップによる物理的な外観の変化を示す場合は、その旨を明示すれば可能です。

M.「乾燥による小ジワを目立たなくする」表現

「乾燥による小ジワを目立たなくする」の表現は、加齢によるシワを含め、全てのシワに効果があるような表示はできません。

使用できる商品は、日本香料品学会の「化粧品機能評価ガイドライン」に基づく試験で効果が確認されたものに限定されます。

N.くすみなどの表現

くすみとは汚れの蓄積や乾燥、古い角質層によるものに限られます。メイキャップ効果によるものを除き、内的要因や肌の色そのもの、シミ・ソバカスの予防などによるくすみと受け取られる表示は認められません。

O.「美白」「ホワイトニング」の表現

美白とはメラニンの生成を抑え、しみ・そばかすを防ぐことのみを指します。承認を受けた医薬部外品やメイキャップ効果によるもの以外は認められません。

また、医薬部外品で「美白」などの表現を使用する際は、「メラニンの生成を抑え、しみ、そばかすを防ぐ」「日焼けによるしみ・そばかすを防ぐ」を表示してください。

P.毛髪の損傷などの補修表現

毛髪の損傷などを、化粧品の効能・効果の範囲内で行う「補修」の表現はできますが、傷んだ髪を修復させたり、再生させたりするような表現は承認を受けた医薬部外品やメイキャップ効果によるもの以外は表示できません。

Q.エイジングケアの表現

素肌の若返りや、老化を防ぐ意味での「エイジングケア」や「アンチエイジング」などの表示はできません。「エイジングケア」を使用する際は、あくまで化粧品の効能効果の範囲内で年齢に応じたケアを行う意味と分かるように使用してください。

- 【例】 → ○「年を重ねた肌にうるおいを与えるエイジングケア」  
×「肌の老化を防ぐエイジングケア」

**関連** 「化粧品等の適正広告ガイドライン」(日本化粧品工業連合会)

## [5] 健康食品 **事前/実態**

いわゆる健康にいいと表現される食品は、医薬品的な効能・効果の表示が禁止されています。また、健康保持増進効果に対して著しく事実と相違する表現や人を誤認させるような表現も規制されます。特定保健用食品や栄養機能食品、機能性表示食品と紛らわしい表現もできません。

## 1. 禁止事項⊗

直接効能・効果などに言及していなくても、間接的な表現、暗示などで健康保持増進効果をうたっていると判断した場合は表示できません。

### A. 事実に相違するもの

体験談の捏造や、十分な根拠がないにもかかわらず効果をうたうものなどを指します。

### B. 著しく人を誤認させるもの

都合のいい体験談やデータのみを採用し、誰にでも期待させた効果があるかのように表示したものや、合理的な根拠と認められないデータで優良性を示すものを指します。

### C. 疾病の治療または予防を目的とする効果

「糖尿病、高血圧、動脈硬化の人に」「ガンが治る」「虫歯にならない」「肥満解消」など適切な治療を受けなければ治癒しない病気に効果があるとするものは表示できません。

### D. 身体の組織機能の一般的増強、増進を主たる目的とする効果

「疲労回復」「強精強壮」「体力増強」「食欲増進」「老化防止」「免疫機能の向上」「美肌効果」など、全身の機能や特定の部位に効果があるとするものは表示できません。

### E. 「やせる」表現のもの

「やせる」などの効果をうたうもので、成分などが身体に働きかける、栄養分の摂取を阻害するなど医薬品的な効能・効果の表示はできません。

また、カロリー制限や運動を伴わずに摂取するだけでやせる食品はないと考えます。

### F. 特定の保健の用途に適する旨の効果（特定保健用食品に認められるもの）

「おなかの調子を整える」「血圧が高めの人に適する」などの表現が当たります。

### G. 栄養成分の効果（栄養機能食品に認められるもの）

「カルシウムは、骨や歯の形成に必要な栄養素です」などの表現が当たります。

### H. 商品や含まれる成分の機能性を表示したもの（機能性表示食品に認められるもの）

### I. 効能・効果の暗示や間接的な表現

商品名、キャッチフレーズ、含有成分の表示や説明、製法の説明、起源、由来などの説明、新聞雑誌等の記事、医師・学者の談話、行政機関（外国含む）や研究機関の推薦や認可などを使用しての表現が当たります。

### J. 医薬品的な形状や用法用量をうたう表現

アンプル形状など通常の食品として流通しないものを用いることは医薬品と誤認を与えるため認められません。また「1日2粒」「毎食後」など用量や摂取時間などを厳密に指定するような表現は認められませんが、「目安」「ぐらい」などあいまいにした表現は可能です。

## 2. 明らか食品

通常の食生活に供され、明らかに食品と認識される肉や野菜、豆腐や納豆、ヨーグルトなど、加工食品、冷凍食品や調味料は医薬品医療機器等法の適用対象外ですが、健康増進法、景品表示法が適用されますので、健康保持増進効果や機能性などの表示は制限されます。

**関連** 医薬品医療機器等法第68条（承認前の医薬品、医療機器及び再生医療等製品の広告の禁止）・健康増進法第65条（誇大表示の禁止）・「いわゆる健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について」消費者庁・「無承認無許可医薬品の指導取締りについて」「医薬品の範囲に関する基準」「瘦身効果等を標ぼうするいわゆる健康食品の広告等について」厚労省

## 【6】栄養機能食品

栄養機能食品とは、特定の栄養成分の補給のために利用される食品で、栄養成分の機能を

表示するものをいいます。認められた栄養機能成分以外の機能を表示することはできません。

#### 【機能の表示をすることができる栄養成分】

名称	認められる栄養機能表示
n-3系脂肪酸	n-3系脂肪酸は、皮膚の健康維持を助ける栄養素です。
亜鉛	亜鉛は、味覚を正常に保つのに必要な栄養素です。 亜鉛は、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。 亜鉛は、たんぱく質・核酸の代謝に関与して、健康の維持に役立つ栄養素です。
カリウム	カリウムは、正常な血圧を保つのに必要な栄養素です。
カルシウム	カルシウムは、骨や歯の形成に必要な栄養素です。
鉄	鉄は、赤血球を作るのに必要な栄養素です。
銅	銅は、赤血球の形成を助ける栄養素です。 銅は、多くの体内酵素の正常な働きと骨の形成を助ける栄養素です。
マグネシウム	マグネシウムは、骨や歯の形成に必要な栄養素です。 マグネシウムは、多くの体内酵素の正常な働きとエネルギー産生を助けるとともに、血液循環を正常に保つのに必要な栄養素です。

#### 【ビタミン類】

名称	認められる栄養機能表示
ナイアシン	ナイアシンは、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。
パントテン酸	パントテン酸は、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。
ビオチン	ビオチンは、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。
ビタミンA※	ビタミンAは、夜間の視力の維持を助ける栄養素です。 ビタミンAは、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。
ビタミンB <sub>1</sub>	ビタミンB <sub>1</sub> は、炭水化物からのエネルギー産生と皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。
ビタミンB <sub>2</sub>	ビタミンB <sub>2</sub> は、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。
ビタミンB <sub>6</sub>	ビタミンB <sub>6</sub> は、たんぱく質からのエネルギー産生と皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。
ビタミンB <sub>12</sub>	ビタミンB <sub>12</sub> は、赤血球の形成を助ける栄養素です。
ビタミンC	ビタミンCは、皮膚や粘膜の健康維持を助けるとともに、抗酸化作用を持つ栄養素です。
ビタミンD	ビタミンDは、腸管でのカルシウムの吸収を促進し、骨の形成を助ける栄養素です。
ビタミンE	ビタミンEは、抗酸化作用により、体内の脂質を酸化から守り、細胞の健康維持を助ける栄養素です。
ビタミンK	ビタミンKは、正常な血液凝固能を維持する栄養素です。
葉酸	葉酸は、赤血球の形成を助ける栄養素です。 葉酸は、胎児の正常な発育に寄与する栄養素です。

※ビタミンAの前駆体であるβ-カロチンについては、ビタミンAと同様の栄養機能表示を認める

【関連】「栄養表示基準」消費者庁

### 〔7〕 特定保健用食品（トクホ） **事前/実態**

健康維持・増進の効能効果に関する表示が消費者庁より認可・承認された食品です。

#### 1. 必要表示事項

- A. 特定保健用食品である旨
- B. 許可表示

「食生活は、主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスを。」

## 2. 注意事項

### A. 許可表示を超える表現

許可表示を超える過大な効果を期待させ、誤認を与えるような表現はできません

### B. 一日摂取量

一日の摂取量は目安で表示してください。

### C. 医師、専門家による表現

医師、専門家等が登場する場合は疾病の治療や予防ができるかのような表現や、製品の摂取を推奨したり、効果・安全性を保証したりするような表現はできません。

**関連** 健康増進法第43条（特別用途表示の許可）

## [8] 機能性表示食品 **事前/実態**

事業者の責任において科学的根拠に基づいた機能性を表示した食品です。販売前に安全性、および機能性の根拠に関する情報等が消費者庁長官に届けられ受理されたものです。特定保健用食品とは異なり、消費者庁長官の個別の審査を受けたものではありません。

### 1. 科学的根拠の違いによる表示の違い

#### A. 最終製品を用いた臨床試験で科学的根拠を説明したもの

「本品にはA（機能性関与成分）が含まれるので、Bの機能があります」というように表示され、製品自体に機能があることを表示できます。

#### B. 最終製品に関するシステマティックレビューで科学的根拠を説明した場合

「本品にはA（機能性関与成分）が含まれ、Bの機能がある（機能性）ことが報告されています」というように表示され機能は成分によるものであることの表示はできますが、製品自体に機能があるかのような表示はできません。

#### C. 機能性関与成分に関する研究レビューで科学的根拠を説明した場合

「本品にはA（機能性関与成分）が含まれます。AにはBの機能がある（機能性）ことが報告されています」というように表示され、機能は成分によるものであることの表示はできますが、製品自体に機能があるかのような表示はできません。

### 2. 表示推奨事項

#### A. 機能性表示食品である旨の表示

#### B. 届出表示

#### C. 「食生活は、主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスを。」

#### D. 「国の許可を受けたものではない」旨の表示

#### E. 「本品は、疾病の診断、治療、予防を目的としたものではありません。」

#### F. 前項「科学的根拠の違いによる表示の違い」におけるCの商品のデータをグラフ等で表示する場合、データを選択理由を明確に記載すること

### 3. 禁止される表示⊗

#### A. 届出表示の範囲を逸脱し、効果を過度に強調したり、その確実性を保証したりする表示

#### B. 疾病を持つ人を対象とするものではないため、医療が必要でないかのような表示

#### C. グラフを過度に強調、省略して誤解を招くような表示

**関連** 食品表示法第4条（食品表示区分の策定等）・「食品表示基準」消費者庁・「機能性表示食品・

**〔9〕健康雑貨** **事前/実態**

医療的効能効果を標ぼうする、いわゆる健康雑貨は未承認の医療機器に当たる恐れがありますので、広告できません。筋肉の増強などは非医療効果になりますが、筋肉のコリをほぐしたり、血行を良くしたりするなどのマッサージ効果や、美容・痩身効果などをうたう場合がそれに当たります。

# 学校・教育関係 **事前/実態**

## 〔1〕学校

### 1. 表示上の注意事項

#### A. 「学校」の名称

学校と呼称できるのは、学校教育法で規定される、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学と高等専門学校、専修学校、各種学校に限られます。それ以外のもので学校と紛らわしい名称は使用できません。

#### B. 合格者数・就職率や最大級表現

客観的で合理的に証明できる資料がなければ表示できません。また、根拠を求められた場合に資料をすぐ提出できるようにしてください。

#### C. 資格・称号など

国家資格と読者が誤認するような表示は掲載できません。民間の資格については実施する主催団体について明示してください

#### D. 合格、高収入などを保証・確約するもの

資格の取得や講座などの修了によって、就職率の高さや高収入を保証するもののほか、合格や成績アップを保証するような表現はできません。

### 2. 学習塾、家庭教師、英会話教室、パソコン教室

これらは特定商取引法で特定継続的役務提供と位置付けられています。消費者との書面交付などが義務付けられていますので、その内容を確認させていただく場合があります。

**参照** 広告掲載基準 特定商取引〔2〕特定継続的役務提供

### 3. 外国への留学、研修、ホームステイなど

実態が確かで相当の実績があると当社が判断したものに限り掲載できます。留学の場合は留学先の学校と正式に提携しているものを条件とします。

また、期間が3カ月以内で旅行の募集を伴う場合は、旅行のホームステイツアーの規定によります。

**参照** 広告掲載基準 旅行〔2〕そのほか注意事項 8. ホームステイツアー

### 4. 外国大学日本校

日本の大学卒業と同等の資格が得られると誤認されるものは掲載できません。日本の法令に定める大学ではない旨の表示をしてください。

### 5. 劇団、タレントスクールなど

実態など問題がないと当社が判断したものに限り掲載できます。養成を目的とすることを明示せず、すぐに映画・テレビに出演できるような表現はできません。未成年者が参加する場合には、親の承諾書が必要である旨の表示をしてください。また、オーディションと称して選考されても、費用が掛かる場合はその旨を明示してください。

# 自動車

自動車業の表示に関する公正競争規約を順守してください。新車と中古車で規定が変わります。

## 〔1〕新車

### 1. 価格の表示

広告で、自動車の価格を表示する場合は、車名や主な表示基準のほか、定められた説明事項を表示してください。価格は消費税込のものを次のいずれかで表示してください。なお、突き出し広告などスペースに限りがあるものは価格に付随する説明を省略することができます。

#### A. 車両本体価格

価格には保険料、消費税を除く税金、登録に伴う費用などが含まれていないことを明示してください。

#### B. 車両本体に、付属品、特別仕様などの費用を加えた合計価格

この場合、車両本体価格と付属品、特別仕様の内容を表示してください。

#### C. 支払い総額（合計価格に保険料、税金、登録に伴う費用を加えた価格）

車両等の価格に、保険料、税金、登録料に伴う費用が含まれている旨、登録の時期や地域など一定の条件での価格であることなどの説明を表示してください。

#### D. メーカー希望小売価格

製造者（メーカー）が販売価格を表示する場合は、メーカー希望小売価格の名称で消費税込みの価格を表示してください。また、価格には保険料、消費税を除く税金、登録に伴う費用などが含まれていないこと、価格はあくまでも参考価格であり、価格は販売業者が独自に定めているのでそれぞれに問い合わせしてほしい旨を明示してください。

#### E. メーカーと販売業者の共同広告

メーカーと販売業者が合同で広告する場合は、販売業者が販売する価格かメーカー小売価格を表示し、販売業者の価格には、販売業者が独自に価格を定めている旨、メーカー小売価格は前項の規定で定められた内容を明示してください。

#### F. 複数の販売業者の共同広告

販売業者が複数集まって共同で広告する場合は、一つの販売業者の価格を表示する際には、販売価格は各業者で独自に決めている旨、くわしくは各業者に問い合わせる旨を明示してください。

### 2. 注意事項

#### A. 「このクラス」などの表現

「このクラス」「一つ上のクラス」などの用語を使用する場合は、エンジン排気量、積載重量などクラス区分の具体的内容を付記してください。

#### B. 「新発売」

商品が新しくなったことを示す用語は、新車発表後12か月までです。マイナーチェンジの発表が予定されているときは6か月以前から使用できません。

#### C. 数値などの表示

生産量や輸出台数などの公式団体の統計数値を使用し、出典先を明示してください。燃費は公式テスト値か公的第三者によるものだけに限り一定の試験条件下での数値であり実際の走行条件などにより異なる旨を明示してください。

#### D.写真、イラストの使用

写真、イラストを表示する際は、車名と主な仕様区分を付記してください。また、販売価格を表示する際は表示された写真の車の販売価格を明示してください。

## 〔2〕中古自動車

広告に販売価格を表示する場合は次の項目を表示してください。

### 1. 販売価格の表示

中古車の販売価格を表示する場合は、車両価格に保険料、税金、登録等を含む費用（諸費用）を含めた「支払い総額」の名称で表示してください。

その際は、車両価格、諸費用を併記し、価格に保険料、税金、登録等に伴う費用等を含む旨、当該価格は、登録等の時期や地域等について一定の条件を付した価格である旨を表示してください。

また、これらの説明は突き出し広告などスペースが限られる場合には省略できます。「ポッキリ」「コミコミ価格」などの表現は、併記ならば認められます。

### 2. 必要表示事項

広告に販売価格を表示した場合には、次の項目を表示してください。

- A.車名、主な仕様区分と車体の色
- B.初度登録年月（軽自動車は初度検査年）
- C.走行距離数
- D.自家用、営業用、レンタカー、その他の別（自家用は省略可）
- E.自動車検査証の有効期限
- F.保証の有無
- G.定期点検整備実施の有無  
定期点検整備なしで要整備箇所がある場合はその個所を表示してください。
- H.修復歴の有無
- I.車台番号（下3桁以上）
- J.自動車リサイクル料金（額は省略可。リ未廃、リ済込、リ追のマークも可）

## 〔3〕新車・中古車共通の注意事項

### 1. 最上級表現

「首位」「トップ」「最高」など最上級を意味する用語を表示する場合は、その裏付けとなる客観的な数値や根拠を付記してください。

### 2. 「完全」などの表現

「完全」「完璧」「絶対的」などの用語は、その内容が社会通念上、妥当な範囲を超えない程度の場合には表示できます。

### 3. 過度に安いという印象を与える表示

「超激安」「超特価」など実際のものより安いとの印象を与える表示は使用できません。

### 4. 二重価格表示

中古車の価格は、価格が時間によって変動し価格比較が困難なため、二重価格表示は行えません。

また、新車の価格も品質、経済価値が異なるため比較はできません。

## 5. 割賦販売（ローン）、リース、サブスクリプション

割賦やリース、サブスクリプションなどの価格を表示する際は、次の必要表示事項があります。

ただし、表示スペースが小さい等の理由により表示が困難な場合には、「ローン終了時の条件や支払い条件等については尋ねられたい」旨を付記するなどで表示を省略することができます。

### A. 割賦販売

販売価格にローンでの販売価格を表示する場合は、①割賦販売価格②頭金の額③割賦販売に係わる代金の支払い回数と期間、そのほか必要な費用④割賦手数料の料率（実質年率）⑤残価設定ローンの場合は、残価精算時に、車両状態等により別途追加費用が発生する場合はその旨—などローン終了時の条件等を表示してください。

### B. リース

リース価格を表示する場合は、消費税額を含めたものを表示し、①リースであること②頭金の額③リース料金の支払い回数と期間④リース支払総額⑤オープンエンド方式の場合、設定残存価額⑥リース料金に含まれる内容⑦中途解約できない場合はその旨⑦リース期間終了時に車両を返却する必要がある場合はその旨⑧車両返却時に車両状態等により別途追加費用が発生する場合はその旨⑨オープンエンド方式の場合は、オープンエンド方式のため、車両売却価格（査定価格）と設定残存価額の差額を支払う必要がある旨—などを表示してください。

### C. サブスクリプション

サブスクリプション等の名称で、一定期間、車両を賃貸する場合は、賃貸料金を含むものとし、賃貸料金を表示する場合には、①賃貸である旨②頭金の額③賃貸料金の支払回数及び支払期間、その他必要な費用④最低契約期間の賃貸料金支払総額⑤オープンエンド方式の場合は設定残存価額⑥賃貸料金に含まれる内容⑦中途解約できない場合はその旨⑧賃貸終了時に車両を返却する必要がある場合はその旨⑨車両返却時に車両状態等により別途追加費用が発生する場合はその旨⑩オープンエンド方式の場合は、オープンエンド方式のため、車両売却価格（査定価格）と設定残存価額の差額を支払う必要がある旨—などを表示してください。

**関連** 「自動車業における表示に関する公正競争規約及び同施行規則」自動車公正取引協議会

# 旅行

報酬を得て運送や宿泊サービスなど旅行に関する企画や手配などの事業は、登録を受けた旅行業者以外は行うことができません。

旅行業者が予め旅行計画を立て国内で募集する、募集型企画旅行（パッケージツアー）の場合、価格を表示して広告する際は、必要な表示事項が定められています。

## 【1】募集型企画旅行の必要表示事項

### 1. 企画旅行業者の名称、住所と登録番号

企画旅行業者以外の事業者が代理する場合はその名称、住所と登録番号を併記してください。この場合、企画旅行業者の表示より大きくしたり、強調したりすることはできません。

### 2. 旅行の申込先と、問い合わせ先の電話番号

### 3. 旅行の目的地と出発地・帰着地、出発日（原則年月日）、日数、宿泊地（機中泊などの場合はその旨）

### 4. 利用する主な運送機関の種類

国内で貸切バスを利用する場合は、その名称（会社名）を表示してください。

### 5. 宿泊施設の種類、名称

### 6. 食事の回数（朝、昼、夕食の別）

機内食はこの回数には含まれません。

### 7. 旅行代金

最低の旅行代金を表示する場合は最高の旅行代金も併記してください。

また、燃油サーチャージが価格込みの場合は、その旨を旅行代金の表示に近接して明瞭に表示してください（8ポイント以上の文字）。

### 8. 添乗員の同行の有無

区間を限って同行する場合は区間を特定して表示してください。

### 9. 旅行代金以外の費用

空港諸税等及び燃油サーチャージなど旅行者が通常必要な経費は、旅行代金に近接して明示してください。

### 10. 最少催行人員

催行決定など、出発が保証された旨を表示した旅行については省略できます。

### 11. 参加資格・条件に関する事項

有効な旅券、査証が必要な場合や性別・年齢や一定の技能を有しているなどの条件を設ける場合はその旨を表示してください。

### 12. 取引条件の説明を行い、あわせて説明書面を交付する旨

【例】→ 「詳しい旅行条件を説明した書面をお渡しいたしますので必ず事前にご確認の上お申し込みください」

ただし、規約で定められている説明書面に表示する事項がすべて広告に表示されている場合は省略することが可能です。

## 〔2〕 そのほか注意事項

### 1. 写真、イラスト等の使用

写真、イラスト等は、原則、旅行日程に含まれているものを紹介する場合には限られます。その説明を明瞭に付記してください。イメージとして表現する場合は、具体的に分かるイメージで表示してください。

### 2. オプションツアー

オプションツアーを表示する際は、主催者、コース、所要時間、運送機関、食事の有無、料金、申込方法、実施条件、取消料を表示してください。ただし、日程表の中の紹介にとどめる場合はツアー詳細の必要はありません。

### 3. 二重価格表示

二重価格表示は、同一の企画旅行で、過去の販売期間の過半以上、少なくとも2週間以上の販売実績があり、値下げから2週間以上経過していない旅行代金を比較対照価格として使用することが可能です。

また、同一の募集型企画旅行で、旅行代金がいつの時点でどの程度の期間販売されていたかなど、その内容を正確に表示して比較する場合も可能です。ただし、比較する旅行代金に近接して、値下げ前の料金と掲載した広告の時期、媒体名を表示してください。

### 4. 旅行業者とイベント主催者の共同主催

行事、催し物など旅行業者ではないイベント主催者と旅行業者が共同で実施するものは、「旅行企画・実施〔旅行業者名〕」「イベント企画〔イベント業者名〕」など明確に区分して表示してください。

### 5. 不確定要素の明示

気象、その他の自然現象など不確定な要素がある観光、イベントなどについてはその旨を明示する必要があります。

### 6. 告知広告（資料請求、予告広告など）

募集型企画旅行であっても、①申込先の住所・電話番号が表示されていないもの②問い合わせか資料請求のみを受け付けるもの③インターネットでの閲覧を求めるもの④将来販売する予定の旅行商品を紹介するもの⑤空席など申し込み時点まで旅行代金が確定しないもの一などについては必要表示事項を省略できます。その場合、申し込みを受け付けない旨と別途インターネットの閲覧か資料を請求する旨などを明示してください。

ただし、旅行代金を表示する場合は、旅行代金の最高額と最低額の表示と燃油サーチャージが価格に含まれるかどうかを明示してください。また、価格変動型運賃を利用することで旅行代金が確定していない場合は、旅行代金の目安を表示することができます。

### 7. モニター旅行

募集型企画旅行でモニターを募集する場合は、依頼事項、報告書の形式・枚数・提出時期を明示してください。また、報酬は旅行代金と明確に区別して表示してください。

### 8. ホームステイツアー

外国の家庭に、語学の研修、生活体験などの目的で滞在するもので旅行を組み合わせた3

カ月以内のものをホームステイツアーといいます。その場合、①ホームステイツアーである旨②ホストファミリーの受入条件③語学研修の機関・実施予定プログラムなどの実施方法やそのほか必要な情報を表示してください。また、留学の名称は使用できません。

**関連** 旅行業法第12条の7（企画旅行の広告）・同第12条の8（誇大広告の禁止）・「募集型企画旅行の表示に関する公正競争規約・施行規則」旅行業公正取引協議会

# 政治・選挙広告

政治活動の一環である政治広告は基本的に自由ですが、内容が選挙活動にわたることはできません。

選挙広告は公職選挙法で、広告の種類、掲載できる時期が厳しく制限されます。

## 〔1〕選挙広告 **事前**

選挙広告は、選挙ごとに体裁や回数など公職選挙法による制限があります。

### 1. 新聞広告

公職選挙法で、選挙で掲載できる新聞広告は、候補者、衆議院候補者政党、衆・参議院比例代表選挙名簿届出政党等広告に限られます。

#### A.掲載範囲

原則全道版になります。市町村長、各地方議会議員選挙は、選挙区に近い掲載版を本社が指定いたします。その際、選挙区より広い範囲に掲載される場合があります。

#### B.申し込みと費用

公費負担の選挙広告は掲載前までに新聞広告掲載証明書と新聞広告掲載承諾通知書（比例区は除く）を提出してください。

比例代表の名簿届出政党等広告は公費負担になりますが、当該選挙区の得票率が有効投票総数の2パーセント（参議院選挙は1パーセント）に満たない場合は私費となります。

市町村長、地方議会議員は私費になります。

#### C.原稿の大きさ

政党（等）広告の1回当たりの最小スペースは、2段9.5センチ（横9.5センチ×縦1段組の整数`2倍以上、倍）で最大全15段まで可能です。

候補者広告は2段9.5センチが最大で、形は縦長・横長を問わず長方形に限られています。

#### D.選挙区分の表記

衆議院候補者届出政党広告、衆参議院比例代表選挙・名簿届出政党等広告については、それぞれ何の選挙であるかを明記してください。

#### E.掲載できるスペースと回数

### 【候補者広告】

選挙の種類	大きさ	掲載範囲	回数	支払い
衆議院(小選挙区)	2段9.5 cm以内	全道版	5回以内	公費
参議院(選挙区)			5回以内	公費
都道府県知事選挙			4回以内	公費
市町村長、地方議会議員		各版別	2回以内	私費

### 【衆議院候補者届出政党広告】

届出候補者数	合計回数	合計段数
1~5人	8回以内	4段以内
6~10人	16回以内	8段以内
11~15人	24回以内	12段以内
16人以上	32回以内	16段以内

【衆議院比例代表選挙・名簿届出政党等広告】

名簿搭載者数(当該選挙区)	合計回数	合計段数
1～9人	16回以内	8段以内
10～18人	32回以内	16段以内
19～27人	48回以内	24段以内
28人以上	64回以内	32段以内

【参議院比例代表選挙・名簿届出政党等広告】

名簿搭載者数	合計回数	合計段数
1～8人	40回以内	20段以内
9～16人	56回以内	28段以内
17～24人	72回以内	36段以内
25人以上	88回以内	44段以内

【選挙区広告】 衆議院小選挙区北海道選挙区一覧表(定員1名)

選挙区	区域
第1区	札幌市中央区、南区、西区(4区以外)、北区(2区以外)
第2区	札幌市北区(1区以外)、東区
第3区	札幌市白石区(5区以外)、豊平区、清田区
第4区	札幌市手稲区、西区(1区以外)、小樽市、後志管内
第5区	札幌市白石区(3区以外)、厚別区、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩管内
第6区	旭川市、士別市、名寄市、富良野市、上川管内
第7区	釧路市、根室市、釧路・根室管内
第8区	函館市、北斗市、渡島・檜山管内
第9区	室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、胆振・日高管内
第10区	夕張市、岩見沢市、留萌市、美唄市、芦別市、赤平市、三笠市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、空知・留萌管内
第11区	帯広市、十勝管内
第12区	北見市、網走市、紋別市、稚内市、オホーツク・宗谷管内

2. 新聞広告掲載上の注意点

A. 事前審査

選挙広告は、掲載ごとに原稿を審査いたします。本社の承諾がなく掲載はできません。

B. 広告の体裁

選挙広告は記事下広告に限ります。雑報や色刷りはできません。

C. 掲載期間

選挙広告が掲載できる期間は、立候補届出日翌日から投票日前日までです。

D. 掲載回数

掲載回数は、本紙以外の新聞に掲載した広告も含めた回数ですのでご注意ください。

E. 推薦者の表示

広告中に推薦者(団体)の表示がある場合は、その同意書かそれに準じるものを提出してください。

## F.新聞広告掲載証明書など

1回の掲載ごとに、選挙管理委員会（以下選管）発行の新聞広告掲載証明書を掲載前日までに提出してください。証明書が確認できない場合や選挙長の印がない場合は掲載できませんので注意してください。また、公費の場合は新聞広告掲載承諾通知書も提出してください。

## G.通称認定書

ひらがな書きなどや通称など、戸籍に記載されている本名以外を選挙広告に使用する場合は、選管からの通称認定書の写しを提出してください。

## H.再選挙など

再選挙、補欠選挙はそれぞれの規定によります。

## I.訂正広告

訂正広告は基本的にできませんが、選管が認めた場合は掲載できます。

## J.候補者広告の注意事項

同一候補者が同一日に同一紙面で複数の掲載が可能ですが、その場合、それぞれが独立した体裁・表現でなければなりません。

相互に文章がまたがっていたり、並べて読んで初めて意味が通じたりするような、単独で意味をなさない広告は掲載できません。

## K.候補者広告と政党・政治団体の広告の併載

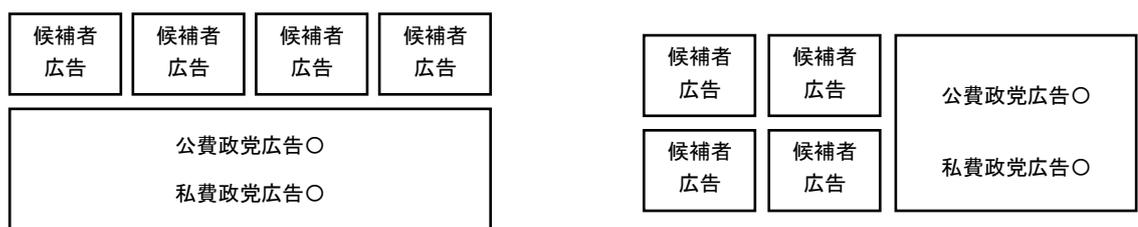
候補者広告と政党・政治団体の広告を併載する場合は、それぞれが独立した体裁・表現で、はっきりとした区別が必要です。区別がつかないような体裁で、政党、政治団体広告中に候補者広告を挿入したものは掲載できません。

## L.政党、政治団体広告と候補者広告の併載

候補者広告、公費政党広告、私費政党広告の併載は可能ですが、明確に区別されている必要があります。広告が区別されていても、他の広告に囲われているものは認められません。また、公費政党広告は規定上長方形以外認められませんので注意してください。

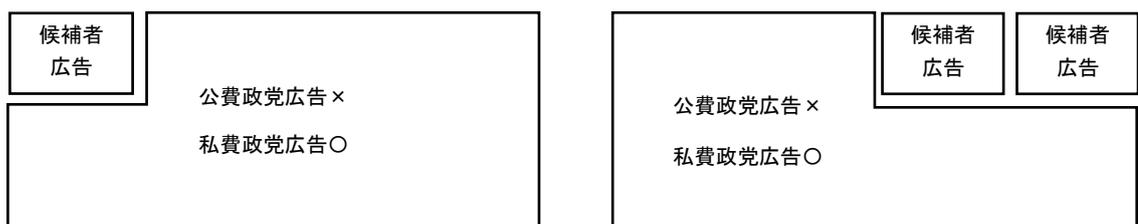
【例】 ○＝掲載可能、×＝掲載不可

### ●候補者広告と政党広告が明確に区別されている例



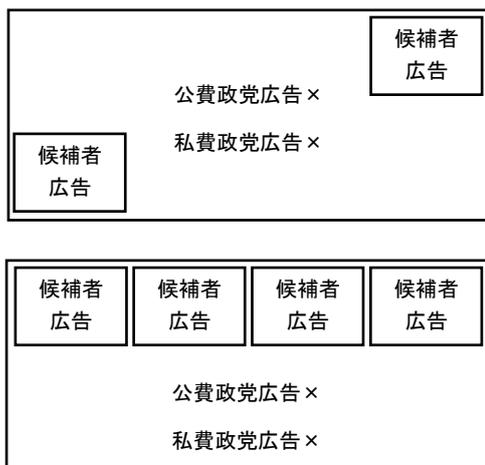
各広告がきちんと区別されていれば問題ありませんが、内容に一体性がある表示は認められません。

### ●候補者広告と政党広告が明確に区別されているが認められない例



明確な区別があっても、公費政党広告は公職選挙法施行規則（第19条）で「長方形」であることが条件とされていますので掲載できません。私費政党広告の場合は構いません。

●候補者広告と政党広告の区別がない場合



※公費政党広告の場合、広告枠を線で囲うなど区別を明確にすると掲載可

それぞれの広告が、広告罫やデザイン上の体裁で一方の広告に囲われているようなものは掲載が認められません。

3. 「わたる」規定

選挙広告の中で別の選挙区について言及することを「わたる」といい、それぞれできる場合とできない場合があります。

ただし、わたる場合は主となるものは原稿面積の半分以上を占めるなど、あくまでも当該広告の選挙区についての内容が主でなければなりません。

A. 候補者広告

自らの小選挙区が含まれる比例代表区選挙にわたることはできますが、それ以外の小選挙区、比例代表区にわたることはできません。

B. 候補者届出政党広告（小選挙区政党広告）

自らの小選挙区を含む比例代表や候補者の選挙活動にわたることはできますが、そのほかの比例代表区や小選挙区選挙にわたることはできません。

また、本人届出（無所属、非公認あるいは確認団体ではない政党・政治団体の所属）の小選挙区候補者選挙にわたることはできません。

C. 名簿届出政党等広告（比例代表区）

候補者届出政党の比例代表選挙広告で自らの選挙区の小選挙区にわたることはできますが、それ以外の小選挙区や他の比例代表区にわたることはできません。

D. 参議院選挙

選挙区から名簿届出政党等広告（比例代表区）にわたることはできますが、その逆はできません。

4. インターネットの利用

選挙期間中、候補者、政党、有権者問わず、ウェブサイト・SNSなどインターネットを利用して選挙活動を行えます。

ただし、電子メールは候補者と政党のみしか認められていません。バナーなどの有料インターネット広告は選挙活動として認められませんが、候補者届出政党・衆議院名簿届出政党等・確認団体の政治活動としてならば利用が可能です。その場合、リンク先が選挙活動用のウェブサイトであってもかまいません。

**関連** 公職選挙法第129条（選挙運動の期間）・同第149条（新聞広告）・同第178条の三（衆議院議員又は参議院議員の選挙における選挙運動の態様）・同第11章特別選挙第109～117条・同施行規則第19条（新聞広告）・同第20条（新聞広告掲載の手続）

## 〔2〕 政党・政治団体などによる政治活動の広告 **事前**

政党や政治団体が、政策のPRなど政治活動のために私費で出稿する広告は、選挙期間や体裁を問わずに掲載できます。ただし、次のことに注意してください。

### 1. 表示の内容

特定の候補者名を表示、または類推させるものや、投票を促すなどの選挙運動にわたる表現はできません。政策の宣伝など政治活動と見なされるものは認められます。

### 2. 選挙広告との併載

選挙広告と併載ができますが、それぞれが明確に区別されていなければなりません。

## 〔3〕 公職選挙法違反と見なされるおそれのある広告 **事前**

選挙期間中以外に選挙活動とみなされる広告は事前運動に当たるとして禁止されています。

### 1. 当選お礼、落選あいさつ

当選お礼、落選あいさつの広告は、本人や第三者によるものを問わず掲載できません。

### 2. 立候補辞退の告知

第三者の候補者に影響をおよぼすような内容のものや、事前運動と見なされるものは掲載できません。立候補辞退を選挙管理委員会が受理したものに限り掲載できますが、「辞退（断念）」の告知にとどめてください。

### 3. 有料のあいさつ広告

公職にある人や公職の候補者になろうとする人がその選挙区内で年賀や見舞いなど有料のあいさつ広告は掲載できません。ただし、広告料が広告主本人からではなく行政予算などから支払われている場合はこの限りではありません。

### 4. 死亡広告

候補者の氏名をことさら大きくするなど、不自然な扱いにしたものは掲載できません。

A. 選挙運動期間外（公示前など）と見なされる時期は、肩書きの表示はできます

B. 選挙運動期間内と見なされる時期（公示後など）では、肩書きは表示できません。ただし、現職の大臣や次官などの場合はかまいません

C. 選挙期間外でも会葬御礼広告では肩書きが付けられませんが、例えば町葬で町長が葬儀委員長を務める場合など、広告料金が行政予算から出費されていることが明らかで、不自然ではないと見なされる場合は肩書きを表示することができます（※の場合）

広告の種類	選挙運動期間内	選挙運動期間外
死亡広告	氏名のみ	氏名・公職名表示可
会葬御礼広告(あいさつ広告含む)		氏名のみ※

### 5. 出版広告

平常、著作活動を行っていない人が、選挙前に急に著作を発表する場合や、従来から著作活動を行ってきた人でも、氏名や写真を不自然に大きく扱ったもの、候補者をモデルにした

出版物など選挙運動と見なされる広告の掲載はできません。

## 6. 営業広告

候補者が広告主で通常出ている広告についても、選挙期間中に限って氏名を露出するような場合は公職選挙法違反のおそれがあります。

## 7. 政談演説会の告知

選挙期間中でも政治活動としての政談演説会を開催できます。私費の政党広告で告知も可能ですが、弁士が候補者である旨を表示したり、候補者名をほかの弁士より大きく扱ったりするなど選挙活動を疑わせるような表現はできません。

また、政談演説会を開けるのは法令に定められた確認団体に限られます。ただし、衆議院選挙では演説会はすべて選挙活動に当たるため、演説会の告知は私費の政党広告では行なえません。

## 8. 後援会の広告

会合開催の告知広告にとどめてください。また、選挙運動期間中は「発会式」「決起大会」「事務所開設（移転）」「電話増設（移転）」「電話増設（変更）」などの広告は掲載できません。

**関連** 公職選挙法第178条（選挙期日後のあいさつ行為の制限）・同第14章の三（政党その他の政治団体等の選挙における政治活動）第201条の八～十五

# 出版

## 〔1〕 出版広告の定義

出版広告とは、出版社が発行している市販の書籍、雑誌（年刊、季刊、隔月刊、月刊、隔週刊、旬刊、週刊）を対象とするもので、出版物自体の販売促進を目的とした広告とします。フリーペーパー、フリーマガジンは原則として出版広告として認めません。また、広告中に書名、定価、出版元を明記してください。

## 〔2〕 掲載できないものⓧ

反社会的な内容で社会不安や犯罪等をおおるもの、露骨な性表現など青少年の健全な育成を妨げ、本紙紙面の品位を低下させるもの、代替療法など非科学的、迷信などを用い読者を惑わせるもの、健康食品などの宣伝、販売を目的とした、いわゆるバイブル本商法、プライバシー侵害や選挙の事前運動など法令違反に相当するもの、その他係争中や係争を引き起こす可能性があるもの、本社の社会的評価を低下させたりするものなど、当社が不適当と認めたものは掲載できません。

## 〔3〕 朝刊一面記事下広告について

朝刊一面の記事下広告は、原則として、3段1／8、3段1／6、3段1／2の連合広告および北海道新聞社企画制作の連合広告を基本とし、内容、体裁などについては次の事項に従ってください。

### 1. 3段1／8連合

#### A.内容について

- a. 出版社が発行し、原則として書店に流通する書籍コード（ISBNコード）が付いた書籍のみの広告枠とします。ただし、ムックおよび日本図書コード（Cコード）9に該当するコミックは掲載できません
- b. デジタル出版物は、出版社が発行し書店に流通し、かつ書籍の付随物と認められるもので、広告枠の3分の1を限度とし表示できます。デジタル出版物単体の表示はできません
- c. 1枠の広告中に2社以上の出版社名を入れることはできません。ただし、発行元と発売元が異なる場合は除きます
- d. 雑誌の併載は、原稿スペースの3分の1を限度として認めます。ただし、ムックおよび日本図書コード（Cコード）9に該当するコミックは掲載できません
- e. 朝刊一面の3段1／8広告は、1社につき1枠のみとします
- f. セミナー、講演会の告知などの表示は、1倍文字で1行程度までとします
- g. 書籍販売以外の営業行為につながる表示はできません

【例】 → 医師である著者の病院の住所・電話などを表示することなど

- h. 広告中に資料請求券、クーポンに類するものの掲載はできません
- i. ホームページのアドレスは、文字サイズは1倍までとし、関連情報の表示は天地2行程度まで認めます
- j. 二次元コードを掲載する場合は、複数の機種で読み取れるサイズとし、出版社ホームページの当該出版物に飛ぶものとします

## B.文字について

- a. 広告で使用する文字は新聞フォントに準じるものとし、明朝体は5倍まで、ゴシック体は3倍まで使用できます。平体、長体は使用できません
- b. 斜め組は書名に限り2字以内まで使用できます
- c. ロゴ体、絵文字、網掛け、花文字、白抜き、書き文字、写真、イラストは全て使用できません
- d. ○、□、☆などの記号は、2倍まで使用できます。ただし、出版物名に使用する場合は除きます
- e. 電話マーク、フリーダイヤルマーク、郵便番号マークの大きさは1倍までとします
- f. 欧文の書名は横組みを原則とするが、長い書名で収まらない場合は文字の横転による縦組みを認めます
- g. 文中に欧文の単語が入る場合は、全体の文章が縦組みであれば横転による縦組みを認めます
- h. 欧文文字は新聞社で使用する書体に準じることとします

## C.罫（けい）について

- a. 囲み罫は2分子持ち罫とし、本社で罫を囲み直すこととします
- b. 飾り罫および全角無双罫は使用できません。カスミ罫の使用は認めます
- c. 文中の罫の乱用は認めません
- d. 広告中の使用罫線の幅は2分（1<sup>リ</sup>）までとしますが、カスミ罫、三柱罫は全角も使用できます
- e. 書名全体や説明文を罫で囲む場合、無双罫や丸囲みなど四角以外の形状で囲むことはできません
- f. 書名など文字を一つずつ罫線で囲むことはできません。はしご状に囲むことは認めます

## 2. 3段1／6連合

### A.内容について

- a. 出版社が発行し、原則として書店に流通している、主に雑誌などの定期刊行物の広告枠とします。ムック、書籍も掲載できるが日本図書コード（Cコード）9に該当するコミックは掲載できません
- b. デジタル出版物は、出版社が発行し書店に流通し、かつ雑誌の形態をとったもので、広告枠の3分の1を限度として表示できます
- c. 1枠の広告中に2社以上の出版社名を入れることはできません。ただし、発行元と発売元が異なる場合は除きます
- d. 朝刊一面の3段1／6広告は、1社につき3枠まで使用できます。ただし、同タイトルの雑誌の重複は認めません
- e. セミナー、講演会の告知などの表示は、1倍文字で1行程度までとします
- f. 書籍販売以外の営業行為につながる表示はできません（1.A-g項の例参照）
- g. 広告中に資料請求券、クーポンに類するものの掲載はできません
- h. ホームページのアドレスの文字サイズは1倍までとし、関連情報の表示は天地2行程度まで認めます
- i. 二次元コードを掲載する場合は、複数の機種で読み取れるサイズとし、出版社ホームページ

の当該出版物に飛ぶものとし、

#### B.文字について

- a. 広告に使用する文字は新聞フォントに準じるものとし、大きさは10倍まで使用できます(1文字のみ11倍まで可)。平体、長体は使用できません
- b. 斜め組は書名に限り2字以内まで使用できます
- c. 書名以外での、ロゴ体、絵文字、網掛け、花文字、白抜き、書き文字、写真、イラストは全て使用できません。ただし、社名についてはロゴ体の場合のみ認めます
- d. 袋文字は書名そのものが袋文字である場合のみ認めます
- e. ○、□、☆などの記号は、2倍まで使用できます。出版物名に使用する場合は除きます
- f. 電話マーク、フリーダイヤルマーク、郵便番号マークの大きさは1倍までとします
- g. 欧文の書名は原則横組みですが、長い書名で収まらない場合は文字の横転による縦組みを認めます
- h. 文中に欧文の単語が入る場合は、全体の文章が縦組みであれば横転による縦組みを認めます
- i. 欧文文字は新聞社で使用する書体に準じることとします

#### C.罫(けい)について

- a. 囲み罫は2分無双罫とし、本社で罫を囲み直すこととします
- b. 飾り罫、および全角無双罫は使用できません。ただし、カスミ罫の使用は認めます
- c. 文中の罫の乱用は認めません
- d. 原稿中の使用罫線の幅は2分(1<sup>3</sup>/<sub>32</sub>)までとしますが、カスミ罫、三柱罫は全角も使用できます
- e. 書名全体や説明文を罫で囲む場合、無双罫や丸囲みなど四角以外の形状で囲むことはできません

### 3. 3段1/2連合

#### A.内容について

- a. 出版社が発行し、原則として書店に流通している、書籍コード(ISBNコード)が付いた書籍のみの広告枠とします。書籍コード(ISBNコード)が付いたムックは掲載できるが、日本図書コード(Cコード)9に該当するコミックは掲載できません
- b. デジタル出版物は、出版社が発行し書店に流通し、書籍の付随物と認められるもので、広告枠の3分の1を限度とし表示できます。デジタル出版物単体では表示できません
- c. 1枠の広告中に2社以上の出版社名を入れることはできません。ただし、発行元と発売元が異なる場合は除きます
- d. 広告中に雑誌の表示をすることはできません
- e. セミナー、講演会の告知やテレビ番組、舞台、映画情報などの表示は、広告全体の5分の1を限度とし、写真は書影もしくは帯で使用のものに限ります
- f. 書籍販売以外の営業行為につながる表示はできません(1.A-g項の例参照)
- g. 原稿内に資料請求券、クーポンに類するものの掲載はできません
- h. ホームページのアドレスの文字サイズは1倍までで関連情報の表示は天地2行程度まで認めます
- i. 二次元コードを掲載する場合は、複数の機種で読み取れるサイズとし、出版社ホームページ

の当該出版物に飛ぶものとしします

#### 4. 企画広告

- A. 一面掲載にふさわしくないと当社が認めたデザイン、内容などは掲載できません
- B. 複数出版社による連合企画を基本とし、1社単独の企画は掲載できません。ただし、テレビ番組、舞台、映画などのタイアップ企画は可としします

#### 【4】 中面の広告について

- A. 掲載できるデジタル出版物などは、出版社が発行し書店に流通しているものとしします
- B. セミナー、講演会などの告知やテレビ番組、舞台、映画情報などは、広告全体の5分の1を限度とし、写真は書影もしくは帯で使用のものに限ります
- C. 連合広告（企画）は原則、朝刊一面連合の規定に準じます

## そのほかの表示

### 〔1〕意見広告 **事前/実態**

政党、団体、企業などが、社会的、経済的、国際的な問題などについて、自己の主義・主張を訴え、賛否を問い、理解や支持を得ることを目的としたものを意見広告とします。意見を表明する団体・企業などの実態が明らかで読者からの問い合わせ・反論などに対応できること、意見の内容・表現が妥当と当社が判断したものに限り掲載できます。広告中には責任主体の正式名称、連絡先を明示してください。

#### 1. 掲載できないもの<sup>ⓧ</sup>

- A. 出稿者が責任を持ち得ないと当社が判断したもの
- B. 他者を誹謗・中傷するものや、名誉棄損・プライバシーの侵害になると考えられるもの
- C. 虚偽のものや、事実を誤認したもの、またはそのおそれがあるもの
- D. 破壊または暴力行為を肯定するものやそれをあおるもの
- E. 係争中や裁判中の当事者の当該係争・裁判に関するもの

公共性が高く、表現の妥当なものと当社が判断した場合はその限りではありません

#### 2. インターネットを利用した「意見広告」について

ウェブやSNS、動画などインターネットで意見を表明したものにリンクする紙面広告や、当社が運営するサイトで展開、またはリンクする意見広告についても、事前に内容を審査の上、問題がないと当社が判断したものに限り掲載できます。紙面広告でインターネットに誘導するものの場合、広告に意見の要旨を表示してください。広告掲載時に、インターネット側の内容を変更する場合は再審査が必要になります。

### 〔2〕尋ね人 **事前/実態**

尋ね人は、事実関係や事情がはっきりしたもので問題ないと当社が判断したものに限り掲載できます。原則、警察へ行方不明者届を提出していることが掲載の条件になります。また、出稿できるのは、失踪者の親権者等かその代理になることができる者に限ります。暗号のような表現や人権侵害につながるおそれがある表現は表示できません。申し込みの際は所定の尋ね人広告掲載申込書に、警察への届出年月日、届出警察署、受理番号など必要事項を記入の上、提出してください。

### 〔3〕紛失・盗難など **事前/実態**

事情などを確認の上、問題がないと当社が判断したものに限り掲載できます。警察への届け出の有無を確認する場合があります。

### 〔4〕謝罪・釈明など **事前/実態**

事情などを確認の上、問題がないと当社が判断したものに限り掲載できます。本人と相手側の承諾を必要とすることがあります。

### 〔5〕リコール社告

リコール社告とは、食品を含む消費生活用製品について事故が発生またはそのおそれがあるとき、製造業者が事故の拡大や可能性を最小限にするために緊急に消費者に知らせるものです。記載項目や作成方法は、日本産業規格（JISS0104）などに則るようにしてください。

**関連** 「消費生活用製品のリコール社告の記載項目及び作成方法」 日本規格協会・「消費生活用製品のリコールハンドブック2022」 経済産業省・「食品のリコール社告掲載例」 農林水産省

## 〔6〕 退社（解雇）告知✕

退社（解雇）告知広告は被解雇者の人権を侵害するおそれがありますので掲載できません。

## 〔7〕 寄付金・クラウドファンディングの募集 **事前/実態**

寄付金募集では、集められた寄付金が適正に使用されているかが問題になります。寄付金を募集する団体の実態、目的や活動実績をしっかりと見極める必要があります。クラウドファンディングも同様ですが、物品などの購入や寄付金などではなく、投資に当たる場合は、金融商品取引法による登録が必要など法的な要件を満たす必要があります。審査の上、実態など問題ないと判断したものに限り掲載できます。

## 〔8〕 国外法人 **事前/実態**

日本に現地法人を持たない国外法人は、審査の上実態など問題ないと本社が判断したものに限り掲載できます。その際、在日外国公館などの証明書を求めることがあります。

## 〔9〕 ゴルフ場などの会員募集 **事前/実態**

一定の金額を預託金として預けて会員権を得るゴルフ場や、リゾートクラブ、スポーツクラブなどと複合したゴルフ場施設は、国内、海外を問わず会員募集を行なう前に経済産業大臣に届出が必要です。審査の上、実態などに問題がないと本社が判断したものに限り掲載できます。また、ゴルフ場以外の預託制リゾートクラブなどについても本項を準用いたします。

### 1. 掲載できないもの✕

- A. 会員募集の態勢が整っていないもの
- B. 施設の完成度が不明確なもの
- C. 施設の収容能力を超え、不当に多数の会員を募集するもの
- D. 投機、射幸心をあおる表現のもの
- E. 提供するサービスや施設、会員数などについての誇大な表示のもの

### 2. 必要表示事項

- A. 広告主名、所在地、電話番号
- B. 施設名、所在地、交通機関
- C. 会員の種別（正会員・平日会員など）とそれぞれの権利内容
- D. 入会時に必要な金額
- E. 会員権の譲渡の可否と制限

### 3. 海外の預託制リゾートクラブなどの会員募集

海外の預託制リゾートクラブなどの会員権募集は窓口が日本国内にあるものに限りま

**関連** ゴルフ場会員適正化法第5条（書面の交付）・同第6条（誇大広告の禁止）

## 〔10〕 手形・小切手など有価証券の無効告知

手形、小切手など有価証券類の無効は裁判所による除権決定の判決によって成立します。除権決定前には「無効のおそれがあります」などの表現にとどめてください。また、「詐取」などの表現はその事実が確定していない限り使用できません。

## 〔11〕債権取り立てなど⊗

売掛金、貸金、不渡り手形などの取り立て、回収、清算引き受けの広告は掲載できません。

## 〔12〕宗教関係 **事前/実態**

活動の実態や活動実績に問題がないと本社が判断した団体で、表示の内容は行事の告知や書籍広告など信者勧誘に直接つながらないものに限ります。次のものは掲載できません。

- A. 布教そのものを目的とするもの
- B. 迷信に類することを根拠にして、いたずらに読者の不安感をあおるもの
- C. 寄付金募集を目的としたもの
- D. 信仰による現世での利益を強調するもの
- E. ほかの宗教団体・宗派を誹謗・中傷、排撃するもの
- F. そのほか本社が掲載不可と判断したもの

## 〔13〕易・占い・運命鑑定 **事前/実態**

実態などに問題がないと本社が判断したものに限り掲載できます。実証不能な迷信などに基づいて、過度に読者に不安感をあおりたてるものや、安易に利益が得られるなどと読者に誤認を与えるような表現はできません。

## 〔14〕弁護士・司法書士

弁護士の広告中には、氏名（弁護士法人の場合は法人名と事務所の名称）と所属弁護士会名を表示してください。2人以上が共同して広告するときは代表する弁護士のみで表示可能です。司法書士は弁護士の規定を準用します。

### 1. 禁止されているもの⊗

- A. 事実に合致していないもの
- B. 誤導・誤認のおそれのあるもの
- C. 誇大・過度な期待を抱かせるもの
- D. 特定の弁護士や法律事務所と比較したもの
- E. 法令や日本弁護士会、所属弁護士会の会則と会規に違反するもの
- F. 弁護士の品位や信用を損なうおそれのあるもの

### 2. 表示できない項目⊗

- A. 勝訴率
- B. 顧問先または依頼者  
顧問先または依頼者の書面による同意がある場合は除きます。
- C. 受任中の事件  
依頼者の書面による同意がある場合や依頼者が特定されず、依頼者の利益を損なうおそれがない場合は除きます。
- D. 過去に取り扱ったか関与した事件  
依頼者の書面による同意がある場合や、広く一般に知られている事件か、依頼者が特定されない場合で依頼者の利益を損なうおそれがない場合を除きます。
- E. 特定の事件の勧誘  
公益上の必要があるとして所属弁護士会の承認を得た場合を除きます。

### 3. 債務整理に関する広告の必要表示事項 **事前**

A.原則依頼を受ける際は直接面談が必要なこと

B.債務整理に関する報酬額（率）とその他の費用

司法書士の場合は受任できる案件に金額の上限（140万円以下の民事事件）があることを明示してください。

**関連** 「弁護士の業務広告に関する規程」・「弁護士及び弁護士法人並びに外国特別会員の業務広告に関する指針」「債務整理事件の規律を定める規程」日本弁護士連合会

### [15] 探偵・調査業 **事前/実態**

原則として、日本調査業協会か北海道調査業協会の会員社で、相当の実績があつて実態など問題がないと本社が判断したものに限り掲載できます。

#### 1. 必要表示事項

A.調査業者・探偵業社の名称（公安委員会に届け出たもの）、所在地、電話番号

B.日本調査業協会か北海道調査業協会の会員社であること

#### 2. 禁止される表示<sup>ⓧ</sup>

A.人権侵害のおそれがある表示

B.法令に抵触するおそれがある行為を請け負うもの

C.法令に抵触するおそれがある調査を行なうもの

D.調査結果を保証するかのよう表示

### [16] 結婚あっせん・求婚・養子縁組など **事前/実態**

#### 1. 結婚あっせん

結婚あっせんの広告は、相当の実績があり、実態などに問題がないと本社が判断したものに限り掲載できます。また、特定継続的役務提供として特定商取引法の指定を受けている場合は、契約書など法令の規定に即しているかを確認することがあります。

#### 2. 男女交際パーティーなど

男女交際を目的としたパーティー・サークルなどの開催、会員募集広告は、実態などに問題がなく、相当の実績があると本社が判断した団体・企業に限り掲載できます。

#### 3. 求婚、養子縁組など<sup>ⓧ</sup>

「求婚」「養子縁組」「乳幼児の養育あっせん」などの広告は掲載できません。

### [17] 墓地・納骨堂など

墓地、納骨堂などの経営は、地方公共団体のほか、都道府県知事の許可を受けた宗教法人や公益法人に限られます。広告内容には次の各項目を表示してください。

A.墓地、納骨堂の名称と住所

B.経営主体、管理者の名称、所在地、電話番号

### [18] 動物取扱業 **事前/実態**

動物取扱業は、動物愛護管理法に基づき、都道府県知事、政令指定都市の市長に対して登録が必要です。一つの事業所で複数の業種を取り扱う場合は業種ごとの登録が必要です。個

人取引でも年間2回または2頭を超えるものは動物取扱業と見なされます。また、非営利で一定数以上の動物を飼育する場合は、第2種動物取扱業とされ届け出が必要です（登録番号はありません）。第一種動物取扱業の広告には、飼育・保管の容易さ、幼齢時の愛らしさ、生態などに反した行動を過度に強調したものは掲載できません。次の項目を表示してください。

- A.事業者の氏名かその名称
- B.事業所の名称と所在地
- C.第一種動物取扱業の種別（販売、保管、貸出、訓練、展示）
- D.登録番号、登録年月日、有効期限の末日
- E.動物取扱責任者の氏名

**関連** 「第一種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目」環境省

## [19] 古物商 **実態**

古物商を営業するには、公安委員会の許可が必要です。売買する古物の種類を明示するほか、許可番号を明示するか、許可証の写しを提出してください。

**関連** 古物営業法第3条（許可）

## [20] 用品回収など **実態**

古紙、くず鉄、空きびん類、古繊維以外の一般廃棄物の回収、運搬、処理は、地方自治体か許可を受けた一般廃棄物処理業者しか行えません。また、不用になった家電製品も家電リサイクル法で回収は家電販売店などが行なうことになっています。買い取りの場合は古物商の許可が必要です。

**関連** 廃棄物処理法第7条（一般廃棄物処理業）

## [21] 風俗営業や暴力団など<sup>ⓧ</sup>

### 1. 風俗営業など

ソープランドやストリップ劇場、ラブホテルなどの各種風俗営業の施設・店舗、無店舗あるいは回線を利用したアダルトビデオ販売、出会い系サイトなどに類する広告は掲載できません。

### 2. 暴力団、示談屋など

暴力団の襲名披露、あいさつ、死亡告知、興行や、暴力団がかかわる企業の広告は掲載できません。また、示談屋などの広告も掲載できません。

**関連** 風営法第27条の二（広告宣伝の禁止）・同第28条（店舗型性風俗特殊営業の禁止区域等）・「北海道暴力団の排除の推進に関する条例」北海道

## 北海道新聞広告掲載基準

---

2023年12月

発行・編集 北海道新聞社営業局 〒060-8711 札幌市中央区大通西3丁目6

TEL011-210-5716

<https://adv.hokkaido-np.co.jp/>

---

北海道新聞社営業局管理制作本部  
TEL011-210-5716 FAX011-210-5720